

令和 5 年第 3 回定例会

河津町議会会議録

令和 5 年 9 月 6 日 開会

令和 5 年 9 月 19 日 閉会

河津町議会

令和五年第三回〔九月〕定例会

河津町議会 会議録

令和五年第三回〔九月〕定例会

河津町議会 会議録

令和5年河津町議会第3回定例会会議録目次

第1号（9月6日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	7
○一般質問	13
大川良樹君	13
渡邊昌昭君	32
宮崎啓次君	50
桑原猛君	69
○散会の宣告	82
○署名議員	83

第2号（9月7日）

○議事日程	85
○出席議員	85
○欠席議員	85
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	86
○事務局職員出席者	86
○開議の宣告	87

○議事日程の報告	87
○一般質問	87
北島正男君	87
正木誠司君	99
○報告第2号の上程、説明、質疑	118
○報告第3号の上程、説明、質疑	120
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○議案第43号～議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託	133
○散会の宣告	147
○署名議員	149

第 3 号 (9月19日)

○議事日程	151
○出席議員	151
○欠席議員	151
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	152
○事務局職員出席者	152
○開議の宣告	153
○議事日程の報告	153
○議案第43号～議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決	153
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
○第1常任委員会委員長報告について	160
○河津町議会改革特別委員会委員長報告について	162
○日程の追加	164
○報告第4号の上程、説明、質疑	164
○議員派遣の件	166
○委員会の閉会中の所掌事務調査の件	166
○閉会の宣告	167
○署名議員	169

○議案等審議結果一覧..... 171

第 1 日

9 月 6 日（水曜日）

令和5年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和5年9月6日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	土屋典子君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	臼井理治君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	友田佳伸君
教育委員会 事務局 局長	島崎和広君	会計管理者 兼 会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長 山本博雄 書記 山田祐司

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） これより令和5年河津町議会第3回定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本定例会はクールビズ推進のため、ノーネクタイ、ノージャケットで全出席者をお願いしておりますので、ご承知おきください。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

9番、稲葉静議員、10番、宮崎啓次議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、8月31日に議会運営委員会をお願いし、ご検討願った結果、本日より9月20日までの15日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

7日は一般質問2名、報告事項、補正予算、令和4年度決算8議案の提案理由の説明とそれに対する総括質疑並びに決算審査特別委員会への付託をお願いしたいと思います。

7日会議終了後から19日午後3時までを休会とし、その間に決算審査特別委員会による決算審査を願い、19日午後3時から本会議を再開し、決算審査特別委員会委員長の決算報告についての審議、議員発議による条例改正の審議等をお願いしたいと思います。

なお、20日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より20日までの15日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第3回定例会諸般の報告。

本定例会が開催されるに当たり、令和5年第2回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

6月26日、静岡県町村議会議長会総会及び議長会議が開催され、出席しました。

7月24日、賀茂郡町議会議長会が開催され、出席しました。

議員研修会、議長会県外視察研修、議会運営上の諸問題等について協議しました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

7月11日、議員月例会を開催し、議会デジタルトランスフォーメーションについて研修を行いました。

7月12日、第2回町議会臨時会が開催され、出席しました。

8月3日、子ども議会が開催され、議員1名が講師として出席しました。

8月17日、静岡県市町議会議員研修会が開催され、出席しました。

8月28日、議員全員協議会を開催し、第3回定例会の議案について、町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

6月28日、令和5年5月分(令和4年度・令和5年度)の出納検査報告書を受領しました。

7月26日、令和5年6月分の出納検査報告書を受領しました。

8月24日、令和5年7月分の出納検査報告書を受領しました。

監査結果報告。

8月10日、令和4年度財政援助団体等に関する監査結果を受領しました。

議会運営委員会。

8月31日、議会運営委員会を開催し、令和5年第3回町議会定例会の日程等を協議しました。

河津町議会改革特別委員会。

6月9日、7月11日、8月22日、河津町議会改革特別委員会を開催し、議会改革に関する事項について協議しました。

常任委員会関係議員活動。

6月14日、河津町表彰審査委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

6月19日、7月3日、7月10日、広報常任委員会を開催し、第2回町議会定例会の広報紙の作成、発行を行いました。

7月3日、青少年非行防止街頭キャンペーンが行われ、第2常任委員長が参加しました。

7月11日、第1常任委員会を開催し、公共交通に関する事項について協議しました。

7月20日、第1回河津町青少年問題協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

7月25日、第1常任委員会を開催し、公共交通に関する事項について協議しました。

8月2日、自衛隊協力会理事会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

8月16日、第2常任委員会を開催し、町の活性化策について協議しました。

8月22日、第1常任委員会を開催し、公共交通に関する事項について協議しました。

同日、第1常任委員会から河津町地域公共交通会議へ、民生・児童委員との公共交通に関する意見交換会の内容について情報提供を行いました。

同日、第2常任委員会を開催し、町の活性化策について協議しました。

8月25日、町村議会広報クリニックが開催され、広報常任委員が出席しました。

8月28日、広報常任委員会を開催し、第3回町議会定例会の広報紙の作成について協議しました。

3、一部事務組合について。

6月21日、東河環境センター議会臨時会。

7月7日、下田地区消防組合議会議員研修会。

8月29日、下田メディカルセンター議会全員協議会及び8月定例会。

8月30日、下田地区消防組合議会8月定例会。

8月31日、伊豆斎場組合8月定例会。

上記が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等。

6月17日、伊豆半島の未来を考えるシンポジウムが開催され、出席しました。

6月22日、富士山世界文化遺産登録10周年記念式典が開催され、出席しました。

7月1日、沼津市制施行100周年記念式典が開催され、出席しました。

7月6日、富士山静岡空港利用促進協議会総会が行われ、出席しました。

7月11日、夏の交通安全県民運動街頭広報が行われ、議員と共に出席しました。

7月20日、渋谷区議会議員の表敬訪問があり、副議長と共に出席しました。

7月21日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会等合同促進大会が開催され、出席しました。

8月7日、子ども議会本会議が開催され、議員とともに傍聴しました。

9月4日、交通安全対策委員会が開催され、出席しました。

5、町の行事について。

9月3日、町制施行65周年記念式典が開催され、議員と共に出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本定例会が開催されるに当たり、6月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

令和4年度決算について申し上げます。

令和4年度一般会計決算は、歳入総額50億4,927万6,722円、前年度比0.2%の減、歳出総額は47億7,491万1,085円、前年度比0.4%の増、歳入歳出差引額は2億7,436万5,637円となりました。

歳入の状況については、町税は主に固定資産税で、大規模償却資産の特例期間の終了と新築家屋の増加により、前年度比4.6%の増となり、町税全体では前年度比3.0%の増、10億655万854円の税収を得ることができました。

地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填分の減額により、前年度比89.2%の減、地方交付税は前年度比4.9%の減、国庫支出金は住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費や新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減額等により、前年度比5.7%の減、県支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の減額等により、前年度比9.9%の減、町債は子育て支援施設建設事業や道路橋梁維持事業等に伴う過疎対策事業債の増額等により、前年度比17.7%の増となりました。歳入総額は前年度に比べ945万7,876円の減収となりました。

一方、歳出の状況については、コミュニティセンター耐震対策事業費や住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費の減額等はありませんでしたが、子育て支援施設建設事業費や防災公園整備事業費、文化の家長寿命化事業費等の増額により、歳出総額は前年度に比べ2,071万5,386円の増額となりました。

詳細につきましては、令和4年度決算について本定例会に提出しておりますので、ご審議をお願いいたします。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公表することになっている健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字決算により非該当、実質

公債費比率は6.2%、将来負担比率は10.5%で、早期健全化基準をそれぞれ大きく下回りました。また、公営企業の健全化判断比率である資金不足比率も、黒字により非該当となりました。

これらの健全化判断比率から見ても、当町は健全な財政運営を維持していると判断できる場所ですが、今後はさらなる財源確保が難しくなる中、最少の投資で最大の効果を挙げることを念頭に、町民と共につくり上げていく共創のまちづくりとして民間の力も活用しながら、新しい時代のまちづくりを推進していきたいと考えております。

町政地区懇談会について申し上げます。

町民の声を町政に反映させるため、直接地区へ出向き、町民と対話や意見交換を行う町政地区懇談会を6月8日から20日までの6回開催しました。コロナ禍のため3年ぶりの開催となりましたが、今まで開催できなかった5地区と役場会場を合わせて計109名が参加し、今後のまちづくりについて意見交換等を行いました。

河津フラワートライアスロン大会について申し上げます。

第1回実行委員会を開催し、第8回河津フラワートライアスロン大会を10月29日に開催することとなりました。関係者を合わせると約1,000人が訪れる大会です。大会成功に向け、町民の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

姉妹都市白馬村交流事業について申し上げます。

6月29日、30日の2日間、白馬村立南小学校児童が来庁し、小学校統合後初めてとなる河津小学校児童との交流事業を見高浜地区で行いました。来年1月にはスキー交流も予定しております。

7月22日、23日には、姉妹都市提携40周年記念事業として、町民45名が貸切りバスで白馬村を訪問し、八方尾根トレッキングやスローピッチソフトボールによる交流を行いました。丸山村長、太田村議会議長をはじめ多くの方から歓待を受けました。参加者並びに白馬村の方々に改めて感謝を申し上げます。

今後も、各世代が参加できる交流事業を継続、推進してまいります。

都市等交流事業について申し上げます。

8月4日、昨年度、包括連携協定を締結をした学校法人服部学園服部栄養専門学校と協働して、出張オープンキャンパスと河津の食材を使った調理実習イベントを保健福祉センター調理実習室で開催し、賀茂地域の高校生等14名と町民16名が参加をしました。

8月19日には、東京で行われた静岡まるごと移住フェアに参加し、移住希望者と直接顔を

合わせて、意見交換を行いました。帰庁してからも、ウェブでの相談会等を随時実施しております。

9月中旬からはアーティストワークショップの受入れも予定しており、今後も様々な交流事業に参加、実施、支援し、関係人口の増加促進に努めてまいります。

町制施行65周年記念式典事業について申し上げます。

9月3日、河津バガテル公園オレンジリーにて、河津町表彰式及び町制施行65周年記念講演を行いました。表彰式では、町の発展に寄与された7名、5団体を表彰しました。功労表彰2名、有功表彰4名、篤行表彰1団体、感謝状1名4団体にそれぞれ表彰状と記念品を授与しました。

表彰式終了後には、服部学園服部幸應理事長による記念講演が行われたほか、フランス広場ではアニマルキーパーズカレッジによる出張ふれあい動物園も開催され、多くの町民でにぎわいました。ありがとうございました。

河津町子ども議会について申し上げます。

町の将来を担う子供たちがまちづくりについて学び、考えるきっかけとして、8月7日に河津町子ども議会を開催しました。

小学校5年生から中学校3年生までの子ども議員8名が登壇し、町政への質問や提案を行いました。子供たちの率直な思いを受け止め、まちづくりに生かしたいと考えております。

公共施設整備計画推進委員会事業について申し上げます。

小学校統合後の閉校施設の利活用について検討する公共施設整備計画推進委員会を立ち上げ、第1回委員会で、各旧小学校の現状と課題、住民アンケート結果等の説明を行いました。8月4日には、県主催のふじのくに施設紹介フェア2023官民対話部門へ出展し、民間7社から意見を聞くことができました。その意見を参考に、今後の利活用の方向性を委員会で検討していきたいと考えております。

町税の滞納対策について申し上げます。

賀茂地方税債権整理回収協議会による7月末までの滞納整理の状況は、預貯金、生命保険、給与等の財産調査を1,039件、実態調査125件、財産差押え11件を実施しました。

なお、財産調査につきましては、調査対象を近隣金融機関や都市銀行に加え、ネット銀行にも拡大しました。さらに、徴収困難な事案については、静岡地方税滞納整理機構に移管しており、今年度は10件、393万9,800円を移管しております。

これからも引き続き積極的な納税者の実態把握に努め、財産のあるものについては差押え

を実施し、徴収につなげてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

65歳以上の方、12歳以上64歳未満の基礎疾患を有する方を対象とした令和5年春開始接種を5月、6月に実施をし、1,801名が接種を受けました。職場接種、施設接種等を含めると、全年代で31.9%、65歳以上では65.4%が接種を受けました。

9月20日からは初回接種1回目、2回目を受けた方を対象とした令和5年秋開始接種を行います。対象者には接種券を発送済みです。日時指定されている方は、接種可否について、はがきの返信を、それ以外の方はウェブまたは電話での予約をお願いいたします。

各種検診事業について申し上げます。

7月19日から30日にかけて、計8日間、胃がん、肺がん、大腸がん検診を町内各所で実施し、延べ899名が受診しました。

9月27日からは特定健康診査、総合健診、きっかけ健診を予定しています。予約期間は終了しましたが、若干の空きがありますので、希望する方はお問い合わせください。

地籍調査事業について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、谷津地区栖足寺付近0.09平方キロメートルを実施区域とし、7月22日、28日に説明会を開催し、調査の目的及び実施方法等を関係者の皆様に周知しました。

また昨年度に現地立会いを実施した谷津地区海側の一部0.10平方キロメートルについて、測量成果の閲覧を9月1日から実施しております。

夏の海水浴について申し上げます。

7月15日に今井浜海水浴場の海開きを行い、8月20日まで運営しました。台風等の影響による遊泳注意や遊泳禁止があったため、今年の入込みは2万2,154人、前年比74.7%となりました。

踊り子温泉会館30周年記念事業について申し上げます。

7月15日から17日までの3日間、踊り子温泉会館で開館30周年記念イベントを開催しました。期間中は施設を無料開放し、伊豆の踊り子によるじゃんけん大会や記念グッズの販売等を行い、町内外から1,904人が訪れました。

3市町E-BIKEリレーについて申し上げます。

7月13日、新たな天城越えをテーマに、伊豆の国市、伊豆市、河津町の3市町の首長によるE-BIKEリレーを行いました。起点の葦山反射炉から狩野川記念公園、道の駅天城越

え、旧天城トンネルを経て、河津桜観光交流館にゴールしました。今後は、伊豆半島のサイクルツーリズムの推進並びに伊豆縦貫道開通後の天城峠のさらなる活用を推進していきます。

総合防災訓練について申し上げます。

防災の日である9月1日、町内全域で大規模地震発生を想定した総合防災訓練を行い、各地区の自主防災会では、役場本部との情報伝達訓練や防災機材の点検、消防団と合同で消火訓練等を実施し、地域住民等1,513名が参加しました。

また、町内の各事業所では、8月29日から9月6日までの間にそれぞれ訓練を実施しました。

旧西小学校で行った会場型訓練では、小鍋、湯ヶ野、下佐ヶ野の地区の住民を対象に、陸上自衛隊による応急救護訓練を行ったほか、東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社による外部給電のデモンストレーション、役場職員による防災資機材の展示や使用方法の実演、炊き出しの訓練を実施しました。

平和学習事業について申し上げます。

昨年度に引き続き、戦争や原爆がもたらした深い悲しみと癒えることのない心の傷を真摯に受け止め、命の貴さや平和の大切さを育むことを目的として、8月2日、3日の2日間、河津中学校生徒2名を広島へ派遣しました。生徒2名は、11月に行われる青少年の主張大会で、学習を通して感じたことを発表する予定となっております。

青山学院大学学習交流事業について申し上げます。

町と青山学院大学の連携協定の一環として、8月21日、22日の2日間、河津中学校の3年生24名が参加し、青山学院大学体験教室を実施しました。体験教室では、携帯型の情報機器の現状と可能性、中学生の学び方改革に関する講義を受講し、生徒たちは貴重な体験を得ることができました。

社会教育事業について申し上げます。

第24回静岡県市町対抗駅伝競走大会は、12月2日、静岡県庁前から草薙陸上競技場までの12区間42.195キロメートルで開催が予定されています。河津町派遣選手団は、8月12日から毎週土曜日に河津中学校グラウンドで練習を行っていますので、町民の皆様の応援をお願いいたします。

主な入札結果について申し上げます。

6月21日に実施した普通河川沢田川予備設計業務委託は、静岡コンサルタント株式会社が落札し、2,167万円で契約しました。この事業は、現況の河川を調査し、沢田川の治水対策

を検討するために実施するものです。

6月28日に実施をした河津町防災情報伝達システム整備工事は、株式会社日立国際電気静岡営業所が落札し、4億8,494万6,000円で契約しました。この事業は、アナログ防災行政無線をデジタル化へ更新するために実施するものです。工事は3か年となります。

同日に実施した防災拠点施設（長野地区）建設工事は東海建設株式会社が落札し、2億8,215万円で契約しました。この事業は、見高地域の防災拠点施設を建設するために実施するものです。

7月20日に実施した河津町立河津中学校体育館修繕工事は東海建設株式会社が落札し、4,378万円で契約しました。この事業は、体育館屋根の損傷部を修繕するために実施するものです。

8月23日に実施した大鍋地区星原治山工事は齊藤土木株式会社が落札し、2,684万円で契約しました。この事業は大鍋地区星原の水路整備を行い、土砂流出を防ぐために実施するものです。

その他の入札結果につきましては、別紙を参照してください。

報告は以上のとおりです。

依然として厳しい財政状況が続きますが、町民の声を真摯に受け止め、一層の行政運営の効率化に努めながら町民本位の施策を進めてまいり所存でありますので、今後とも議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） これで町長の行政報告を終わります。

10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、一般質問に入ります。

質問は1件ごと一問一答方式とするか、一括質疑方式とするかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

3番、大川良樹議員、5番、渡邊昌昭議員、10番、宮崎啓次議員、4番、桑原猛議員、2番、北島正男議員、1番、正木誠司議員。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、3番、大川良樹議員の一般質問を許します。

3番、大川良樹議員。

[3番 大川良樹君登壇]

○3番（大川良樹君） 3番、大川良樹でございます。

令和5年河津町議会第3回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、新たな観光施策とその財源について。

2件目、入湯税の引上げについて。

3件目、歯と口と健康について。

以上3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

まず、1件目、新たな観光施策とその財源についてお伺いします。

2020年1月に国内で初めて新型コロナウイルスの感染が確認され、本年5月に5類移行されても、いまだなお収束することはなく、静岡県では県独自の感染拡大基準を超えたため、8月4日に感染拡大警報を発令いたしました。

そんな中、河津町の第一の主産業である観光もコロナ前のような回復が見られず、今年の

国の施策として行われた全国支援割等の終了による反動や夏の酷暑とも言える異常な暑さの影響もあり、海水浴客の数字も伸び悩み、本年においては宿泊業、観光業関係の方々からは厳しい状況との声を多く聞いております。

しかしながら、町もこれに黙って見ているのではなく、新たな観光施策を打たなければ、新型コロナからの脱却、ポストコロナを迎えることができません。

それらを踏まえ、お伺いします。

新型コロナウイルス感染拡大後、どのような観光施策を打ってきたのか。また、新たな観光施策の試みは、それらを実行する上で財源の確保はどのようになっているのか、お伺いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の質問の新たな観光施策とその財源について、1つ目としては新たな観光施策の取組とその財源構成はということでお尋ねですので、お答えします。

まず、全般的なお話をさせていただきます。

国、いわゆる観光庁では、人口減少を迎える日本での観光は、成長戦略の柱として、地域活性化の切り札として、大きな3つの目標を掲げて取り組んでおります。

3つの目標を具体的にお話ししますと、1つは、今後の対策として高付加価値化で持続可能な観光地域づくり、2つ目として、インバウンド回復に向けた戦略的な取組、3つ目として、国内交流等の拡大等でございます。これが基本的な大きな3つの政策となっております。

特に具体的な施策の説明として国のほうでは、定住人口が減少しているわけでございまして、定住人口の減少分、1人当たりの年間消費額は130万円と言われておりますけれども、それを補うためには、外国人旅行者8人分または国内旅行者23人分または国内の日帰り旅行者で75人分が必要とされております。特に、訪日の外国人旅行者は、コロナ前の2019年には約3,200万人、消費額約4.8兆円と飛躍的に増加をしたわけでございますけれども、その後のコロナの影響で2020年には412万人、2021年には25万人、昨年2022年には383万人と、大変大きな落ち込みがございました。

今年に入り、回復傾向ではありますが、まだ完全には復活していない状況で、ポストコロナの重要な戦略として、今後大きな伸びが期待できると、その対策をこのような形で行っているわけでございます。

また、国内旅行でもコロナの影響を受けて、2020年から2021年までの2年間は大きく落ち

込みまして、昨年2022年には回復傾向となりましたが、それでもコロナ前の2019年に比べますとまだ約7割ぐらいまでしか回復をしていないという、そんな状況で、今後ポストコロナの時代に向けて、国は取組を強化しているという、そんな状況でございます。

国のこのような施策方針を受けまして、町として新たな取組に向けて、特に観光庁の補助金を活用して、観光協会とも協力して、補助金獲得に向けて地域一体となった観光地、観光産業の再生、付加価値化事業や、インバウンド回復に向けた戦略的事業について計画申請して、一部で既に採択をされて、議員もご存じのように町の予算化もされて、イベント等も含めて観光協会と進めている状況でございます。

現在は、その他の事業として宿泊施設の高付加価値化改修事業について申請をする方向で準備を進めております。

既に国の採択が決まったものですか、その内容や今後の予定、その財源については担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから、町長の答弁にありました観光協会が申請しております観光庁の補助金について説明させていただきます。

官公庁の補助金につきましては、7月の臨時会にて補正し、予算化したものでございます。

まず、採択されました2つの補助金についてですが、1つ目は、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業ということで、インバウンド向けに地域の観光資源の見極めから販路開拓までの支援でございます。この事業では、持続する観光モデルの造成ということで、富士山空港、駿河湾フェリー、河津桜というパッケージでインバウンドコースの造成と定着化の取組に対して補助されるものでございます。

具体的には、プロモーションや海外インフルエンサーとの連携、またモニターツアーの企画に加えまして、既存のありました七滝まつり、また踊子文学祭などを統合したようなイベントを検討することとしております。この事業予定の総額が850万円、国の補助金は550万円を予定しております。

もう一つ採択されております観光再始動事業につきましては、インバウンドの本格的な回復を図るため、特別な体験コンテンツ、イベントの創出を支援するものでございます。

河津町、伊豆半島においては、観光の最大コンテンツあります河津桜まつり、それをより特別なコンテンツとすべく、世界農業遺産であります水わさびや、河津桜のお花見スポット

をアレンジし、プレミアムなツアーを造成し、台湾、韓国をメインとしたインバウンド関連のプロモーションとプレミアムモニターツアーで高価格体にて実施するなど、今後の可能性を広げるための取組を行い、河津町の観光事業の刺激としたいと考えたものです。観光再始動であることから、こうした取組を契機に、事業者の積極的な事業転換や連携につながる事業になればと期待しております。

この事業の総額はおおむね3,000万円、国の補助額は2,250万円を予定しています。

また、先ほども町長述べましたが、現在観光庁の高付加価値化事業への取組も行っております。観光事業者を主体に、観光協会を窓口にも、現在、申請に向けて内容を詰めているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 本当にコロナ禍で疲弊したというか、沈んでいた観光関係を町のほうでいろんなコンテンツというか、いろんなものを観光庁の補助を利用しながら見つけてくれて、掘り起こしをしてくれたり、新しい企画をしてくれたりという形で、今、産業振興課長からも具体的なインバウンドの誘客に向けた観光コンテンツの開発で、事業費850万、あと高付加価値をつけたプレミアムツアー、桜まつりのときにインバウンドに向けた高付加価値のプレミアムツアーの造成に事業費3,000万という形で、本当に人口の規模が小さいこの河津町でいろいろな仕組みづくりをしてくれたというのは、本当にコロナ禍でいいスタートが切れるのかな、これ、本当に実を結べればなと思います。

そういう中で、昨年もE-BIKEの事業を産業振興課中心に事業展開してくれているんですけども、それを含め、こんなことをインターネットでも見つけたんですけども、民間でも伊豆今井浜東急ホテルさんが同じく観光庁の補助金事業で、伊豆で異色の禅体験ができる宿泊プランということで、栖足寺さんとコラボして、プロジェクトマップの体験であったり、ビーチでの座禅体験、また栖足寺、来宮神社、涅槃堂、ならんだの里をE-BIKEで巡る、伊豆寺院の特別公開コース等を造成ということで、E-BIKEを活用したツアーなどを企画し、先ほど課長が言っていましたけれども、採択されたE-BIKEの事業を連携してつなげるという、商品化するという形を本当に町全体が官民一体となって、インバウンドの誘客に向けて事業実施をされているということは本当にうれしく、私も感じております。

ぜひ、そういったイベントや企画なども絡めていただき、町内消費につなげる形をつくっ

ていただければと。今までは、どちらかというイベント的なものを開催して終わり、例えば今井浜花火大会をやりました、何とかをやりますだけでなく、例えばこれから、今年行ったトレイルランやフラワートライアスロンと、例えばですけれども、参加費を上げるなどして、町内でしか使えないさくらちゃん商品券を参加者に3,000円分、参加賞に配るとか、今も旅館組合さんが企画して、カーネーションの援農体験なんかで1,000円の町内利用券等を配布しているというのものもあるんですけれども、せっかくですから、イベントを打つならば町内でのお土産物や食事をしていただき、イベント開催と町内で消費還元ができる仕組みづくりまでを考えてみてはどうでしょうか。

改めてお伺いします。観光イベントと絡めた町内経済活性化施策の検討をされてはいかがと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今、議員からお尋ねのありました活性化施策の検討ということで、イベントと絡めたということだと思います。

特に、消費をいかに町内でしてもらおうかというのは基本的な、重要な点になるかと思います。私も前々から言っていますように、桜まつり見ても、一番大きなお金が落ちる宿泊関連が、河津町は近隣の市町が多くて、どうしても河津は少ないという状況があるものですから、それはパイの問題もありますので、できるだけ河津町内でお買物していただいたり、食事をしていただいたりすることが河津町内にとって、とても大事なのかなということで、今回のイベントもそういうことを含めて計画しているところがございます。

特に、先ほど申したように、今年度は国のそういう事業を取り込みながら、補助金を生かしながら、そういう新たなイベントに取り組んでいきたいなと思っております。

先ほど議員が紹介ありましたように、今井浜東急さんを中心としたそういう再始動事業も、町も協力して一緒にやっておりますので承知をしておりますけれども、民間の業者さんもそういう形で協力していただいて、町は町で観光協会と一緒にあって、そういう事業もやっていく中で、総合的にこの町の新たなイベントですとか、そういう取組を進めていきたいなと、そんなふうに思っております。

それから、観光庁関係以外のイベントで、町も幾つか今考えておりまして、イベントという形で、特に今年度は県の東アジア文化都市事業というのがございまして、これもエントリ一制なんですけれども、特にその中で2つほど、今、事業を考えております。

秋バラシーズンには、バガテル公園でこの事業の一つを考えております。これは、ロリータ

文化の先駆者として国内外で10万人以上の影響力を持ちますカリスマの青木美沙子さんという方がいるんですけれども、その方を招いて、日本のかわいい文化をテーマにしたイベントを、これは地域活性化起業人の派遣先でありますDMM. comの委託事業で行う予定でございます。既に、青木さん自身も、本人自身が町内に下見に来ておりまして、現在、準備中でございます。また、詳細は決まりましたら、皆さんにお知らせをしたいなと思っております。

それから、もう一つは、同じく秋バラシーズのバガテル公園において、「伊豆の踊子」の無声映画の上映会を開催しております。これも、東アジアの文化都市の関係の補助金を頂いて、予定しております。これは、初代であります田中絹代さんの主演映画を、弁士ですとか楽団を交えた貴重な映画上映会を、弁士の派遣元でありますマツダ映画社というのがございますけれども、そこに委託をして行う予定でございます。

そのほかにも、もう一つ、3つ目としては第8回フラワートライアスロン大会も、今までやっていたわけですがけれども、県の東アジア文化都市事業の活用ということで、補助金を使って、この事業についても、今までやっていたわけですがけれども、県の東アジア文化都市事業として補助金を使って、トライアスロン大会も行いたいと、そういうことで、国の観光庁の補助金あるいは県の補助金も使いながら、今後イベント等取り組んでいきたいと思っております。

詳しい内容につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、企画調整課で行うイベントの詳細について説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、K a w a z u K a w a i i イベントと題しまして、地域活性化起業人DMM. comからの発案によりまして、若年層の誘客促進を図るということで、秋バラシーズンの10月21日に河津バガテル公園を舞台に、ロリータファッションモデルによりますイベントを実施いたします。

SNSのフォロワー数が10万件以上を有します青木美沙子さんによりますファンとのファッションショー、あと園内映えスポットでの撮影会、園内カフェでお茶会等を実施する予定でございます。また、イベント以降、1か月程度、貸出し用の衣装としまして、青木さんの私物コレクションによる提供いただきました衣装やグッズの貸出しを行う予定でございます。

そのほかにも、峰大噴湯公園足湯施設にてローズフットバスの実施や、町内のフォトスポッ

トでの撮影会なども企画をしているところでございます。

財源でございますが、先ほど町長も申しましたとおり、県の東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラム県費の補助金、これ、補助率が2分の1でございます、そちらのほうを活用いたしまして、一部、企業版ふるさと納税を充当して行う予定となっております。

2つ目の河津フラワートライアスロン大会でございますが、今年度で第8回の大会となります。10月29日に実施を予定しておりまして、スイム1.5キロ、バイク40キロ、ラン10キロのオリンピックディスタンスで行います。フィニッシュエリアでは、地場製品の提供や販売を行う予定でございます。

参加見込者数につきましては350名、スタッフ、応援を含めると約1,000名が参加する予定でございます。

財源でございますが、今年度は東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラム県費補助金を活用させていただきまして、参加者負担金、企業協賛金、その他補助金等で実施予定で、町からの負担金につきましては全額削減をする予定でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私からは、教育委員会で行う文化イベントの「伊豆の踊子」無声映画特別上映会について説明します。昭和8年、1933年、松竹制作、田中絹代主演の無声映画の上映会を11月23日木曜日、勤労感謝の日にバガテル公園ワーキングスペースにおいて、13時開場、13時30分開演で行います。入場無料、定員70名、予約優先で実施いたします。詳細につきましては、回覧や町のホームページで今後お知らせする予定です。

また、事業の財源につきましては、東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラム補助金を活用し、県と町それぞれ2分の1となります。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） いろいろ、観光以外の県の補助金を利用したいろいろなイベント等の東アジア文化都市の事業をご説明いただいたんですけども、私の質問は、それらはイベントを含めた形の町内経済の活性化の施策につなげていただきたいなという質問をさせていただいたんですけども、ちょっと今のと、もし、これ、3回目になっちゃうので、後ほどご回答いただけると助かります。

ぜひイベントと絡んだものを、町内活性化施策を打っていただきたいというお願いを含め

て質問させていただきましたので、その辺はもう一度いただければと思います。

本当にそうやって町も何とかしなきゃということで、国・県の補助金を活用しながら、今年、本当にイベントを打っていただいていると思います。

そういった一方で、ふだんからやらなければいけない情報発信とか、観光関連に関わる施策を実行するには、今後、やはり人口減少が進む中、自主財源の確保も必要と思います。

そういったことを含めお伺いたします。

今後人口減少が進む中、観光施策のみならず、いろいろな事業を展開する上でも自主財源の確保が必要と思いますが、自主財源の確保の検討はどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま議員のお尋ねの、まず前問に関わる質問にお答えしたいと思います。

イベントと町内の経済活性化対策の関係です。

先ほど申したと思うんですけども、今コロナ禍後で、新たな動きの中で国もいろんな事業を行う中で、河津町としては、やっぱりいろんな施策をこれから取り組んでいかなきゃならないという中で、新たなイベントに取り組んでいこうということで始めたところでございます。

その中で、どうやって、今後経済の部分で町に貢献できるかということでございますけれども、今回のいろんな事業をやっていく中で、特にイベントのやり方といいますか、そういうものも、議員おっしゃるように、経済の対策も含めて検討していかなきゃならないのかなと思っております。

特に、今回の事業の特色は民間企業も入っているというところで、特に青木さんのイベントについては民間の委託をして、その考えもありますし、ふるさと納税なんかも活用したりとか、あるいは外部の方の意見を取り入れながらやっていくというところに特色があるのかなと思います。

これからのイベントも、町だけではなくて、外部の力も借りながらやっていくことが、それともう一つは議員がお尋ね、財源も考えながら、次の質問のお答えにもなるんですけども、そういうことも考えながら、やっぱり外部の力を借りていって、イベント等もリニューアルしていくことによって、今後の経済的な部分も見えてくるのかなと思います。

今年についてはまだ取り組んでいない部分もありますので、今後桜まつりも含めて、バガテル公園のイベントも含めて、新たな取組の中で今後の具体的な方策をしていきたいと思

っております。

特に桜まつり等については、高付加価値化ということで、人ばかりを呼んでオーバーツーリズムにならないで、やっぱり単価を上げていくような仕組みも必要だと思いますし、今、補助金等の申請も考えている各施設等も、やっぱり高付加価値化をするために施設の改修だとか、そういうものも今後重要になってくると思いますので、そういう意味でも国の補助金を大いに使うということが今一番大きなことかな、それがコロナ後の観光の一つの戦略として、私は、特にインバウンドについては多くの方たちが今後は来るだろうという、そんなことも含めて、特に力を入れてやっているところでございます。

それから、今お尋ねの財源の関係をお答えしたいと思っております。

観光の財源については、ご存じのように入湯税ですとかふるさと納税などが挙げられると思います。

特に、観光協会については独自の収益事業も持っているわけでございますけれども、観光協会は委託事業の中で行っておりますので、観光協会などは自主事業と町からの委託事業が中心かなと思っております。

町については、特に検討していないわけでございますけれども、これまでも実績ありますふるさと納税、その中でも一般のふるさと納税と、今回もイベントで活用します企業版ふるさと納税などの財源を確保することが一番ではないのかなというふうに思っております。そのほかに有利な財源確保ができるものがあれば検討したいなと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） そうなんです。次の質問にも、私もそのためにこの質問をさせていただいたんですけども、企業版ふるさと納税なんかも、実際、昨年度あたりから頂けるようになって、ただ、令和2年の国の税制改正で、これって、一応予定は令和6年度までなんですよね。

だから、そこら辺がどうなっていくのか、通常のふるさと納税も含めて、やはりいつまでもあるということは分かりませんので、ある間は、せっかく使える国の施策ですから、もちろんそれを活用しながら、ふるさと納税を収益を上げていただくというのは必要なことだと思いますし、やっぱり今後、自治体としても稼ぐ力というか、そういう財源を確保する力をつけていかないと、やっぱりいけないと思うので、そこら辺は今後とも検討いただければと

思います。

続いて、2件目なんですけれども、入湯税の引上げについてということで、総務省のホームページから引用しますと、「入湯税は、入湯施設の利用と市町村の行政サービスとの関連に着目し、鉱泉浴場所在の市町村が課する目的税です。その用途は、環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てること」とされております。

1件目でも述べたように、人口減少が進む当町にとって、入湯税は大事な財源の一つです。そこでお伺いします。

①入湯税の推移とその活用は。

入湯税というのは、課税対象が鉱泉浴場における入湯行為とあるので、当町ではホテルや旅館、民宿等、宿泊施設を利用された方々から徴収する税金、言わば観光客の方々から頂く税金になります。1人1日150円を標準とする入湯税ですが、入湯税を観光地税として捉え、超過課税を適用している三重県桑名市や北海道釧路市等もあり、また近年、都道府県や政令指定都市では宿泊税として2002年に東京都が、2017年に大阪府が、2018年に京都市等が宿泊税を導入しております。

7月25日の静岡新聞では、新型コロナウイルス感染症の5類移行で経済の正常化が進み、訪日外国人観光客も回復傾向に進む中、観光施策を図るのが狙いということで、多くの自治体が宿泊税の導入を検討しているということでした。

当町においても、河津桜まつり期間中、特に、最近、多くのマスコミでも取り上げられている、先ほど町長もおっしゃっていましたが、オーバーツーリズム、観光集中によるごみ問題、交通渋滞、また地元住民への迷惑行為など、実際オーバーツーリズムの問題は当町でも起こっております。

それらを踏まえ、お伺いします。

②入湯税の在り方と、観光客に対する観光地税とは言いませんが、観光客に対しても少しでも受益者負担をいただくようなお考えはないのかお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員から2つの件についての質問ですので、お答えします。

大きなくりとしては入湯税の引上げについてということで、2つの点については推移とその活用と、あるいは受益者の負担についての考えをお聞きしたいということだと思いますので、お答えします。

入湯税は、先ほど議員がおっしゃったように、国の地方税法の目的税でございまして、使途については、先ほど議員がおっしゃったように4つの目的があるということでございます。税率は、基本的には1人1日150円を標準とするというふうになっております。

後ほど、また具体的な税率ですとかお尋ねの推移につきましては担当課長より答弁させます。

2つ目の受益者の負担の関係でございます。

入湯税につきましては、私も数年前から、私の制度設計のヒアリングの中で、入湯税の申告等の適正化と申告に対する義務と報告、帳簿確認などの実施について、検討や対策を行ってきております。そういう意味で、私ども、大変入湯税について関心を持っているということでございます。

特に、入湯税については町の税条例の中で、徴収については特別徴収で行いまして、特別徴収義務者は前日分を翌月の15日までに町に申告をし、納入する制度となっております。ほかの税金と違いまして、税額については義務者の申告により決定しますので、町では、義務者の方が、時に遅れる方もおりますので、期日までに確実に申告してくださるよう告知指導を行い、年に数件の指導等も現実的に行っております。

入湯税は当然目的税ですので、税金が増えれば、先ほど議員がおっしゃったような項目について、特に観光目的に使うことができますので、税収により観光財源確保につながるものと考えております。当然、入浴者から頂くものでありますので、利用者が増えれば、当然入湯税も増えますので、重要な財源と考えております。

特に、観光財源の問題として2つあるかと思っております。

入湯税の問題の中で、一つは観光で頑張っても、需要を増やして観光財源として使えるのは入湯税だけで、観光全体による、例えば税収増が観光に還元されているかどうか分からないという点があります。入湯税は分かるので、ほかの部分の影響したものが観光に生かされてくるかどうか分からないという点が一つ、問題としてあるのかなと思っております。

2つ目なんですけれども、現状の国の交付税制度の算定式の中に、交流人口ですとか観光客数の指数が反映されていない制度になっております。ですから、実際は観光地というのは観光客のためにいろんな政策を打っているわけでございますけれども、それが多くの方が来ても交付税の算定式には含まれていないということで、国の算定基準から含まれていないために反映されてこないという点がございまして、そういう大きな課題があるのかなと。

そういう課題の中で、先ほど議員がおっしゃったように、それぞれの地方自治体では観光

の自主財源を確保する取組を行っている例もありまして、私も前々から調べておりましたけれども、例えばその方法として、地方税、入湯税の超過課税、これは北海道の釧路市、上川町、三重県桑名市、大分県別府市などで行っております。

また、法定外の目的税、これは先ほど議員もおっしゃったと思うんですが、例として宿泊税、乗鞍環境保全性、遊漁税などがございます。それから、法定外普通税として、例として別荘地等所有税、歴史と文化の環境税などがございます。そのほかにも協力金、寄附金などとして、例えば例として、皆さんご存じの富士山保全協力金ですとか、おわら風の盆行事運営協力金などがあります。

そういうことで、入湯税を上げて、観光の自主財源を増やすという考え方もあると思いますが、それには関係者の理解が、私は必要であると、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 私からは、入湯税の具体的な税率と推移についてご説明いたします。

河津町税条例で定められている入湯税の税率は、入湯客1人1日につき、利用料金が1万2,000円以上のものは標準の150円、6,000円以上1万2,000円未満のものは130円、6,000円未満の者は100円と定められています。そのうち、課税免除として、12歳未満の者、共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者、学校行事として行われる修学旅行の児童・生徒、日帰り入浴などは入湯税を課さないとされております。

現在、入湯税を納めていただく特別徴収義務者は、町内の旅館、民宿等、47件が登録されております。

次に、入湯税の推移として、課税状況ですが、平成30年度は2,068万円、令和元年度は2,017万8,000円と減少傾向ではありますが、2,000万円台を保っております。コロナ禍に入った令和2年度は1,558万5,000円、令和3年度は1,643万7,000円と、コロナの影響を受け、2,000万円を下回る状況でした。しかし、昨年度の令和4年度には2,221万7,000円と、コロナ前の水準に戻ってきている状況です。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、入湯税の活用について申し上げたいと思います。

入湯税の活用につきましては、各年度決算において財政事情の報告書というものをお出ししております。ホームページのほうに掲載し、入湯税の用途について明確化をしてございます。

令和元年度では、環境衛生の合併浄化槽の設置事業の補助事業に207万9,000円、観光費の観光振興事業、これ、観光の宣伝、それからイベント等の振興事業の関係でございますが、そちらのほうに1,741万6,000円、観光施設の整備事業に68万3,000円の充当を行っております。

令和2年度では、環境衛生の合併浄化槽の補助事業に40万2,000円、観光費の観光振興事業のほうに1,275万9,000円、消防費の消防施設管理事業に242万4,000円でございます。

令和3年度では、環境費のほうに3万円、それから観光振興事業のほうに831万6,000円、消防費のほうに809万1,000円の充当を行っております。

令和4年度でございますが、環境衛生のほうに1万1,000円、観光振興事業のほうに1,541万3,000円、それから消防関係の消防施設管理事業のほうに679万3,000円の充当を行っております。

活用については以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 入湯税の説明、ありがとうございました。

私も入湯税の用途のほうを町民生活課の担当者に聞きましたら、今ほどの金額だよということ、ホームページに出ているよということで教えていただきました。

実際のところ、一番、コロナ禍で沈んでいた令和2年度1,558万のうち、先ほど総務課長おっしゃいましたけれども、1,200万が観光振興に使われていまして、入湯税の全体の81%ぐらい使ってくれているんですね。令和3年にしては、全体の50%ぐらいを観光振興に町は使ってくれているのが、実際のところ調べてみると、そういうことが分かりました。

ただ、今回質問するのに当たって、やっぱり入湯税を申告される宿泊業者の方々ともお話をいろいろさせていただいたんですけれども、入湯税を上げることには反対だという方と、ちゃんと観光振興に使われるならば協力したいという方と、はっきりと二分されました。そんな中で、ぜひ今回伝えてくれということと言われたんですが、例えば河津桜まつり期間中、館橋付近で夜のライトアップを行っているんですけれども、桜が大きくなっていて、ライトがずれていると、ぜひ直してほしいと、宿泊を有し、回遊を伴うお客様のためにも切実なる声をいただきました。

そういった現場の声をまずは酌み取って、入湯税を充てたり、修繕したり、旅館組合だったり、宿泊業、観光業の方々の声を直接組み入れた入湯税の使い道を示せば、入湯税を上げることへも協力していただけるのかなというふうに私は思いました。

また、8月23日の東伊豆の検討委員会の伊豆新聞の記事でも、超過課税を既に行っている北海道釧路市阿寒湖温泉のアンケートでも、入湯税の使途を明確化することで宿泊者の協力を得られるという記事がありました。払うほうも、いただくほうも、使途の明確化は入湯税を頂く上で必要であると改めて感じました。

そんな中、前後いたしますが、7月29日の伊豆新聞の記事に、東伊豆町、入湯税引上げ検討再開という記事が掲載されておりました。また、先ほども申し上げましたが、既に8月23日の記事では観光財源安定確保へと、東伊豆町は入湯税を上げるための検討委員会発足という記事が掲載され、スピード感があるなと感じました。

これらを踏まえ、お伺いします。

①河津と東伊豆を面で考えたら、東伊豆地域、東伊豆町が入湯税引上げの検討に入るならば、当町も一緒のタイミングで上げるチャンスと思うが、東伊豆町の入湯税引上げ検討について、町長のお考えは、②当町においても入湯税引上げについての検討はされないのか、以上2件お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、入湯税引上げについての私の考え方と検討についてということですので、お答えします。

前問でも一部お答えしておりますが、超過課税により、さらに自主財源を確保する考え方としてあるかと思えます。

ただ、実施に当たっては特別徴収義務者の理解、これ、実質的な宿泊料の値上げになるということと、あと利用者の理解、これは宿泊者負担増と観光施策への、議員おっしゃるように、還元の理解が必要でありまして、議員もおっしゃったように、私も以前から調べておりますけれども、釧路市旧阿寒町などの過去の例では、観光事業者が独自の財源研究会を立ち上げて、内部的な理解と宿泊者等へのアンケート調査を踏まえた結論として、市への要望書を提出して、行政における入湯税の検討を得て、100円アップの250円にする税条例の改正案が議決した経緯もございます。このような手順を踏んで、阿寒町の場合はやってきたということでございます。

東伊豆町が今後どのような方法で行うのか、経過を見守っていきたいと思います。ただ、

河津町と東伊豆町の宿泊者等の規模も違いまして、入湯税についても大きな状況も違いますので、それぞれの町の特別徴収義務者の考えや町の進め方を見ていきたいと考えております。

また、引上げについての検討の件でございますけれども、河津町の場合は、まず適正な税の申告納税により観光に還元されていることの意識改革が優先でございます、その後に必要があれば、超過課税による増収分についての一定の基準を設けて還元する特別徴収義務者の努力により観光の自主財源が増えるなどの前提条件が、ある程度制度として理解されれば、その時点で仕組みづくりを町として考えたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） やっぱりそこについては、ちょっと東の話も聞いたんですけれども、事業者から、東の場合は上がってきたというのを以前聞いたことがあります。なかなか、やっぱり宿泊事業者さんが間に入って、徴収していただいて、納めなければいけないという部分はもちろんあると思いますし、そこのご理解というのが、やっぱり必要なのかなと、今回宿泊業者の方々ともお話ししたんですけれども、やっぱりそれを理解していただかないとなかなか難しいのかなとは正直感じました。

ただ、やっぱりこれから人口が減る中で、国が認めた財源確保できる方法の一つですので、やっぱり宿泊業者が希望するような形の、お金の使途というんですか、観光施策の使途を示して、先ほど言ったようなことを改善して、入湯税で改善していただけるんだよということも少しでもやって、町と民間とが一体となって、そこら辺が同じ方向を向くことが、やっぱりこれからの産業の持続可能なSDGsにもなると思うので、そこら辺は、厳しい中の財政ですので、今後ともご検討をいただければと思います。

時間もないので、続いて3件目、歯と口の健康についてお伺いします。

厚生労働省では、歯と口の健康は、全身の症状、疾患や要支援・要介護などに関わり、健康長寿を実現する上で欠かせない、生活の質を大きく上げるものということで、年代別の歯、口の健康に関する問題や対策、歯や口の健康と生活の質との関連性、口腔ケアの重要性、歯を守るための予防方法など、歯科口腔保健目標として、全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現という、その目標実現のために2点を挙げております。

1つ目は、個人のライフコースに沿った歯、口腔の健康づくりを展開できる社会の整備、2つ目、より実効性を持つ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施、そういつ

たことを踏まえ、中でも様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健施策を展開するとともに、ライフコースアプローチに基づいた歯科口腔保健施策の推進が求められております。

当町における幼児期、学齢期、成人期、高齢期等、様々なライフステージにおける歯科口腔保健に対し、町の取組はどのような取組をされているのでしょうか、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、委員お尋ねの歯と口の健康について、その中で町の取組をお尋ねですので、お答えします。

最近、齲蝕ですとか、歯周病で代表されます歯科疾患は、その結果として、食生活や社会生活等に非常に支障を来すということで、またひいては全身の健康に影響を与えるとされておりまして、特に定期健診などの対策が大変重要視されているという、そういう状況でございます。

議員お尋ねの取組等については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 私からは、河津町における歯科保健に対する取組状況を各年代別に申し上げます。

まず、乳児期です。4か月児、10か月児の集団健診の際に、保護者への意識づけのため、歯科衛生士による個別歯科指導を行っています。

次に、幼児期です。1歳6か月児、3歳児に対して行う集団健診の中で、歯科医による歯科健診と個別歯科指導、また希望者には歯科衛生士によるフッ化物塗布を実施しています。

また、奇数月に行っている2歳児健康相談や育児相談では、歯科衛生士による歯科相談と、希望者にフッ化物塗布を実施しています。

ほかに、集団の場でのフッ化物洗口として、わかば保育園では4、5歳児、年中、年長の希望者に対し、週5回法で、またさくら幼稚園では同じく4歳、5歳児の希望者に対し、週1回法で実施しております。また、わかば保育園、さくら幼稚園の園児全員を対象に、クイズや寸劇などの虫歯予防教室を年1回実施し、園児への意識づけを行っております。

次に、学齢期です。令和3年度の1月まで、旧西小学校の1年から3年生の希望者に対し、フッ化物洗口を週1回法で実施していました。令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大を避けるため、実施を見送りました。

また、幼稚園、保育園でフッ化物洗口していた子供が小学校に上がっても、家庭でフッ化物洗口を続けられるように、希望者に対し、年1回の歯科健診受診を条件にフッ化物洗口剤の配付を小学校卒業まで行っています。

中学1年生から40歳までの住民に対しては、広報紙や健康づくりセミナーなどで啓発に努めております。

次に、成人期です。年度内に40歳、50歳、60歳、70歳になる方に対し、歯周病検診を年1回、自己負担なしで受けられる機会を設けています。自覚症状のないまま進行する歯周病の早期発見、早期治療につなぐため実施するもので、今年度は8月に対象者に個別通知しました。また、口腔環境が悪化しやすい妊婦に対して、妊娠中に1回、自己負担金なしで歯科健診を受けられるよう、受診券を発行しています。ほかに、妊婦とその家族に対して、歯科衛生士による母と子の口腔衛生の講話を実施しています。昨年度は、虫歯や歯周病の予防について、歯科医師による講話を実施し、26人が参加しました。

次に、高齢期です。高齢期に向けては、運動実施グループやシニアクラブなどへの通いの場へ保健師や歯科衛生士が出向いて相談や講話などにより、口腔機能維持の意識高揚を図っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 本当にライフステージにおいて様々な取組をしているなって本当に思っています。ありがとうございます。

虫歯予防に3つの要因が大きくあるとよく言われます。1、細菌を減らす。これはブラッシングとか歯磨き。2に、細菌活動源である糖質を減らす。おやつや量であったり、時間だったりということですね。あと、3、歯の質を高める。フッ化物洗口ということで、先ほど課長のほうからもありましたけれども、幼児期、学齢期ではフッ化物洗口を当町でも行っているということですね。

そういう中で、私も令和3年の9月議会でも一般質問をさせていただいたんですけども、今年の4月から3校が合併をしまして、河津小学校になり、2学期を迎えました。虫歯予防には、フッ化物洗口の集団洗口が大変有効的なものということで、全国的にもエビデンスがあって、本当にそれらが示されております。

①として、フッ化物洗口について、町長と教育長の認識は、②河津小学校でのフッ化物洗口の取組の検討とそれに対する課題は、以上2件お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、フッ化物洗口についての私の認識についてお答えします。

これは先ほども答弁であったように、フッ化物洗口、現状では子供を対象として希望者に行っておりますが、私の考えについては次のとおりです。

この件については、先ほど議員がおっしゃったように、前の議会でも質問を受けておりますし、また町の健康づくり推進協議会でも議論されてきております。

子供の歯の健康を守るという意味では、フッ化物洗口については、私は適正な濃度による使い方によりその効果が認められ、国や県においても予防が効果的であるとして推奨しております。町として、幼稚園、保育園に引き続いて小学校でも行うことが大切であると考えますので、保護者や学校の理解を得て、今後も進めていきたいと考えております。

教育長の件については、引き続き答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） フッ化物洗口についての、町で行っている現在の対応と洗口について、私の認識について答弁します。

フッ化物には、酸に強い歯になる、再石灰化の促進でエナメル質の成熟を助ける、細菌の出す酵素を抑制するほか、抗菌作用を示す、歯のエナメル質、象牙質、セメント質をより強固な構造にするという効果があり、フッ化物で洗口を行うことにより虫歯の発生をある程度抑制することができるということをいろいろな資料で見ました。

フッ化物には、摂取量によっては中毒症状を引き起こすという報告もありますが、虫歯予防のために用いられるフッ化物洗口液は、その方法に適した濃度に調整されたものが使用され、安全に実施されるということも伺いました。また、洗口用の薬剤は医薬品であるため、幼稚園や保育園では十分注意をした上で実施しているということです。

その一方で、フッ化物の利用は虫歯予防効果があるということですが、100%、虫歯を予防できるわけではありません。併せてブラッシングや食生活、生活習慣などを家庭でも見直すことも必要です。幼稚園、保育園でも、フッ素洗口について保護者が過信することがないように、また家庭でも子供たちの歯と口の健康をしっかりと見届けていくようにすることが必要だと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 時間ないので、もう1問やりたいので、いいですか。

町長と教育長の認識を受けたわけですけれども、河津小学校で取り組む際の課題なんかも、今、100%じゃないよという言葉をいただいたんですけれども、私は令和3年9月議会でも質問させていただいて、前鈴木教育長から答弁をいただいた中で、令和3年6月の教育課程研究会でフッ化物洗口の話題になり、意見が交わされ、教育課程の枠組みでは実施を考えるのは無理があるだろう、だから学校という場を有効に活用する別の枠組みを考えたらどうか、例えば放課後を使うとかという答弁をいただきました。

そのときに、とても、河津小学校に統合する上で、西小で行ってきたフッ化物洗口の集団洗口が引き継がれるものと感じていたのですが、この8月に教育長が替わり、先ほど認識も鈴木教育長のほうからお伺いしたのですが、今後河津小学校でのフッ化物洗口の集団洗口実施の検討について、鈴木教育長の見解はいかがなものかと、河津小学校でやるのかやらないのかというのを伺えれば助かります。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 現在、賀茂地区においてフッ素洗口を実施している3つの小学校の様子ですが、教育活動に位置づけた学校はありません。帰りの会が終わった放課後、特定の学年の希望者に対して、特別教室などにおいて、町の担当が数名来校して対応しているようです。

教育活動に位置づけず、対応も町の担当が行っている背景には、次のようなことが考えられます。

1つ目は学校での指導内容も多様化し、新たに対応すべき内容も増加していることや、子供たちの対応、保護者との連絡など、教師が行わなければならないことがとても多く、とても多忙になっていることです。これが1つ目です。

2つ目は、フッ化物の管理や、フッ化物顆粒から洗口液の調整など、歯科医師や薬剤師の指導の下で安全の確保などを配慮することが多々あります。子供たちの指導や対応に加えて大きな責任を求められる学校で、集団で扱う薬剤の管理や調整、使用を求めることには無理があるということが考えられます。

このような中で、統合後の河津小学校の状況について、校長と話をしてみました。その中で聞いた話を伝えたいと思います。

統合の河津小がスタートし、1人ひとりの子供の理解はもちろん、バスによる登下校や業務の多様化など、なかなか、今、必要であることを行う時間的な枠が生み出せないようです。例えば放課後を利用した学習支援を行いたいのですが、その時間も確保できないということ

でした。また、統合小学校の生活のリズムができ始めてきた今、まず安定した学校運営、学校生活を行っていくことを大切にしたいということでした。

このような様子から、以前の議会の答弁においてもありましたように、教育課程の枠組みで考えるのには、やっぱり無理があるのかなと思います。学校という場を有効に活用する別の枠組みを今後も構築していくことが必要かなと思います。

結論的には河津小学校の日課の中での子供の動き、それとかバス乗車の状況、統合に関わって生じているいろんな課題、そういうものが何かをつかみ、どの時間帯でどのように行えば可能なのか、学校との調整を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ありがとうございます。

ぜひ、教育長替わって、教育長の成果を見せていただければ本当に助かります。

やっぱりフッ化物洗口は、虫歯予防のエビデンスはしっかり出ていますので、そこら辺、町のほうと協力していただきながら、放課後を活用していただいて検討いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

時間も過ぎてしまいましたので、これで私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

5番、渡邊昌昭議員。

〔5番 渡邊昌昭君登壇〕

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊昌昭です。

令和5年第3回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

今回の私の質問は、1件目、町長の政治指針について、2件目、マイナンバーカードについて、3件目、踊子歩道について、以上の3件です。

町長、副町長、教育長、担当課長の答弁をお願いいたします。

それでは1件目、町長の政治指針についてです。

平成29年11月町長就任から約6年がたち、2期目の現在、その任期の半分以上が過ぎようとしております。就任当時、子育て関連施設は早急に予定地等の具体的検討を進める、小学校の統合問題に積極的に取り組む、防災対策については減災対策を中心に対策を進める、バガテル公園の再生についての検討を進める、第一次産業と第三次産業との連携事業に取り組む、幼稚園、保育園の持続的な運営形態について検討を進める、効率的な行政運営や開かれた行政を進めるために行政改革に取り組むとの7つの公約を所信で述べ、一生懸命、真面目、真剣に新たなまちづくりをモットーに情報公開と町民参加のまちづくり、これを基本施策として、岸町政が始まりました。

この6年の間、3年間は新型コロナウイルス感染症の対応に追われた期間ではなかったかと思われませんが、公約を一つ一つ実行し、小学校の統合や子育て支援施設の建設等、多くが実行されてきたものと思います。オール河津の合い言葉の下、河津町政の先頭に立ち、2期目には新型コロナウイルス対策に続き、産業活性化対策、地域産業力の強化や企業誘致を実施し、にぎわいや雇用を増やす、町民の力を借り、民間の力を活用した共創のまちづくりを訴え、町政の指揮を執ってきましたけれども、町長自身の計画どおりに進んできているのでしょうか、進んでいるのですか。自己分析で結構ですので、回答をお願いしたいと思います。

また、残された任期2年間、もしくはその後を考えているのかもしれませんが、町政の方向性、どのように考えているのでしょうか。近未来の河津町、10年、20年後の河津町についての町長の考え方をお教えてください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員の私の政治指針について、これまでの町政と今後の方針についてお尋ねですので、お答えしたいと思います。

議員が、るるこれまでの姿勢について述べておりますので、私が町長に就任して思うことは、自分の政治スタイルとしてとにかく一生懸命取り組むということでやってきておりますので、議員がおっしゃるように、この11月で2期目の半分の2年間を経過して、通算6年となるわけでございますけれども、これまでの私の感じとしては全体を振り返るというよりも、その時々への対応に追われてこれまで前を向いてやってきたのかなと、そんな感じを持っております。

その中で、町民の皆さんにお約束をした1期目の公約、2期目の公約については、コロナへの対応や丁寧な理解を進めるために、自分の思いよりも少し遅れた感もございますが、主要な事業については順調に進んできているのかなと、そんなことを思っております。まだまだ課題ややり切れていない事業もありますが、今後も任期の間は、先ほどの議員お尋ねの内容にもあったように、2期目の方針に基づき、これからも一生懸命に未来に引き継ぐことができるまちづくりを目指して取り組んでいきたいと思っております。

特に未来に引き継ぎできるまちづくりということで、やはり今後子供たちがこの町に住みやすく、そして暮らしやすい、先を見越したようなそんな政策を私としてはやらなきゃならないのかなと、そういうふうに思っております。そのためにも、この町を持続可能なまちづくりするために、どんな方向性があるのか、さらにこのことについても考えながら進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 未来に引き継ぐ持続可能なまちづくりということで、町長、未来につなげていくということですが、ここで私が今回この2問目を質問するのが、令和6年度の予算編成についてということで質問させていただきたいと思っております。これが未来につながってくるのかなと考えておりますので、今回ここでこの機にこの時期に、来年度の予算設定をする前に、ここでいろんなことを聞いておきたいなと思って、今回質問させていただいております。

これまでの町長の就任以来の予算方針、これについて拾ってみました。ざっと読み上げますので、ちょっと皆さんも聞いていただければと思います。

平成30年度、子育て・教育環境の充実強化、子育てに必要な施策を進めていく、将来の在り方について意見を求め検証していく、ICT環境整備、教育指導環境の改善、防災減災対策、国・県をはじめとする関係団体の支援を受けながら防災減災対策を進める、同報無線統

制台のデジタル化、Jアラート更新事業、河津バガテル公園の再生、第一次産業と第三次産業との連携事業の推進、市場ニーズ、市場調査、ニーズの調査、効果的な行政運営と開かれた行政の推進。

令和元年度の予算、これについては、子育て・教育環境の充実強化、青山学院大学との交流事業、幼児教育アドバイザーの設置、小中学校の支援員の配置。防災減災対策として、消防団活動の充実強化、情報システムの導入、縄地の防火水槽の整備、観光地としてのグレードアップ。これからの地域振興ビジョンを示すとして、伊豆縦貫自動車道、IC周辺の地域振興計画、河津桜まちづくりのプランの策定、行政運営の効率化と開かれた行政への推進、第5次総合計画、そして広報紙、ホームページの充実。

令和2年度の予算として、防災減災対策、防災公園の整備、コミュニティセンターの耐震化、給食センターの非常用電源設備、見高浜地区の津波対策、子育てしやすい・教育しやすい環境づくり、子育て支援施設計画と駐車場、小中学校での学習支援員の強化。産業振興として、ふるさと納税の返礼品充実強化、縦貫道整備促進のための地籍調査。公共施設維持延命化対策として、道路橋梁施設の点検、学校施設の延命化、事務の効率化と補助制度活用、デジタル航空写真を活用した判読業務の委託。

令和3年度として、子育てしやすい環境、心豊かな人を育てるまちづくり、子育て支援施設の建設、小学校統合の推進、GIGAスクール構想の実施。安心・安全に暮らせるまちづくりとして、新型コロナウイルス対策の推進、防災公園の整備促進、国土強靱化地域計画、公共施設の延命化、伊豆縦貫自動車道建設促進。活力と魅力あふれるまちづくりとして、河津桜まちづくり計画の推進、移住・定住ワーケーション、河津バガテル公園の活用、ふるさと納税の推進。

令和4年度の予算方針は、誰もが安心して暮らせるまちづくり、感染症対策、防災公園の整備促進、各種防災対策、公共施設の長寿命化。豊かさをみんなで作るまちづくりとして、伊豆縦貫道の早期完成、河津バガテル公園の再生、小学校跡地利用の検討、第一次産業の連携、花の町河津の拠点としてのバガテル。未来をつくる人が育つまちづくりとして、小学校統合の準備、GIGAスクール構想のための教育環境整備、子育て支援施設、スクールバスの購入。

そして、今年度である令和5年度の予算方針は、共創のまちづくり、誰もが安心して暮らせるまちづくり、橋梁長寿命化、河川しゅんせつ、防災情報伝達システム、防災拠点。豊かさをみんなで作るまちづくりとして、伊豆縦貫道の早期完成、小学校跡地利用の検討、第

一次産業と第三次産業の連携、未来を創る人が育つまちづくり、文教施設設備整備に向けた検討、中学校体育館補修、高校生通学費補助として、毎年計画、実行してまいりました。

来年度、令和6年度の予算方針、これは町長どのように考えているのでしょうか。これまでのコロナ禍を抜けたアフターコロナの来年度こそ、産業の活性化が期待できるのではないかと考えます。

今回の定例会の一般質問では、予算編成の大まかな方針は固まっていると思われるので、今回一般質問するのですが、先ほども言ったようにアフターコロナの令和6年度こそが、河津町の抱える大きな問題である高齢化や人口減少対策のターニングポイントであるか、このように考えております。町長の令和6年度の予算編成の考え方について、答弁を願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま、議員から令和6年度の予算編成方針についてお尋ねですので、お答えします。

まず、結論から言いますと、現在まだ固まっていないという状況でございます。その中で、基本的なお話をまず最初にさせていただきたいと思っております。

これまでの基本的な予算編成方針は変わらず、これまでの方針による防災ですとか減災など、安全・安心、豊かさをつくる健康や産業振興、未来を創る人づくりのための福祉教育、定住促進など、バランスのよい行政運営を基本として考えたいと思っております。

これまでは、コロナ禍で町の行政運営も大変でありましたが、今年も含めて、議員がおっしゃるように来年度も大きな転換期になるものではないかと考えております。

現在、取り組んでいる防災関係の同報無線のデジタル化事業などは継続して進め、町の将来に関わる整備計画や延命化や公共施設の点検化事業など、財源も考慮しながら基盤事業について進めなければならないと考えております。また、コロナ後の新たな観光を中心としたインバウンド対策や誘客事業など、民間の力を活用した産業振興などに引き続き取り組んでいきたいと考えております。

これが、基本的な今思っていることでございます。

その背景にあるのが、議員が先ほどこれまでの予算編成方針を大変細かく述べていただきまして、ありがとうございます。全てが私も、今までの掲げてきた大事なことだと思っております。その根本にあるのが、この町にとってやはり大きな問題は、人口減少、少子高齢化の問題が大きいと思います。

特にその中で、やはり人口減少の中で人が減って、お年寄りが増えてきているという状況を、どう今後町としてやっていくかってことが大きな問題で、そのことが町全体にいろいろな問題に波及していることも事実あると思います。特に今後何十年か先を考えたときに、この町をやっぱり維持していくためのためには、やはり働く世代、子育て世代が高齢者を支えながら、共に助け合って生きていくようなそんなまちづくりが必要であると根本では思っております。

そういう中で、子育て世代をいかに増やしていくか。そして、また高齢者とどういう関係を持っていくかということは大きな大事な作業でありまして、特に高齢者を支える、経済的面で支える働く世代の人たちをどう変えていくのかというのは大きな問題だと思っております。

これまで、そういう意味では子育ての環境づくりとか、そういうものを中心にやってきたわけですがけれども、その中でやはり総合計画なんかのアンケートを見ますと、やはり働き場所の問題とか、雇用の問題が大変大きくクローズアップされております。やはり、若い人たちがこの町に住んでもらうにはどうしても産業の問題が、どうしても絡んできますので、その辺も含めて、ここ何年間は転換をしてきているところでございます。

特にその中でも、雇用を生むためには、行政だけではなくて民間の力を借りながら、町民の皆さんと協力し合ってこの産業を支えていくようなそんな仕組みが必要かなというのが根本にございます。

そういう中で、これからも子育て中心のまちづくりは変わらないわけですがけれども、高齢者をうまく支えて、共に暮らしやすいような町が、この町にとって目覚ましい姿なのかなと思います。

特に子供たちの件については、今もいろんな分野で子供たちが活躍しておりますけれども、私どもも学校に行ったりして子供の声を聞いたり、子供と接することによって、私どもも元気もらえますし、明るい未来が開けてくるのかなとそういう希望を持てます。そういう意味で、やっぱり子供たちに対するいろんな思いを持った中で、高齢者と共に高齢者も元気になっていただいて、できる限り自分のことは自分でできるような、そんな施策づくりを進めながら、子供とお年寄りが一緒に過ごしていけるような、そんな未来ができたらいいなとそんな思いで根本は考えておりますので、ご理解願えたらと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 現在、町長から予算編成についてはまだ未定のところもあるということで、これまでの考え方を踏襲しながらやっていくんだということでした。やっぱり、河津町の抱える大きな問題として、高齢化、人口減少、これらが大きいものだと思いますけれども、町内のにぎわいとこの活性化、これができれば、人口が増えていってくれば、いろいろな問題が即座解決できるのかな。ここに大きな問題があるのかなと考えますので、ぜひ来年度の予算編成に向けてはいろいろなこと要望等ありますので、考えていただきたい、このように思います。

観光の町である河津町をもっとアピールし、観光によるにぎわいを起こし、それによって町内経済の活性化、これが望まれます。多くの観光客を呼び込み、にぎわいが起きれば、町内経済も活性化します。多くの観光資源に恵まれている当町でありますけれども、言い換えれば、恵まれ過ぎているために一つ一つの観光資源が埋もれてしまっているのではないのでしょうか。観光客のニーズを徹底的に調査し、マニアックな観光資源でも河津にしかないもの、インバウンドも含め、探すことから始めてみてはいかがでしょうか。そのような予算編成をしていただきたい、このように思います。

また、現在検討委員会で検討中とのことですけれども、統合後の西小学校の跡地の利活用も早急な問題となっております。人口増加対策として、移住定住の促進が必要ですが、Uターンの増加対策、これが一番自然で最も問題も少ないのではないかと、このように考えます。これまで、移住定住に関して、国・県をはじめとしていろいろな対策を実施し、成果を上げている中ではありますけれども、河津町出身者のUターンがなかなか増えていない、これが現状です。

これまでも何度か質問しておりますけれども、河津町らしい魅力あるUターン者増加の見込まれる予算設定はできないのでしょうか。転売や転入の期限の条件をつけた住宅分譲地を町が整備、販売することで、周辺の戸建ての建設希望者やUターン希望者にとっては定住の後押しになるのではないのでしょうか。

町内に就職先を探すときに、初任給を提示している企業、これ非常に少ないんですけれども、比較対象として発表されている町内の就職先として役場の職員、これもあるんですけれども、これの給料が今回発表されたのを見ますと、河津町の職員の給料、県下ワースト2位、全国ワースト67位。なかなか地元就職する人が増えない理由の一つではないのでしょうか。せっかく内定を出しても、初任給の安さでほかの市町に流れてしまうのではないのでしょうか。

そして、ふるさと納税の促進、これについても力を入れていただきたい、このように思い

ます。周辺市町は、令和4年度増加していると聞きますけれども、当町ではまだまだ増加の余地があるはずで。これらの問題を踏まえ、来年度の予算編成をしていただきたいと思います。このように考えますが、町長は観光について、Uターン者の増加について、ふるさと納税の増加対策について、これを来年度予算編成にどのように生かしてくれるか、考え方を答弁願います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町の活性化に向けた予算編成方針についてということでございます。

先ほどもお答えしましたけれども、骨格がまだ決まっていないところもありまして、具体的などころについてはまだこれからやらなきゃならないのかなと思っております。特にこれまでも議員お尋ねの点についても、私の制度設計の中でも職員と担当課と会合を持ちながら、制度設計の中でいろいろ進めてまいります。それを、また予算等にも生かしていくような仕組みになっておりますので、今後それについても検討していきたいなと思っております。

春先の制度設計で一応終わっておりますので、また秋にもう一度制度設計の打合せをやりますので、その中で具体的に詰めるものは詰めていきたいなと思っております。私だけじゃなくて担当課も交えた中で、制度設計やりながら来年度予算に対応できるものはしていきたいなと思っております。最終的には財源の問題もありますので、なるべく補助金等を取り込む中でやればやりたいなと思っております。

それから、先ほどもほかの議員にお答えしましたが、やはり町の経済活性化対策というのは、これまでコロナで3年間ほど本当に主要産業である観光事業が激減して、大きな打撃を受けて新たな誘客対策に取り組まなきゃならないと。それがこの町が当面、明日に取り組む課題ではないのかなと思っております。その中で、観光事業についてはインバウンド対策等も大事でありますし、先ほど申しましたけれども高付加価値化、やっぱり単価を上げるということも考えなきゃいけないなと思っております。

特に、聞きますと旅館の従業員確保の問題も大変大きいという話を聞いておりますし、今までみたいに数を入れるだけでなく、むしろ単価を上げたりすることも一つの大事さかと思っておりますし、またインバウンドについては消費単価が大きいという話も聞いておりますので、その辺も一つの得策かなと思っておりますし、そういう中で先ほども言いましたけれども、国や県の補助金を使いながら、そして民間の力も借りながら新たなイベントですとか、これまでのイベントの見直しなんかも含めまして、また体験事業なども踏まえて、新たな取組強化をすることで観光事業を中心とした事業を展開したいなと思っております。

移住定住については現在もやっておりますけれども、まだまだなかなか広がっていないというのが現状でございます。担当課としていろんな取組をやっておりますけれども、まだ大きな政策につながってこないところもありますので、それについても来年度予算の中で見直しができるところは見直していくことも大事なかなと思いますので、それについても今後対応していきたいなと思っております。

特に、私がここ数年民間の事業者と接する中で、やっぱり民間事業者との連携ですとか、やっぱり提案事業など、これまでと違った発想力ですとか資金力、経営力もすごく大事というか重要であるなと感じております。行政として、これまでとは違ったやっぱりやり方を進めていかないと、これからの行政運営というのも大事なかなと思います。ある面では、民間の方たちの発想力も重要になってきますので、それがうまく融合できて、お互いに利点があるようなそんなまちづくりの中で、この町をよくしていければなと思っております。

そういう中で、ふるさと納税も、企業版ふるさと納税も大分力を入れてやっておりますんで、今回のイベント等も企業版ふるさと納税を使ってできる場面もございますので、そういうことも含めて今後力を入れていきたいなと思っております。

お尋ねの点については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、先ほどありました職員の関係と採用の関係について少し説明をさせていただきたいと思えます。

職員の給与の関係ですが、町の職員にあつては毎年度人事院勧告を基に、国が示した給与表により適正な支給を行っております。初任給では、大卒は国の基準どおりでございますが、高卒と国の基準よりも町のほうが高い給与となっております。

今回は、報道とかネットの中で、全国の公務員の年収の低い自治体ランキングというのが示されました。これは、平均年収が2022年4月時点で、職員の年齢構成等は加味されず、ただ単に支給金額の比較をして表したものでございます。河津町は、他の自治体に比べ若手職員が多い自治体ですので、このことが要因の一つとしてランキングが上位にされたのかなというふうに思っております。

町では、今後も昇給等は条例、それから規則に従い、適正に実施し、職員が働きやすい環境に努めていきたいというふうに思っております。

また、職員の採用の関係ですが、業務に必要な人員、それから職員の適正化計画というの

もございますが、それらも踏まえながら、今後も採用といったことについて考えていきたいというふうに思っております。

令和3年度については、一応7名の採用、それから令和4年度は4名、令和5年度は5名の採用を行っております。採用するに当たり募集といったことにはなりますが、受験機会といったものについても受験資格者の見直しなどを行い、新卒者だけでなく社会人としての経験を生かした人材の採用も行い、ある程度町のほうに人が入ってくるような形の取組もしていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今、課長のほうから職員に対する給与の説明がございましたけれども、なかなか町の中で企業が給料のことを発表する機会というのが非常に少ないのかなと考えますので、町の給料などが比較対象になってしまうということが非常にあると思います。理由はあると思うんですけども、何とか河津町に多くの方が就職していただけるような形で宣伝をしていただければ、多くの方が河津町に入ってきてくれる、これを思いますので、その辺も踏まえてよろしくお願ひしたいと考えます。よろしくお願ひします。

それでは、2問目の質問をさせていただきます。

マイナンバーカードの推進について、これについて質問します。

政府は、来年度中にはマイナンバーカード、これと健康保険証との一体化を目指しているということです。これまでにニュースなどで幾つかの問題が発生した旨の報道がなされ、国民からの支持、これがなかなか得られていない。これが実態ではないでしょうか。これまでのトラブルの原因について、多くは人為的なミスによるものがあると聞いております。このマイナンバーカード、将来的には免許証と一体化したり、各種の機能を持たせるなどと国の考えるデジタル化の基盤となっていくのではないかと、このように考えております。

そこですけれども、国がマイナンバーカード、デジタル化、これの普及に努力しているところですが、町長自身はこれをどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

国が考えていることですから、積極的に推進すべきである、100%を目指すんだという意見もあるでしょうし、国がやっているんだからやろうよ、あえて積極的にはしなくてもいいんじゃないのというような感じ、3番目には隣の市町を見ながら、ほかのところとあまり落ちるのも悪いけれども、それに達成度同じぐらいでもいいんじゃないのという考え、これを持つかと思うんですけども、極端な考え方ですけども、町長自身はマイナンバーカード

の普及についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、マイナンバーカードの推進についてということで、推進に対する町長の考え方ということでございます。

議員がお示した3つ回答があるわけでございますけれども、私にしてもちょっと極端な設問かなという思いもありますけれども、基本的な考え方を今から答弁させていただきます。

ご存じのように、国では来年10月に健康保険証をなくしまして、マイナンバーカードの導入を目指しております。これまでのニュース等で報道されておりますが、現状では入力ミスだったり、数々の問題が出てきておりますが、国は既定方針どおり進めるとのことです。町としては、これまでもマイナンバーカードの普及に取り組んでいるところであります。夜間交付ですとか夜間申請も含めまして、そういうことでマイナンバー普及に取り組んでおります。

そういうことで、これからも積極的に普及に取り組んでまいりますので、町民の皆様でまだお持ちでない方やご心配の方は、ぜひ役場までご連絡、申請をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 町長にそういうお答えいただきまして、ほっとしておるところです。

今の答えがないと、次の質問できないんですけれども、町長も、町民の皆さんにぜひ申請をしていただきたいとのことなんですけれども、取りあえずここまでの河津町の達成率というか進捗率、これについてお聞きしたいと思います。

そして、国ではいろんな名前の違っていたとか、口座が違っていた、このような話があるんですけれども、河津町でこのマイナンバーカードのトラブル、これ実際にあるのでしょうか。まだ分からない点もあるとは思いますが、それについてトラブル、これについてはいかがなものでしょうか。

改良すべき点というのは、もう発行してみてもらって幾つかあると思うんですけれども、私自身、金融機関においてマイナンバーカード出したところが、渡邊の邊が難しいということで、字がこすれていて見えないと言われて、免許証を出せと言われてたことがあります。これが、これではマイナンバーカードは意味がないのかなと考えますので、5年に一度必要だと、書き換えるということですので、それらの問題必ず一つ一つ解決していってもらえれば、今後の問題が減るのかなと思いますけれども、河津町の達成度、それから河津町でのトラブ

ル、これについてお答えを願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 私からは、マイナンバーカードの普及状況についてご説明します。

総務省による令和5年8月末時点の交付枚数累計は5,392枚です。交付枚数から、死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードを除く保有枚数は5,021枚でした。令和5年1月1日現在の人口6,728人に対する保有枚数率は74.6%です。これは、全国の71.7%、静岡県の74.4%を上回る保有枚数率となっております。

カードの普及促進に向けては、昨年度から実施しております休日夜間交付窓口を引き続き開設し、今年度は仕事や学業などで平日の日中役場に来庁できない方16件の利用がございました。また、マイナンバーカードの自主返納については1世帯2件の申出がありました。

続けて、次にマイナンバーカードのトラブルについてですが、これまで町で受けているトラブルはございません。町民生活課の窓口で行うカードの交付や申請サポートの対応時には、職員によるダブルチェックを行っており、今後も継続し、対応していきます。

また、1月8日からマイナンバーカードを利用した住民票や納税証明書のコンビニ交付サービスがスタートしましたが、一時期報道等がなされておりました別の人の証明書が誤交付されるなどのトラブルも確認はされておられません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 達成率74.6%、県の平均よりも高い状況にあるということで、まだ目標とする100にはしばらくかかるのかなとこのように考えますし、いろんな対策もしているということですので、だんだん数字は上がっていくのかなと考えます。

それとトラブルがない、これは一番いいことかなと考えておりますけれども、ここで次の問題になるんですけれども、国は一生懸命マイナンバーカードの普及に当たっているわけですが、役場の職員、これについては私としては当然100%になっているのかなと考えておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。また、100%に達していないのであれば、その原因は何なのですかということをお聞きしたい、このように考えております。

行政として職員が100%、これにならないのに町民に普及してくださいと言っても、これ難しいんじゃないでしょうか。その辺についてちょっとお伺いしたい、このように考えますのでお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、役場の職員のマイナンバーカードの取得状況について説明をさせていただきたいと思います。

役場の正職員のマイナンバーカードの取得状況でございますが、8月1日現在で申請率が89.1%、取得率は88.1%です。取得状況の調査が3か月に一度あり、取得していない方に対して取得の状況の確認、取得の呼びかけといったものは随時行わせてもらっております。制度上、これ強制できるものではない制度でございますので、お願いといった形で随時行わせてもらっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今、総務課長のほうから88.1%という回答をいただきました。1割の方が取得されていないということですが、先ほども言いましたけれども、行政が100%にならないものを町民に幾らやってくれと言っても、これ難しいのではないのでしょうか。職員が1割の方が取得しないであれば、その家族も多分取得していないものと考えます。

町長は任命権者ですので、その辺も含めて、幾ら強制できない、こういう制度らしいですけども、任命権者としてその辺はしっかり面談等をして100%、これを目指していただきたい、このように考えますがどうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3問目、踊子歩道についてということで質問させていただきます。

この残暑が終われば、秋になります。行楽のシーズンを迎えます。天城の山々は紅葉を迎え、伊豆の踊子が学生さんと通ったであろう天城路を国内外から多くの観光客が訪れることと予想されます。また、学校の秋の遠足として天城越え、これを計画するところもあるのではないのでしょうか。

先日行われた子ども議会でも、町長は新たな旅のスタイル、これとして七滝から天城ハイキングを紹介していました。いろいろな学校が天城越えを遠足に取り入れ、クラスによっては距離を長くしたり短くしたりすることもできますので、これがうまくいけば、観光地として学校が毎年遠足に使う、これも可能になってくるのではないのでしょうか。そして、それが学校での遠足の伝統、これにつながっていく、このようにも考えます。

踊り子や学生の歩いた道をタイムスリップしたような気分となり、さらには河津の自然をアピールするには恵まれた観光ルートであると思っておりますけれども、実際これがよく整備されているのかなと思うと、これがよく整備されているとは言い難い箇所が多々見られます。こ

の踊子歩道の管理者、これについては昭和の森・天城山自然休養林管理運営協議会となっておりますけれども、この組織どのように編成され、どのように活動し、協議をしているのか、その実態と各団体の役割についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員お尋ねの踊子歩道について、管理者についてということでございます。

後ほど、詳細については担当課長から答弁させます。私のほうからは、特にあの踊子歩道について、自分の思いを少し答弁させていただきたいと思います。

先ほども議員がおっしゃったように、子ども議会でも申し上げましたけれども、河津町にとって七滝を含めた天城山系の自然資源は大変大事でありまして、特に天城ハイキングですとか、七滝散策などの観光やまた最近では湧水を活用したユネスコの世界農業遺産の畳石式ワサビ田で栽培されるワサビなどをはじめ、貴重な動物や植物がそこにあります。特に天城山には、ブナであったり、ヒメシャラであったり、特異な自然環境もあると聞いております。

私、先日、今日の行政報告でも少し述べましたけれども、電動アシスト補助自転車、E－B I K Eで伊豆の国市から伊豆市、河津町まで、天城峠を中心とした3市町の市長、町長さんでリレーのサイクリングを行いました。

私も河津川の旧天城トンネルから観光交流館までE－B I K Eでサイクルを行ったわけでございますけれども、やっぱりこのサイクルを通して感じたことは、これから伊豆縦貫自動車道が全線開通したとしても、旅の仕方としてただ急ぐだけじゃなくて、ゆっくり自然を楽しみながら旅をする、そういう旅のスタイルといいますか、そういうこともこれから大事なんじゃないのかなと。特に自然に優しいとか、あるいは自然に親しむとか、ただ新たな交通手段として自転車、特に山あいですのでE－B I K Eを使うことによってその楽しみがさらに倍増するのかなと。

特に、やはり先ほど言いましたけれども、感じたのは天城峠のトンネル付近の気候と観光交流館の気候、すごい違うわけでございますよね。特にトンネルは、トンネルを吹き抜けてくる風の蒸れを感じたりとか、いろんなこう感じ方が人によってあるかと思えます。

もう一つ、自分が感動したのはやっぱり、川横のつり橋のところを自転車で通ったわけですが、旧道を。なかなか風景というのもいいなと。ただ、ちょっと発電所のところは上りがきつくて、きつい面もありましたけれども、ただあの風景というのはなかなか、上の道では味わえない風景だになってこともありますので、そういう意味で新たな旅のスタイルが

少し味わえたなどそんなことも思いますし、将来の期待としてそんな可能性を持っているエリアだなどそんなことを感じました。

将来的には、できればこの3市町だけじゃなくて、下田街道ということでできれば下田から三島までこうつなげるような、そんな一つの天城の部分がそういう場所になればいいなど、そんなふうに思っております。

お尋ねの内容については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから昭和の森・天城山自然休養林管理運営協議会についてということでお答えさせていただきます。

この組織の主な目的としましては、関東地方環境事務所、これ環境省でございます、と提携を結んでおります。旧天城峠から天城高原ゴルフ場までの歩道、登山道になります。また、県が林野庁より借りております浄蓮の滝から湯ヶ野までの踊子歩道、これを静岡県、伊豆市、河津町、東伊豆町、県の観光協会、また関係各市の観光協会、東海バス、日本森林林業振興会東京支部で、協議会という形を取って管理運営、また啓蒙活動などをしていこうというものでございます。

具体的な活動としましては、定期的なパトロールのほか、天城自然ガイドクラブによる歩道巡視、また歩道における整備、修繕などをどのようにするかなどを協議したり、トイレの維持管理、啓蒙活動としましては自然観察の会の開催とか、またマップの制作なども行っているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） これで、この後この整備、管理についてということで質問したいんですけども、町長も先ほどE-BIKEで通ってみたよということでした。国道414号線の水垂から遊歩道に入り、一部林の中を歩いていくと遊歩道としてタイムスリップしていいなという感じもあります、確かにあります。

遊歩道の周辺の立ち木、これの多くが枯れて、立ち枯れしているという状況にあります。中には、倒れて電線にもたれかかっている、これもありますし、立ち枯れした木は、管理しているのが、道路の外の木の部分ですから森林管理署、これになるのかと思いますけれども、この人たちが枯れているよということでピンク色のテープ、これを巻いてあります。これが巻かれたままになっているのが何本も何本もつながっている、電線にもたれている、そして

ピンクの帯が回った木が立ち並んでいる。

これを見て観光客がいい景色だなと思えるのかといったらなかなかそうではない、このように思いますし、枯れ枝といっても枝じゃなくて、このぐらい太いような木が枝になっていますので、これが枯れていつ風が吹くと落ちてくるかも分からない。こんな状況にあって、そこをひやひやどきどきして歩くのよりも、やっぱりいい気分で歩きたいなと考えと思うんですけども、これが一たび歩行者、ハイカーに当たったときに大けがをする、これはもうすぐに予想されるということです。

まず、せっかくの景色、ピンク色の枯れ枝、枯れた木を表示しているのと、これで景色を壊して、さらにそれをよく見ると枯れて、今にも落っこちてきそう。このような中に、安心してハイキングができるのかな、これも考えますし、歩道上に倒れた木が車両の通行ができるように短く切って、道端に放置されている、山積みとかごろんと転がされている状態で、これの道路の維持管理者、これの責任者、そして立ち木の維持管理の責任者、これは果たして一体どこに帰属するのでしょうか。

町が協議会からの委託を受け、点検管理を実施しているのであれば、現状を協議会に報告し、対応しているのでしょうか。一たび事故が起きれば、その責任、これは誰のところに、誰が責任を取るのか。大雨が降ると、林道が川のように雨水が流れて、風が吹くと立ち木が倒れる、これを宗太郎地内でワサビをやっている私の仲間ですけれども、ワサビを生産している農業者が何とかトラックで通行できるようにということで切ったり、道路の外に置いて車が何とか通れるようにしているというのが、これが実態です。

歩行者がけがをした場合の責任の所在も問題となりますけれども、これについて町はどのような対応を取るのでしょうか。道路の維持管理者、立ち木の維持管理者、それらの対応についてお答えを願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、議員のご指摘の水垂の歩道の倒木と電柱等についてお答えさせていただきたいと思います。

指摘の歩道の倒木と電柱については、7月に管理者であります東京電力、またNTTに連絡し、状況を見た上で、施工については9月中という回答をいただいております。

また、景観を阻害していると言われます立ち木に貼ってあるテープなどは、森林管理署が行う業務上のもので必要な処置と考えております。

また、枯れ枝等が心配ということですが、ハイキング、登山など、一般的にアクティビテ

イーであれば何らかのリスクがついて回ります。責任の所在となると、ケース・バイ・ケースで所在は変わってくると思います。また、天候や状況判断など、自己責任的な部分もあります。また、それらを踏まえた上で登山道、遊歩道の安全管理は、これまでも昭和の森・自然休養林管理運営協議会があることで保たれてきております。

また、実績的には、この活動によりまして昭和53年よりしっかり管理されてきたところがございます。この長きにわたり維持されているという実績を踏まえて、今後管理運営に関する協議会、また利用する方の寛容な利用方法によってこういった歩道もうまく利用され、継続されていくことが私たちのほうの観光資源としても大切なことだと考えております。

今後とも、また環境省、林野庁、県、関係市町と連携協議して運営していきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今の回答に、ハイキングであれば多少のリスクはしょうがないよというような回答でしたけれども、こうやって管理運営協議会ということで管理されているということですので、しっかりとした管理、そして責任の所属、これについても明確にしておく必要があるのかなとこのように考えますので、危険である場所については、この先危険だとかそういう表示とかもせめてするような形で、事故が起きないように算段をしていただきたい、このように思います。

そして、観光客向けに、これ、産振のところでもらってきたマップなんですけれども、この歩道、これについては伊豆市の浄蓮の滝から河津町の西湯ヶ野のバス停までとなっておりますけれども、ハイキングマップ等で紹介されています。マップでは、これ今も使っているマップなんですけれども、先ほど町長がつり橋、これを渡ってみるといい気分だなということで、せっかく、昨年ですよ、修理したにもかかわらず、これ今通行止めになっているんですよ。

それで、そういうところが非常に対応が遅いのかなとこのように思いますし、また大鍋の入り口のところに、ここが遊歩道だよと書いてあるんですけども、この紙くらいの大きさかな、小さいような紙でちょっと普通の字で小さい字で遊歩道と書いてあるだけで、全然案内板になっていない。

さらには、そこから300メートルぐらい下ったところに、つり橋のほうに行く道もあるんですけども、そこを案内板がないがために、このマップをも持たずずっと大鍋の奥まで歩

いて来る観光客もいらっしゃいます。そして、ここ違うんですかと聞かれると、私たちがここ違うよというふうに答えるんですけども、非常にまた戻るのかとがっかりしたあの表情を見ると、かわいそうだなとこのように考えますし、このようなことがありますので、縦貫道の工事、周辺工事用車両や作業等により案内表示がなくなっているんですけども、工事が一段落している今、もう一度細部を点検して、案内を充実していただきたい、このように考えます。

せっかく、伊豆の踊子が歩いた道、観光客が安心して歩けるように整備を願いたい、このように思いますけれども、どのようにお考えですか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） ただいまの渡邊議員のほうからご指摘されたとおりでございまして、利用される方への配慮という点では、現在私たちのほうも足りていない部分があるということは承知しております。

案内看板につきましても、今後またジオパーク推進委員会のほうと共に案内看板について検討をもう既に始めたところでございます。また、ご指摘のマップについても、現在変更すべき内容については現在校正中でありまして、修正されたものも近々新たに印刷され、配布されることになっております。

また、多くの方に利用してもらうことで、この歩道の維持管理がしやすくなるよう、そのためにも昨年トレイルランニングレース、天城アタック35でこのコースを利用しながら実施しました。こうした取組によって、保全だけではなく利用によって維持管理がうまくされたり、コースの認識がされるというようなことも実証していきたいと考えております。

また、今回ご質問いただきました踊子歩道につきましては、ジオサイトというアクティビティとしては魅力的なフィールドでありまして、観光資源として期待されているところがございます。

先日、私たちも、今通行不可とされています二本杉峠、二本杉コースですね、それをちょっと点検しながら歩いてまいりました。こういったコースも、まだ今は使用されていないんですけども、魅力あるトレイルコースとしてまた皆さんに紹介しながら、河津の魅力を知ってもらうようなことも考えたいと考えております。

そのためにも、今現在のこの協議会だけでなく、また新たな関係機関とそういった組織もあったり、またワサビ生産者の方、また林業の方も多くこの山の恵みをいただいているところだと思います。そういったことで、利用される方々が利用するだけでなく、保全とかそ

ういったものにも協力できるような啓蒙活動につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） ただいまの答弁の中に、このマップについては今発注を、校正をしているということですが、もう間もなくシーズンが始まりますので、ぜひシーズンに間に合わせていただきたい、このように思いますし、観光客が安心して歩けるよう適切な管理、危険箇所発見の際は適切な連絡、これが取れるようにしていただきたい、このように思います。

管理運営協議会ですから、しっかりとした管理、これをよろしくしていただきたい、このように思いまして、私の一般質問を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

14時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 宮 崎 啓 次 君

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員の一般質問を許します。

10番、宮崎啓次議員。

〔10番 宮崎啓次君登壇〕

○10番（宮崎啓次君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告の項目に沿ってお伺いいたします。一問一答方式でお願いいたします。

さて、私の本日の質問は、1問目、し尿処理センターの発生汚泥の減量化について、2問目は南中学校跡地の活用に伴う考え方について、3問目、河津城址公園の魅力化と今後につ

いて、以上3問伺います。

町長、副町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

さて、東河環境センターし尿処理施設は、長寿命化を図る目的で腐食性空間の環境による機器の更新や水槽の延命化など、工事が発注され、本格的な工事はこれからですが、今後し尿の搬入量が制限されることもあり、業者や町民の皆様にはご協力をお願いしたいと思っております。

1問目に入りますけれども、環境センターは東伊豆町と河津町と2町で構成されています。私の質問は、あくまでも東伊豆町の同意をいただく前提として伺ってまいります。環境センターのし尿処理施設からは、し尿の処理後、汚泥が発生します。臭気も強く、この処理に関連して減量化についての方向性を質問いたします。

近年、化学肥料が高騰化しております。脱炭素化、循環型社会への取組として、有機汚泥を活用し、有機肥料を製造することも検討すべきと考えております。

まず、1項目めとして、発生する有機汚泥はどのように処理されているのか、そのコストはどの程度かかっているのか伺います。

2項目めとして、近隣の自治体ではその汚泥で堆肥化されていると思いますが、その内容、あるいは方式はどうか伺います。

まず、以上2点伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 私からは、有機性汚泥の処理方法とコストについてご説明をさせていただきます。

処理方法ですが、まず各家庭や事業所から浄化槽汚泥等を収集許可業者が、一部事務組合東河環境センターに搬入します。東河環境センターのし尿処理施設では、搬入された汚泥等は微生物によって有機物を分解、窒素を除去し、上澄み水と沈殿汚泥に分類し、その沈殿汚泥は乾燥機で乾燥させています。乾燥させた乾燥汚泥は、ごみ処理施設のエコクリーンセンター東河へ運搬し、焼却処分をしております。最終的には、焼却灰となって、福島県の最終処分場へ業者を通じて搬出をしております。

次に、コストについてです。

町では、し尿処理の運営費を東河環境センターに、前年の両町、東伊豆町と河津町の搬入実績割合に基づき負担をしています。令和4年度の河津町決算見込みでは7,134万円でした。河津町分の搬入量が年間4,817.36キロリットルでしたので、搬入1トン当たりのコストは約

1万4,800円となります。その後の乾燥汚泥を焼却する経費につきましては、令和4年度の東河環境センターの決算見込みのじんかい処理費からの計算となりますが、焼却するためには1トン当たり2万4,659円、焼却灰の最終処分に1トンにつき3万9,600円かかっております。これらを東河環境センターへのし尿搬入量のうち、河津町分の乾燥汚泥210トン、焼却灰32トンで推計いたしますと、焼却の処理には総額約645万円の経費がかかっている計算となっております。

次に、近隣の自治体の堆肥化の状況ですが、県内では南伊豆町と下田市で構成する南豆衛生プラントで炭化、ほかに川根本町や浜松市などで堆肥化するなど、33施設中4施設でリサイクル事例があるそうです。そのうち、近隣の南豆衛生プラント組合の事例をお聞きしたところ、施設内の資源化施設で浄化槽汚泥を乾燥、炭化处理したものを土壤改良材として有効利用しているそうです。10キロずつ袋詰めにしたものを南豆炭という名前で、毎月希望者に無料配布し、農業者や個人菜園の方が利用しているとのことでした。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 今、この沈殿汚泥を処理する、そのコストを話していただきましたけれども、やはり乾燥して焼却処分する、また焼却処分したものを群馬県まで運んでいる状況にあります。

先ほども述べましたけれども、化学肥料が近年非常に高騰化しております。脱炭素化を念頭にリユースといいますか、循環型社会への取組として有機汚泥を活用し、有機肥料を製造することによって、この有機肥料を町民に無償提供、あるいはJA、あるいは農業法人でもあればそういったところと組み、商品化を念頭に考えて、コスト削減を踏まえた研究に取り組むお考えはあるか伺います。あくまでも、町長として提案する意思があるかということ伺っておきます。

これ、なぜこのような提案をするかといいますと、河津町につながりのある方でグループをつくって、特殊なバクテリアを開発して、ここ10年来河津町に協力していただいて、桜まつりになりますと、河津桜観光交流館、ここのトイレであるとか、駅前トイレであるとか、あるいは笹原公園のトイレ、ここが許容能力を非常に超えた使用になっております、桜まつりのときに、もう臭いが発生して、交流館ですと販売しているあのエリア、あそこまで臭いが入ってきた状態でした。

そこへ10年前からその方のご厚意により、多少実行委員会で予算を組んでいただきながら、

その特殊なバクテリアを導入しました。それで、2階で食堂をやっているときには、食堂の下にピットがありましてそこに、油分が固形で残っているわけです。それもその処理する特殊なバクテリア入れますと、3日間で食い潰して処理してしまうと。そういった形で、非常に能力が高いそういったものがあります。

その方に言いますと、やはりこういう自治体でもそういったものを活用すると有機肥料に持っていく方法があるよということで、私は数年前から担当課長を通じてサンプルをお渡ししたり、東河環境センターの担当議員の方にも使っていただいたりしております。ところが、全然そのことが前に進んでいないようなので、私はここで質問しながら町長にお伺いするところです。その辺で町長のお考えを伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今議員の質問の、特に循環型社会の取組ということで、具体的な例もあったように思いますけれども、お答えします。

議員がお尋ねのように、これからは循環型社会の形成の取組として、これまで廃棄していたものをいかにして活用していくかということが大きな課題であると考えております。これまでごみの減量化ですとか、リサイクル化にも取り組んできておりますが、まだまだ推し進めなきゃならないと感じております。当然、コスト面の考慮ですとか、住民の協力や理解が伴うことも重要な点であると考えております。

お尋ねのし尿処理の汚泥の堆肥、肥料化の活用についても一つの例かと思いますが、その可能性や先進事例なども参考にしなければならないと考えております。実現に向けては、一部事務組合のエコクリーンセンター東河の中でも議論しなければなりませんし、組合議員や管理者の考えや意見や意向も考慮した上で、し尿のみならず、廃棄物全体の削減やリサイクル化なども推進していかなければならないと考えております。

先ほどの議員お尋ねの、10年前からバクテリアを使ったそういう町内にやっている方がいらっしゃるということで前に聞いたことがあるんですけども、その取組については私もちよっと詳しくは把握していないものですから、今後また議員がそういう方を紹介していただいて、担当課との話合いができれば、その点についても今後の取組の一つとして考えていければと思います。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 今、町長から前向きな発言がありましたので、またその方にお声がけて、環境センターの所長さんにもその辺の話はしてあります。やはり、これを使うこと

によってコスト削減できることもありますし、何とか実現に向かえればと思います。

その方が言われるに、朝霧高原のほうでも民間の方が有機肥料化をやっていると。その方ですと、ある程度の量であっても1人専任の人がいればできると。高さを1メートルぐらいに沈殿汚泥をまとめまして、コストでいくと風を送らなきゃいけないので、その辺のコストはかかりますけれども、それをやることによって10日に一遍ぐらいそれひっくり返す。そうすると、3回それをやって、1か月ぐらいやるとそれもう有機肥料化になるということで、それなぜかという、先ほど言った能力の高いミラクルバクテリアというらしいですけれども、それを使うことによって処理能力が上がって、そういう可能になるというお話でした。

私、もう一つ提案なんですけれども、これは自治体に対してでなくて、業者さんにもこの間お話ししたことがあるんですけれども、このものを使うことによって臭いがなくなってしまうということは、浄化槽の掃除なんか業者さんが行ったときにくみ取りありますよね。そういうときにも周りの住宅に迷惑がかからないと。

くみ取りのとき臭いが出にくい、そういったこともありますので、ちょっと私も紹介していただいた方のアイデアで業者さんにお話ししたんですけれども、特に業務用の浄化槽、こういったもので非常に効果が出ると。そういったところで使うと、今度処理し尿処理センターに持ち込む搬入量も減ってくるそうです。搬入量が減ると、業者さんはちょっと利益が少なくなるわけですよ。ですから、それをこの特殊なバクテリアを販売することによって、その分利益を上げていただく方法がいいんじゃないかとそのような提案も受けています。

ですから、それを並行して進めることが大事だと思いますけれども、このようなことも今後その方にもお話ししますので、町のほうも研究に取り組んでいただけたらありがたいと思います。

1 問目はそれで終わります。

2 問目に入ります。

南中学校跡地の活用に伴う考え方について質問いたします。

これは、昨日の新聞報道によりますと、この跡地にドラックストアが整備される方針について、今月の4日に商工会が質問書を提出したとのこと。これは以前、7月25日には当局と商工会さんとの間で行き違いがあって、一昨日に変更になって届けられたようです。今まで40年間の間更地であったこの土地は、リコールの対象になった重要な土地です。私は、今回の跡地の活用のための公募についても、なぜ急いで進めなければならなかったのか、手法、進め方についても疑問を持っています。

そこで質問いたしますが、1問目として、町当局として、公募以前にどのような活用を、あるいは具体的なビジョンをお持ちであったのか、この辺を伺います。町民の皆さんに、南中学校跡地についてどのような形で意見を求めてきたのか、これも重ねてお伺いしておきます。

2項目めとして、答申によるにぎわいの創出をどのように解釈されているのか。

以上、この3点お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、南中学校跡地の活用に伴う考え方について、まずどんなビジョンをお持ちかということでお尋ねですので、お答えします。

ご存じのように、旧南中跡地は都市計画のマスタープランでまちなかゾーンとしてにぎわいの創出地区として位置づけられておりまして、用途についても道路に面している部分は近隣商業地域でございます。これまで、令和2年9月に活用について、公共施設整備計画推進委員会に諮問を行いまして、令和3年1月に河津町旧南中学校跡地の土地活用計画については、にぎわいの創出を条件とした開発を目指し、民間の力を活用するのが望ましいとの答申を受けております。

答申書の具体的な判断及び理由については、2つのことが記されております。改めて、紹介をいたします。

一つは、公共施設の整備について、当委員会の審議においてイベント広場の建設などの提案がなされて、検討を行った。しかし、現段階で町には特段の計画がないことと、財政面で厳しい状況を勘案し、町が主体となって施設を整備することは困難であると判断をした。これは、1つ目でございます。

2つ目のにぎわいの創出でございます。現状のまま駐車場としての活用では、にぎわいの創出にはつながらない。また、当委員会の審議において、子育て世代への宅地分譲などの提案がなされ、検討を行ったが、町の中心地であること、にぎわいの創出を考慮し見送った。跡地は、町内においては駅にも近く、敷地も広いため、整備を行うことで町のにぎわいに寄与することは明白である。にぎわいが創出できるようなら、何らかの開発を目指してもらい、民間の力を活用することも検討し、土地活用を図っていただきたいという、これが2つ目でございます。

以上でありまして、このような経過も踏まえて、答申内容に沿って実行するための活用施策として、公募型プロポーザル方式を決定いたしました。

お尋ねの町民への説明については、これまでも40年にわたり十分な活用がなされていなかった土地でありまして、商業地域として活用を図るためには、民間事業者の提案による事業化の実現が高いと考えました。まず、この計画の背景について、これまで私が町民の皆様に基本的な考えを伝えてきておりますので、お答えします。

町の基本的な問題として、人口減少、少子高齢化の問題があります。働く世代が高齢者を支えるためには、子供を持つ世代の対策が大事で、そのことで持続可能な住みよい町をつくることにつながるものと考えております。これまで一貫とした対策として、子育てしやすい、子供を産みやすい政策を進めてきましたが、一方では働く世代の中で働く場所がないなどと雇用環境の問題も出てきております。町として、人口減少・少子高齢化対策として、施策の一番は子育て環境にもありますが、働き場の確保の問題にも取り組んでいます。

これからは、産業強化を図るためにも、企業誘致など、創生、共に創るまちづくりとして、町だけではなく、みんなでこの町をつくっていく必要があります。特に民間のノウハウや発想力や資金活用などが共創のまちづくりの中で必要で、町は関係人口づくりや移住定住に向けて施策強化を目指し、役場の中に交流係を新たにつくり、町としても連携協定などに取り組む体制づくりを昨年から行いました。

その中で、民間の事業者に対して、町としても遊休の公共用地の活用を図る方針を打ち出して進めております。その一つとして、これまで40年間河津桜まつりの駐車場としてしか使われてこなかった旧南中学校跡地の活用を考えて、先ほどお答えをした委員会に諮問して、検討をお願いしました。

にぎわいの創出については、これまでも私はまちづくりの方針として、伊豆急河津駅から北側のにぎわい創出が重要でありまして、人口減少や雇用対策など、暮らしやすい、住みやすい環境づくりが大事であると述べてまいりました。これまでの町民への説明については、後ほど担当課長より答弁させます。

にぎわいについてどのような解釈されているかという点でございますが、お答えします。

公募条件の中で、にぎわい創出の条件としてプロポーザル提案を受けており、その後の選定委員会で認められております。私なりに、当地は市街地であり、駅へつながる主要道に面しており、近隣の公共施設や商業施設を含めて、商業を通してにぎわい創出に寄与するものと考えております。商売は、それぞれの事業者が資本を投入して、経営努力や工夫をして、利益を生み出すことが原則ですので、売上げを伸ばすために競争は避けることはできないと思っております。

町としても、そのことにより商売が活気づくことや周辺のにぎわいが生まれたり、これまで他市町への買物が町内で済んだり、また近隣から河津町へ買物に来る人が増えたり、観光客も利用するかもしれません。いずれも事業者がいろいろ検討されますので、にぎわいが生まれるような結果を期待しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから今回の事業者の選定の経過、それから優先候補者決定後の説明について、少し述べさせていただきたいと思います。

町では、令和2年の9月に議会、それから各種団体、区長会、町内の金融機関、司法書士から成る公共施設整備計画推進委員会へ旧南中学校跡地の土地利用計画について諮問し、令和3年1月ににぎわいの創出を条件とした開発を目指し、民間の力を活用することが望ましいとの委員会からの答申をいただきました。

答申の内容は、令和3年の3月号の広報紙のほうでも紹介をさせていただいております。その後、旧中学校跡地の有効活用を図るため、民間事業者の柔軟な発想、企画による提案を募り、当該土地を売却または有償貸付けすることで新たににぎわいの創出、地域住民の利便性の向上等を図ることを目的に公募型プロポーザル募集要項を定め、当該地を事業用地として活用する事業者の募集を行いました。

募集要項につきましては、プロポーザル選定委員会のほうで協議を行い、要項作成後は、募集前でございますが議会のほうにも議員説明会の中で募集要項の内容について説明をさせていただきました。

募集要項の配布を令和4年12月5日から令和4年12月3日まで行い、参加意向提出書の受付を行い、令和5年1月23日から令和5年2月10日まで申請書の受付を行いました。この間、1月31日の日にはプロポーザルの進捗状況を議員説明会で説明をさせていただいております。令和5年2月27日に、優先候補者決定後には令和5年第1回議会の定例会の行政報告で町長のほうから報告をさせていただいております。また、令和5年4月20日には、議員月例会で優先候補者の代表事業者であります、大和リース株式会社同席の下、活用と進捗状況について説明をさせていただいております。

町民への事業内容の説明でございますが、町内5か所の公民館、それから町全体のふれあいホールにおいて町政地区懇談会を行いまして、その場でも説明を行っております。また、先ほどもありましたが、本年の7月25日には商工会役員と意見交換という形で意見の交換を

行わせてもらっております。

私から以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 今、答弁伺いましたけれども、私はまずプロポーザルの公募、これ自体がもう既にそこで異論があります。議会に説明会があったのが昨年11月末、このときでも、町長、後ほど言いますけれども、町長は議会定例会において6月の同僚議員の質問に対し、議会に対する説明会で理解されているという答弁されております。

私は、どこが理解されているのかと、あの説明会の中でも異論を唱える議員が非常に多かった。公募の期間が短過ぎる、あるいは売却はまずいだろうとそのような意見が多々あった中で、5日後にはもう公募を開始しております。公表しております。議会の意見は全然取り入れられていない。議会軽視に当たる、このようなことでよろしいのか。それで、私は思っているわけです。

先ほどの質問の中で、どのような具体的なビジョンをお持ちだったのか、もろもろ質問させていただきましたけれども、やはりこの重要な土地です。将来的にどのようなまちづくりをするのか、それに沿った形で町として早くから代案の検討を始めていたのか。町長としてビジョンがなければおかしいと思うわけです。やはりビジョンがない中で、ただ自分たちは案が出てこない、公募する、こういう考え方でいいのかと私は思うわけです。

商工会にも事前の情報提供もなく、まして地元区にもいまだもって説明がない。早くから町民、地元地区の住民、商工会の若手経営者、あるいは若い人たちなどとワークショップ等を行って意見を求めるとか、方法論は多々あったと思うわけです。やはり、町民の意見、町民の懇談会でも公募の後、後の結果報告となってしまっている。事後報告ですよ。

私は以前にも言いましたが、町民にもっと寄り添った町政でなければいけない、このように申し上げてきました。前回の定例会において、渡邊弘議員の質問に対し、議会には案件として出す必要はない、町長権限でできるという回答がございました。法的には必要はなくても、議会への説明会の中で疑問に思っている議員が非常に多く、質疑が多く出ているわけですから、公募の方法については納得していなかった状態です。6月の議会定例会において同僚議員に対し、議会に対する説明会で理解されていると答弁された。この根拠はいかがか伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの議員の質問でございますけれども、私と解釈が大分違うよ

うに思っております。これまで町の借地契約については、議会の報告のみで済んでいるような状況がありました。私になって、それでは議会軽視に当たるということで丁寧な説明をした上で進めてきた経緯がございます。これまでの経緯からすると十分説明してきたつもりでおりますし、私としては異論ということではなくて理解されているものと考えてきました。

特に今回の場合は、民設民営の公募型プロポーザルでありますし、町内の方も当然応募できますし、町外の方も応募できますので、それも要項等による一定のルールの中で説明をし、にぎわいについても選定委員会の中で一定の得票といいますか、点数を取った上で承認されたものでございますので、私としてはその手続は問題ないと思っております。

特に今回のこの旧南中跡地については、先ほども申し上げたように約40年間活用されてきませんでした。この間には、私の記憶ではいろんな計画があったわけですがけれども、商工会の提案もあったような気がします。その中でもまとまってこなかったという経緯もあります。今回の中で、選定委員会の公共施設整備検討委員会の中で十分審議をされて、その中で公共では無理だろうとそういうような意見があったと思います。

そういう中で、民設民営という方法が一番いいだろうとそういうことを考えました。特に民設民営のいいところは、先日の公共施設整備検討委員会、学校跡地の問題の中でも、事業者の方が申しておりましたけれども、やはり民間というのは採算性が合わないと出てこないよと。その中でどうするのかということなんですよと話をしました。

そういうことで、民設民営の公募型のプロポーザルは、その手を挙げた方が提案をした中で、この事業ならやっていけるんだらうという下で手を挙げてこられたということですので、確実性が大変高いということでございます。そして、何よりも今後30年間、民間の方がこの土地を活用していただけると、それも今回の代表となっているのが、先ほど総務課長が申し上げましたけれども、大和リースという大きな会社が間に入って、その方がクリエイトと共同となってやるということでございますので、大変30年間の担保が取れるのかな。

それと、建設から最後の改修までと撤退まで、全て民間の方がやってくれるということで、町のリスクはございません。逆に賃料が入ってくるというそんな状況もありますし、そして何よりも町民全体のことを考えたときに、雇用であったり、買物、利便性であったり、また河津町が今言われたようにコンパクトシティとして、商業地域として、あの駅の周辺にまとまっているということもありますので、さらに私はにぎわいが増えるものと考えておまして、町全体を考えたときにこの計画は進めるべきだと思っておりますし、町民、議会にも十分理解を得ているものと、そういうふう解釈しております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 町長言われるように、民設民営は私も大賛成です。やはり、そういう方式がいいと思います。大和リースさんも立派な会社です。しかしながら、今回の手法がいけないということを言っているわけです。

私も、大手不動産会社の役員をやっておられる河津と縁がある方に相談しました、これ出たときに。持っていったところ、これじゃ無理だよ、宮崎君、無理だよ。どこが無理ですかと聞いたら、期間が短過ぎると、募集の。半年なければ、市場調査から計画練って提案を出すには半年なきゃできないよと。これはもう既にどこかが計画を出しているねと言われましたよ、はっきり言って。同僚議員の中でも、やはり大手企業さんにこのときに本社まで行って話をしたそうです。やはり、同じ回答だったという話ですので、やっぱりそうかと。これじゃ、やっぱりほかの企業さんは参画できない、このような公募ではいけないと思います。

やはり、何で拙速、このように急ぐのかという私は思ったわけです。それで議会に説明をしているということでしたが、2回目以降の議会に対する説明会ではもう業者が決定したよとこのような説明でした。そうすると、それならじゃ議会へかけてくれば、議会の場で議論すればいいなと私は思っていたところ、先日の6月の定例会でこれ議会にかける必要はないと、かけないと。議会は何も行動を起こせないじゃないかと。一般町民の方々から議会は何かやっているんだと、何もやっていないじゃないかと。このような批判を受けております。

やはり、これは法的には議会にかける必要はなくても、やはり町長も議会にかけて、重要な案件ですから、そこで可決されれば自信を持って物事を進められるわけですよ。私は、そのほうに、そういう方向に進めていただければありがたいと思います。やはり、これから例えば商工会、地元区にも丁寧な説明をして、理解を得る努力、姿勢を示すことが必要だと思います。独断的に進めることのないよう、例えば独断的とはどういう意味かということ、深く吟味することなしに独りよがりの判断を正しいとして主張することだそうです。このような独断的な町政と言われかねない、私はこのように思っております。

私、今回一般質問通告出した後に、かなり多くの町民の方から意見をいただいております。疑問を持っているんだよと、今回の。なぜにぎわいの創出になるんだと。町内の片方の店舗から幾分かの人たちがこっちに流れるだけであって、町外から人が寄ってくるようなそのような交流人口が増えるわけではないと私思っていましたので、そうですよねと。そういうのを議会で議論したいんですよと言ったけれども、残念ながら議会にかけないと言われた。

やはり、ここは考えを改めて議会にかけていただきたい。リコールの対象にもなった土地ですし、本当に町民から疑問の声が多い重要な案件ですから、ぜひとも議会にかけるときだと思えます。また、商工会、地元区にも丁寧な説明をする、理解を得る努力、この辺に対して町長のお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの議員の質問に対して、私、反問権がないものですから、大変疑義を感じます。特にある事業者の方が言っている声ですとか、意図的に言われている可能性もあるのかなという感じがします。私のほうからは、逆にもっと進めてくれという意見もございまして、多くの町民の方からはいつできるんだというそんなこともあります。何よりも今回のこの事業決定につきましては、やはり誰がやるかということなんですよ。今までできなかったのは、幾ら提案をしても事業者が出てこなかったと40年間。そのことが大きな問題です。

今回は、プロポーザル方式にすることによって、事業者ができる事業を提案してきたわけです。よく考えてみてください。人口がこれだけ減った中で、世の中も変わってきております。当然、購買力も落ちているわけです、人口減っていますから。そういうことも考えてください。今までのような商売じゃ駄目なんです。

そして、あと何点かあることは、身の回り品は昔と違って車で皆さん買物へ行くようになりました。例えば、近隣の市町に実際行くと思うんです。多くの町民の皆さんはそういう声を聞きます。それともう一つは、宅配の事業が大変普及しているということで、身の回り品は地元で買わなくても宅配事業等で結構利用されていると話を聞きます。近隣の市町を見ても、今までみたいな地元だけでは商売ができなくて、地元の販売と外へ向けての宅配事業拡大しているやり方ですとか、人によってはスーパーの中に入るようなそんな事業も進めているところもあります。この40年間の変化が大きくこの河津町の商売を変えております。

そういう中で、今回大和リースさんを中心とした事業者が出てきたということは、特に生鮮、生活に密着したような商売が成り立つだろうということで、その調査研究の下に出てきたと。今回、特にありがたいのは、町は直接クリエイトさんとの交渉ではなくて、大和リースさんと交渉するわけですよ。そういうことで、大手の企業さんが30年間保証してくれるんだと安心できるんじゃないかということで、大変私は今回のチャンスを逃したら、次の機会はなかなか出てこないだろうと。まして、このコロナの状況を受けた中で町の状況を考えてときに、このチャンスはやはり生かすべきだと。それが町民のためだということで、私は

進めたいということでございます。

私には、多くの町民の方から勧めてくるという意見もございますし、手続上もそれなりの説明をしてきましたし、理解を得てきたものと考えておりますので、今後も今の事業を進めていきたいなとそういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 私も町長とは幼なじみでもあり、非常に申し上げにくい立場で今しゃべっておりますけれども、あまり議論はしたくないんですけれども、これはまた別問題です。

やはり、町長のこの間の答弁によって、6月の定例会ですから、町民にとって買物が便利になるとこういう答弁をしております。私も町民の方といろいろ話しますと、中にはそういう方もいます。2つのドラッグストアが競争すれば安くなるからいいじゃないかと。でも、そういう意見でいいんですかね。やはり、まちづくりです。北側の開発、これについてもそういうものができていいのか、やはりそういったところも疑問に思いますし、町長は移住定住の促進につながると、どこが移住定住の促進につながるのか。

私は、そういうことを言うのであれば、移住者に対するもっと補助を、前にも言いましたけれども、空き家の片づけの補助を出すとか、改修の補助を出すとか、あるいは町営住宅を建てるとか、やはりそういったものが移住定住促進につながることであって、ちょっとずれているなという感覚はしたわけですが、今回の質問は、町長がどうしても進めると言っていますから。

ただ、私は納得していません。まだ町内でも納得していない方がいっぱいいらっしゃると思いますので、どこかの企業が言ったんじゃないかと言われましたけれども、そんなことはございません。生の町民の声ですので、それを素直に受け取っていただきたいと思います。

3問目に入ります。

私は、令和3年6月の定例会で、森の力再生事業や森林環境譲与税に関する質問をしてまいりました。日本の国土の約7割は森林、河津町では約83%が森林です。この森林の持つ機能を生かし、恩恵を受けつつ暮らしが成り立っております。海洋資源を守るため、鳥獣被害を減らしていくためにも、この森林をしっかりと整備していくことが必要とされています。

その財源として、国税である森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたわけです。令和6年度からは、1人当たり1,000円の森林環境税としての課税がスタートします。令和3年

度からは、森の力再生事業として、県の事業である河津城址公園の周辺の竹林の整備を行っております。この城址公園については、近年頂上に登る遊歩道を利用される来遊客が増えてきております。この魅力化と今後について質問いたします。

そこで、1項目めの質問ですが、今井浜地区から駅前の10階建てマンション、アペイル河津と言いますよね。その付近に至る古道、東浦路という古道があります。これは、平安時代から大正時代まで、小田原から下田の間の伊豆半島東海岸を通った街道です。吉田松陰らも歩いたことで知られています。この今井浜から河津駅付近に通ずる古道について、城址公園遊歩道と複合的に整備するお考えがありますか、伺います。

2項目めですが、先ほどお話ししました森林環境譲与税は、既に2019年度から別の財源を元手に各自治体への配分が始まっています。河津町にも国から交付があり、今まで積み立てている中から、令和4年度には子育て支援施設に譲与税の一部を使用しました。そこで、これまでに河津町へ交付された森林環境譲与税の総額、今年度に予定されている交付額も伺っておきます。そのほかに、現状において譲与税を利用した事業などがあれば、事業についての説明と現状における譲与税の残額についても伺います。また、今後城址公園に森林環境譲与税の補助制度を活用した整備は可能か、この辺も伺います。

以上4点、伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、城山城址公園の魅力化と今後についてということで、4点ほどございましたので、順次答えたいと思います。

まず、城山城址公園への遊歩道の一部については古道、先ほど議員がおっしゃったように、東浦路として整備する考えについてのお尋ねですが、私詳しいその東浦路については知りませんが、この東浦路については、一つの市町だけではなく各市町が連携を取った中で進めていくべきであると考えております。ただ、町として観光客誘客策として整備が必要であれば、進めるべきであるとは思いますが、当面は城山城址公園の遊歩道とその周辺の整備について、地元の方々と協力して整備を進めていきたいとそういうふうと考えております。

それから、森林環境譲与税の補助制度を活用した整備は可能かという点についてお答えします。

これ、さきに笹原地区の会合でも話題になったと聞いておりますが、県とも協力しながら補助制度を活用して今後も進めていきたいと考えております。お尋ねの点については、後ほど担当課長より答弁させます。

それから、城山城址公園の今後のスケジュール……いいですか、失礼しました。

以上2点でございます。

担当課長から答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから森林環境譲与税の交付額と使用について申し上げます。

これまで交付された全体額では、令和4年度末で2,799万9,000円でございます。使用されたのは、子育て支援施設に728万円、そして森林管理制度の実施に伴う全体計画の策定に156万2,000円でございます。現状では、1,915万7,000円が積み立てられております。現在、使用率としましては31.6%です。

今年度につきましては、まだ交付額の決定はされていませんけれども、800万円程度前後ですか、交付される予定でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 令和6年度からは国民1人当たり1,000円を森林環境税として徴収されますけれども、交付された譲与税の使い道についてですけれども、先ほどの使い道以外にも、町の判断により幅広い事業への活用が実施可能と考えております。また、国ではこの配分が都市部に有利になっているため、地方に配分割合が少ないということから、これ配分額は50%を森林面積、30%を人口、残りの20%を林業就業者数を基準にしております。そのため、どうしても都市部に有利なような今制度になっていることです。

この人口割合を下げ、森林の割合を上げる見直しが今国では検討され始めています。この譲与税により、森林整備の基となる森林の管理制度、鳥獣害対策、災害対策、林業者の人材育成、施設木材の利用など、様々な活用が考えられるわけですが、今後毎年交付され、将来においてどのような使い方を検討されていくのか問われてくるものと考えます。

河津町内では、森林譲与税を財源とし、県の事業である森の力再生事業として、先ほど申しましたけれども、笹原地区の城山と沢田地区の涅槃堂の周辺で実施しております。これは、荒廃した地域の竹林を伐採し、3年後には荒廃した竹林を変えていこう、このような取組です。伊豆森林組合と共に実施をしているものでございます。

沢田地区の涅槃堂周辺は、お堂と一体となった公園のような環境整備を目標にしていると伺っていますし、笹原地区の活動は河津城址跡と河津桜や広葉樹を植栽するなど、城山遊歩

道の環境整備を目指した活動でございます。今、人口減少によって地域の力が脆弱化している現状を踏まえて、このような積極的な取組に対して、森の力再生事業終了後についても持続的に環境整備を続けられるような地域コミュニティに対する支援を検討していただきたいと思っております。

そこで、今後の進め方について伺いますけれども、魅力ある城山城址公園とするため、どのような手法で進めていただけるのか伺うのですけれども、この地域コミュニティにおける持続的な環境整備に対して町としてどのような援助が可能なのか、それによっては地域での今後の活動や計画方針が変わってくるように感じます。補助金などの財源の支援だけでなく、地域と共に対話し、企画や計画にも町の職員も参画していただき、継続した関係と支援を考えていただきたいと思っております。

今申しましたようなそのような考えや体制が町にはあるのか伺います。スケジュール的にいかに進めていくのか含めて伺っておきます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、城山城址公園の今後のスケジュールの関係、あるいは地域コミュニティの関係でお答えします。

城山公園の整備につきましては、最初は県事業として、宮崎議員も大変尽力したという話を聞いておりますけれども、県、町、地元区で協議しながら今後も進めていきたいと思っております。

詳細は、森の力再生事業を含めまして、担当課長より後ほど答弁させます。

それから、地域コミュニティの関係でございます。

これは、河津町も人口減少がありまして、それぞれの各行政区といえますか、地区でも大変いろんなところに影響が出ております。そういう中で、町もいろんなところで手助けをしているつもりですけれども、それでもなかなかその歯止めがかからないという点がありまして、その中で今やっているものを少し紹介したいと思っております。

地域コミュニティづくりが、特に防災の面なんかでもとっても重要であると考えております。これまでは、行政区ですとか福祉、特に社会教育活動などやお祭りなどを通じて地域のコミュニティづくりが図られてきておりましたが、先ほど言ったように、人口減少や高齢化などによりまして、行事の縮小や廃止なども状況によっては進んできているのかなどそのように思っております。

今後の地域の持続的な環境づくりについては、特に町は施設整備などの必要があれば、行

政連絡員を通して毎年度、年度初めに要望等を受けて、町として調査をして、できるものについては対応しております。特に近年は集会施設等の維持修繕の補助要望が多くありまして、町独自で小規模修繕や大規模修繕についても、一定の条件がありますが、9割の助成制度を行っております。地域活動については、地域資源活用事業などの補助事業などもありますし、環境についても施設だけではなく防犯灯の設置時などの補助も行っております。

今後もこのような補助制度の活用と個別の地域の要望については、地域によって違うとは思いますが、相談検討した上で特に行政連絡員を通して対応していきたいと思っております。

それぞれの支援状況については担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから、森の力再生事業の計画と持続的な環境整備等の支援ということでお答えさせていただきます。

現在は、笹原地区、沢田地区では、取り組んでいただいております森の力再生事業については3年間ということで、県の事業で進めていただいております。そのサポートということですが、この事業をまず始めるに当たりまして、うちのほうから担当職員が各地区へ会合に出向きながら意見聴取は伺っております。また、現状では両地区とも竹林の伐採が、施工が終わりまして、次の段階へ移っていく計画など立てている段階だと思っております。

今後、地域の特性や、また希望される遊歩道、植栽を適正な配置を地域住民と協力を得ながら、またアイデアを取り入れた地域主体の計画を立てていただけたらと思っております。また、その計画も私たちのほうで現実味のある計画となるように、県の森林アドバイザー制度、そういったものを利用してサポートも可能かと思っております。

また、資金面では、現在行っております森の力再生事業、県事業でございまして、そういったものは3年後に終了します。そこをすみ分けることによりまして森林譲与税の利用も可能になります。また、そういった予算を確保する上では、また譲与税だけでなく、またほかの助成金、また寄附金やそういったものも何か活用できないかなということで検討材料として考えております。

持続的なサポートということですが、また整備が終わった後もどうしても計画が終わって、公園化した後も整備、維持管理が必要になってきます。その辺も将来的におきまして、地域住民の参加を促進しながら、持続的に維持管理を行えるような協議をしていただければと思います。これらの手順を踏みながら、地域住民の主体性を大切にしつつ、持続可能な

ように私たちも取り組みたいですし、またそのサポートができればと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、地域コミュニティの支援事業ということで現状の状況について説明させていただきます。

集会施設への小規模修繕助成事業ということで、上限40万円の修繕を対象に9割の補助を行っております。昨年度は5地区に対しまして総額125万円の補助をいたしました。主な内容は、照明、バルコニー、トイレ等の修繕でございます。

次に、大規模整備助成事業でございますが、事業100万円以上の事業費に対しまして過疎債を活用し、9割の補助を行っております。地縁団体に認可された2地区、総額1,485万円の補助を行いました。主な内容は、屋根及び外壁等の修繕費用となっております。

あと地域資源活用事業補助金ということで、こちらにつきましては、地域の資源を活用した事業について2団体へ総額54万円の補助を行っております。

あと自治総合センターコミュニティ助成事業ということで、自治総合センターの助成金を活用して、谷津地区に今回250万円の補助をしていると。

全体的に、やはり資金的な支援が中心となっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 今、企画課長のほうからも説明ありましたが、各集会施設等にも9割の補助制度があるということで、これも地縁団体をつくらないと駄目だということもあって、その辺を町内の各自治区に提案をもっとしていただいて、笹原地区であるとか、田中ですか、もう法人化されているわけですが、そのほかの地区も順次そういった形でできるような指導をお願いしたいと思います。

それで、人口減少は河津町だけの問題ではないところですよね。伊豆半島のみならず、日本全体の課題でもあります。今後着実に進んでいきますし、人口減少で弱体化していきます、地域コミュニティ等もですね。先ほども町のほうで企画や計画にも町の職員を今派遣していただいているわけですが、この辺も継続して今後も続けていただきたいと思います。

例えば、それぞれの地域では環境整備の中で草刈りだとか、奉仕活動等にも支障がちょろちょろ出てきています、最近。そのような活動に対しての支援も必要になってくるものと思いますけれども、町としてのお考えを伺っておきます。

地域でできていたことがだんだんこれから厳しくなってくるのかなという思いがありますので、例えば共同浴場の管理であったり、祭りであったり、そういったことでも支援がだんだん必要になってくるのかなという思いがあります。ぜひともその辺を踏まえて、町としてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほど申したように、地区の要望を年度初めに行政連絡員を通して受けるわけですが、大変多くあります。今年でいうと、200以上の要望がございました。それを担当課で現地を見に行ったりして、対応を回答するわけですが、特に事業化の部分については大変な事業量になっているということも確かです。

そういう中で、地区の課題というのが多くあるのかなということも一面ではあるんですけども、ただその中でもやっぱり自分たちができることはやってもらうというのはもともとこの制度の意味であるような気もしますし、特に原材料支給制度なんかの制度もそういう意味があるかと思えます。

ただ、現実的じゃなかなか厳しい面もあるということも分かっておりますので、今内部でどういう方法が今後、そういう制度でいいのかということも検討を少しし始めておりますので、ちょっとここでは具体的には述べられませんが、そういう実情を理解した上で今後どうしていこうかなということでも検討を進めている段階でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 確かにそのとおりだと思うんですね。私、この間もちょっとある場所でお話ししましたが、今後は今までも増して町民参加するような形でないと、この地域のコミュニティーというのは維持できていかないのかなという感じがします。でも、それにも限度があるわけで、やはりそういったところを手助けできるような、お互いに皆さんで手助けできるような仕組みができればいいのかなと考えております。それを、一番ちょっと危惧しているところなんです。

今後、直接的な子育て支援施策とは別に、しっかりと町民の暮らしにプラスとなる施策、例えば先ほど私申しましたけれども、町営住宅であるとか、あるいは移住定住につながる住宅改修支援、このような中期的な政策がまだまだ不足しているのではないかと感じています。町長も任期あと2年ですから、今までも増して積極的な政策を期待しております。

ちょっと、私はまだまだ町長の施策は、足りないと言ったら失礼になりますけれども、ち

よっと言いにくいことなんですけれども、もう少しやってもいいんじゃないかなと。ある町に行きますと、河津は何もやっていないなんて私言われて、つらい思いをしているところがございます。何とかその辺を鑑みて、積極的な施策に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わりいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員の一般質問は終わりました。

15時20分まで休憩します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時20分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員の一般質問を許します。

4番、桑原猛議員。

〔4番 桑原 猛君登壇〕

○4番（桑原 猛君） 4番、桑原猛です。

令和5年第3回定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回の私の質問は、1件目、見高地区高波対策の今後について、2件目、今井浜、河津浜の今後について、3件目、海岸や海の利用の在り方について、4件目、小学校保護者との懇談会を受けて、5件目、河津駅北口の整備は、以上5件です。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

それでは、質問に移ります。

1件目、見高浜地区高波対策の今後についてです。

このたび、3年間にわたり工事が行われたペロバ海岸の防潮堤が完成いたしました。過去の台風で堤防を波が乗り越え、車が流されるなど被害があった場所なので、工事完成は住民

にとって安心感を与えることと感じております。

この事業計画は、当初、町と県また住民を含めた町歩きをし、災害危険箇所の洗い出しをし、計画されたと認識しております。それを基に、津波L1対策の海拔5.5メートルの高さまでの堤防のかさ上げが検討され、住民説明も行われております。その際、地元住民から観光地としての景観の問題なども協議され、とても関心深い事業となっております。

そこでお伺いしたいのですが、現在行われている工事、ベロバのかさ上げ工事ですね、が完成しました。その後、以前の町歩き現地説明会での内容とは変更した内容となっておりますが、その経緯をお聞かせください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の見高地区の高潮対策の今後について、具体的には、現在行われている工事内容と以前の説明とで若干変更している、その経緯についてお尋ねですので、お答えします。

河津町では、東日本大震災の沿岸の津波被害状況を受けまして、その対策として、静岡県 の指導の下、関係市町で該当の地区協議会を立ち上げて、防潮堤のかさ上げなどの方針を決めてまいりました。

河津町においては、2つの協議会において、レベル1に相当する50センチの防潮堤のかさ上げの方針を決定したところであります。見高浜地区では、防潮堤としてベロバ海岸周辺のかさ上げ事業を行い、一部完成をしております。計画では、今後も継続してかさ上げや水門整備などが予定をされておりました。

議員がお尋ねの点について、その背景についてお答えします。

7月に行われた県地域局、下田土木、賀茂農林事務所と行った地域づくり円卓会議の中でも私が申し上げましたが、実際の事業化を進める中で、津波対策事業としても、補助事業としてはそれぞれの所管の官庁の制度でございまして、当時の説明の内容と大きく違ってきております。

一律に50センチかさ上げといっても、実際の工法によっては、より高い壁になったり、町民への説明とはかけ離れたものになったりもします。また、事業採択内容によっては莫大な費用がかかり、町の負担が大きく、これまでの想定と比べものにならないことも予想されます。

このような状況の中で、場合によってはもう一度、地区協議会を開催して、方針の見直しや変更などの必要性も感じておりまして、場合によっては大きく変わることも考えられます。

詳細については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは私のほうは、見高地区の高潮対策事業ということでお答えさせていただきます。

議員のほうもおっしゃいましたが、令和3年度より着工いたしまして、令和4年度、そして5年度に繰り越して完成をいたしました。先日31日は、完成の報告ということで、地元の方々に完成についての説明も終えたところでございます。

今年度の計画は、継続して、海岸保全施設といたしまして長寿命化計画を作成することとなっております。今回の工事につきましては、着工前の事前説明会でもお話しさせていただきましたが、協議会での説明とは異なり、工法についても、また財源となる補助制度につきましても異なるため、高潮対策事業として施工したものとなります。

先ほども町長が述べましたように、当時の協議会での説明でお示した内容とは異なった工事となっているのも事実ですし、今後の対応につきましては、地区協議会での方針の見直しなども必要になると考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 今、経過を答弁いただきました。

そうすると、今後の動きとして地区協議会をする、それで、事業化になるまでの流れというんですか、そういうことというのは今後考えられるのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいです。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まだ具体的には決まっておりませんが、先ほど私と課長が申したように、見直しが必要な場合には地区の皆さんの当然理解が必要ですので、現状で考えを示して、地区協議会で方向性を見いだしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） これから事業の見直し等を図られて、健全な構造物になるのか、またそのほかの方法になるのか、そういうところを検討していただくんだとは思いますが、今後、あくまでも、あくまでもというんじゃなくて、やはり人の命を守るための事業だと思

ますので、その辺、別の方法にしても、本当に災害を減らすような努力をしていただきたい
と思います。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、今井浜、河津浜の今後についてお伺いいたします。

長年親しまれてきました海水浴人気の衰退が急速に進んでおります。時代の進展により、
レジャーの在り方や楽しみ方が多様化し、選択肢が増える一方で、海に対する認識の変化が
進み、砂が熱い、海水がべたべたするなどの理由も挙げられておりますが、地域における課
題や問題の発生もあり、海水浴客は今後も低迷する傾向にあると感じております。

海水浴は、かつてのように夏季の特別な行事ではなく、通常のレジャーの一つとして最近
では捉えられております。そこで、多様化が求められております。何十年と変わらぬ管理方
法では、対応できない時期になっているのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたしますが、河津浜は海水浴場として開設が難しくなり、今井浜において
は来客数が減り、海の家などの施設も何とか営業しているという現状で、海水浴場として管
理の見直し、例えばイベント会社などの外部の力を借りた委託などを図られないのかお伺い
いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員のお尋ねの海水浴場の今後ということでございます。

行政報告の中で、今年の今井浜の状況と入り込みの人数をお示ししましたけれども、今年
の夏は暑過ぎたということもありますし、もう一つは、やっぱりお盆の前後の台風等の影響
で大変海水浴客が少なかったということで、前年の75%ということでした。

私は、今年はコロナの状況から、倍ぐらい増えるのかなと、去年よりも増えるのかなと思
っていましたがけれども、現実的にはなかなか厳しい結果になったのかなと。特に今年感じた
のは、異常気象で、暑過ぎて海へ行かなくなったというのは、今までにない状況なのかなと
思っております。近隣の市町もそういう状況があったという話も聞いておりますので、異常
気象によって大きく影響を受けたのかな、そんなことも思っております。

議員がお尋ねの委託の関係でございます。

現在は、ご存じのように観光協会に委託をして、今井浜茶亭組合ですとか今井浜観光協会、
ライフセーバーなど、地域や観光事業との関連もありますので、観光協会にお願いをしてい
るわけでございますが、ただ単に委託を変えればという話ではなくて、観光協会的な公的な
役割や費用面なども考え、やっぱり検討すべきことだと思っておりますので、これについては十分

な検討が必要かなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 町長は検討してくださるということで、やはり今までの体制ではちょっと行き詰まっていることなのかなと思います。美しい海がある、プラスアルファが必要なのではないかと思います。

先ほども申しましたが、海の楽しみ方も多様化しています。海に来ることが通常のレジャーの一つとして捉えられており、通年来客してもらうような施設整備も視野に入れるべきではないかと考えております。

そこでお伺いしますが、集客につなげるため、遊歩道の整備やマリレジャーの施設などを今後検討されないのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、整備についてお答えします。

先ほどの委託の関係でございますけれども、私は今の状況の中では、観光協会にそのまま委託するのがいいのかなということで考えておりますので、そういう意味で言ったつもりでございますけれども、よろしくご理解願いたいと思っております。

それから、施設の関係でございますけれども、やはりレジャー施設については管理ですとか費用対効果の問題もありますし、確かにイベント等も今やっている部分もありますけれども、今後どういう形で海浜を利用してやっていくのかというのも一つの課題であるかと思っておりますけれども、先ほど言ったように、海水浴離れとか、あるいは天候異常の問題もありますので、そういう部分を含めて、これは慎重に取り組むべき問題だと思っております。

お尋ねの点については、担当課長よりお答えします。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは私のほうからは、お尋ねの点であります遊歩道等についてお答えさせていただきます。

現在、今井浜へつながる遊歩道につきましては、国道沿いの歩道、また七子からの階段、そういったものがございます。これにつきましては、今ルートの的にも環境維持の上でも、現状で考えております。

あと、恐らく遊歩道としてもう一つ皆さんが考えられているのは、海岸に町道が通っております。その町道につきましては三類線でございます、町道の三類線ということで。三類線

につきましては、各地区で維持管理をお願いしているところでございます。しかしながら、そういったものが荒廃したり、必要であれば、要望等によって改良や原材料支給も行っておりますので、またそういったものも検討していただければと思います。

また、マリンレジャー施設については、現在そういった開発の話もなく、また、海の開発については計画も造成も多額の費用が必要かと思われます。また、大きい影響を与える可能性など、難しい案件でありまして、現在町としては予定はございません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 確かに、マリンレジャー施設などはいろいろな問題があつて、建設等にかかると大変なことであるとは思いますが。でも、やはり通年、海の在り方が多様化しているということは、通年お客様が来てもらえるような状況もこれからは必要なのではないかと。夏だけの海じゃない、そういう形も海の売り込みではないかと思っておりますので、そういうところも今後もし、検討していただければと思います。

先ほどより、私の質問は、海関係の質問をしております。3件目は、海全体を見た、海岸や海の利用の在り方についてお伺いいたします。

今、伊豆縦貫自動車道が町内で一部開通し、河津方面への通行車両が激減しております。本来であれば、観光客の皆さんは、海を目指して伊豆に来るのではないかと感じます。いつまでたっても山道で、いつになったら海が見えるのかと感じながら走っていることでしょう。山を下りてきて、最初の海が河津という立地を考えれば、海の魅力を最大限に生かし集客することが大事ではないでしょうか。

そこでお伺いいたしますが、この海という大きな観点で、海岸や海の利用のため、漁業者、観光関係者、沿岸地域を交えた、今後の海の生かし方を協議会などを設置し検討する時期と思っておりますが、考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 海岸や海の利用についてのお尋ねですが、お答えします。

議員がお尋ねのように、海の魅力を維持するためということでお尋ねでございます。

河津町には、漁業経営振興会という漁業者の組織がございまして、下河津漁港全体に関係する漁業者の団体ですので、その中で既に一部、海を生かした事業を進めている事業者もおりますので、今のところ新たな協議会は考えておりませんが、今後その事業者等を含めた新たな事業が考えられれば、その時点で検討することはあるかと思っております。

まず、事業をやっている、例えば漁業をやっている方たちの前向きな姿勢といいますかね、その辺が今のところ出てきていないものですから、一部の方には出ているというのは承知しているんですけども、今後そういう機運を見ながら検討すべき事項だと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） やはりこういうのも、町も、町のほうからこういう海の活用を、活用できる方を募集していますとか、何か少しでも漁業者にアイデアを与えて、これならできそうだと相手に逆に言ってもらえるような、そういうアイデア的なちょっとアドバイスもしてあげて、やはり今町長がおっしゃったように、一部の事業者の方からは意見は出ているけれどもというところ、そういうところを少し、全体でいろいろ派生すると思うんですよ、一つの業者さんが始めれば。そういうところを皆さんで情報を共有して、その業者さんの後押しもできるでしょうし、皆さんで考えていける場ができればなということでお話をさせてもらいました。

これから何らかの形で、やはり海というのは大事だと思いますので、みんなで協力して守っていくすべをちょっと検討できればと思って、質問させていただきました。

それでは、続いて4問目の質問に移ります。

先日、私が委員長を務める広報常任委員会では、小学校保護者との懇談会を開催いたしました。その内容を受け、質問いたします。

河津での子育てについて思うことをテーマに、保護者の方からご意見をお聞かせいただきました。学校の環境は保護者の方々から支持を得ていると、懇談会を通して実感いたしました。学校での生活は、保護者の関心事であり、また、小学校が統合となり、新しい環境での1学期間を過ごしたところであります。

ここで、新教育長の今後の展望、所信をお伺いしたいです。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 所信ということで、教育運営方針についてお話をさせていただきます。

基本理念につきましては、2021年の1月に策定されています、河津町教育大綱の故郷を慈しみ、豊かな心身を育む人づくりの下、笑顔あふれる河津桜の里をつくっていけるようにしたいです。そのために、町民1人ひとりがいつでもどこでも誰でも学習やスポーツに取り組める環境をできるだけ整え、その中で心身の向上を図り、交流を深めつつ、地域づくりにつ

ながっていくような生涯学習、社会教育を充実させていきたいと思ひます。

今年、ジャガーズが全国を舞台に活躍しました。多くの町民が、あのニュースを聞いて笑顔でいらしたと思ひます。もちろん、野球を通して子供たちは技術も学んだし、体力も向上したと思ひます。とともに、外に出ることによって、いろいろな交流が生まれたと思ひます。外から河津町を見ることができたと思ひます。他県の人とのいろいろな交流も生まれたと思ひます。野球を学ぶことと、野球を学ぶことを通して学ぶこと、そんなことを大変勉強したんじゃないかなと思ひます。とともに、指導して下さったいろいろな方々への感謝の気持ち、いろいろなことが生まれたのかなど。そういうような社会教育、そういうことは、たくさんできていったらなと思ひます。

次に、学校教育について詳しく述べさせていただきます。

学校教育指導の重点につきましては、令和5年度河津町教育委員会、学校教育指導の重点の方針であります郷土を慈しみ、豊かな心身を育む、未来社会を切り拓く「人材育成」に努めるを踏襲していきます。この大きな目標の実現に向かい、これから育てていきたい河津町の子供像として、次の5つの姿を考えています。

まず1つ目、学ぶことの楽しさが分かり、進んで学習や運動に取り組む子です。

2つ目は、進んで人と関わり、人を愛する心を持ち、自他ともに大切にできる子です。

3つ目は、自ら考え行動し、自分の意見を伝えることができる子です。

4つ目です。将来の目標を持ち、それに向かって努力を続けられる子です。

最後、5つ目になります。河津町のよさを理解し、郷土への愛着を持ち続ける子です。

これら5つの姿の具体的な姿がうかがえるものとして、河津中を卒業し、今年教育実習に来た大学生の感想、中学校の学校だよりに載っていましたが、その抜粋を紹介しします。

学校への道すがらで、教育実習頑張ると温かい応援をいただくこともありました。地域住民の皆さんと学校とのつながりが深く、町全体で子供を見守ろうという姿は、河津町の誇るべきよさであると感じます。今回の教育実習で学んだこと、身につけたことをもって、今度は自分が次の世代の子供たちを支えていけるよう努めます。本当にありがとうございました。

この感想から、自分を取り巻く人・もの・ことのよさを感じ取り、ありがたいという感謝の気持ちをしっかり持っていることが分かります。また、自分のよさに気づき、それを自分のため、周りのために発揮していこうとしています。そして、このような豊かな心は、郷土河津や郷土河津に住む人々を大切に思う気持ちへとしっかりつながっています。このような

人を育てていけたらと思います。

そのためには、ある程度の集団規模を持つ中学校と小学校の連携を深めた小中一貫校において、河津町の豊かな教育財、人・もの・ことを活用し、幼保小中で連携しながら、同じ目標に向かって取り組んだり、交流を深めながら異なる指導上の目標に向かったりする協働学習や体験、これを行っていくことが必要であると考えます。

このような活動や体験の中で、子供たちはいろいろな考えに触れ、多様な考え方があることや、そのよさを知り、共感したり自分の中に取り入れたりしながら、さらにより考えを生み出していくことができると思います。

また、多様な行動に触れる中で、感謝する気持ちを持ち、共に行動することができるようになっていくと考えます。そうする中で、自己有用感や自己肯定感、自尊感情が高まり、自分のよさを伸ばし、発揮していこうという気持ちが育っていくものと考えます。そして、この気持ちは、自分の住む河津町のよさが分かり、そのよさを基に町を発展させていこうというものにつながっていくものと思います。

今述べました構想や考えは、まず校長会や学校訪問の際に先生方に伝え、園長・校長を中心に、具体の取組を生み出してほしいと考えています。また、河津町の教育を支えているのは、地域の支援・協力です。河津町だからこそできる小中一貫教育、小中一貫校の姿をつくり出していけるよう、皆さんの声を聞き、その姿を明確なものにしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 教育長、どうもありがとうございました。教育長の所信を聞き、今後の教育現場でのさらなるご尽力を期待しております。

続きまして、懇談会の際に保護者の方からいただいた意見を基に、質問をさせていただきます。

まず1点、子育て支援センターについてです。

子育て支援センターのよりよい利用促進のご意見をいただきました。今現在、有料である一時預かり保育、ファミリー・サポート・センターなどの利用を促進するため、お試し券や割引券などをつくれれば、多くの人に利用してもらえるのではないかというお話でした。

また、カウンセラーを常駐させ、いつでも気軽に相談できる環境を整えれば、相談するというハードルが下がり、利用促進が図られるのではないのでしょうか。

これらを受けて、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、子育て支援センターについてお尋ねですので、お答えします。

お尋ねの一時預かり保育の推進につきましては、既に町の職員の提案事業というのがございまして、職員から提案を受けて施策を行っているわけですが、その提案事業の中で、誕生月の未就学児のバースデーカード、これは毎月、私が未就学児にバースデーカードを送っているわけですが、バースデーカードと一緒に一時預かり保育の3時間分のお試し券を送付して、普及を図っております。これは、3か月間有効ということで行っております。既にこれは実施をしております。

それから、カウンセラーの常設については考えておりませんが、指導員が親子で施設を訪れたときに、子供の遊ぶ姿を見ながら、親とコミュニケーションを取りながら話を聞いている姿を私もよく見ることがあります。特に改まった相談もあろうかと思いますが、その場合には役場のほうで対応したいと思っております。

ちなみに、子育て支援センターでございますけれども、ちょっと今の議員のお尋ねとは外れますけれども、8月の利用状況がまとまってまいりました。8月は、これまで平均600人から700人ぐらいの間だったんですけれども、おかげさまで8月は1,012人の利用がございました。1日平均40人程度の利用があるということで、25日開設ということで。

特に、小学生の利用が前月の倍の279人ございました。ですから、小学生が多く利用されたということで。昨年の11月開設ですので、初めての夏を迎えたわけですが、暑さもあろうかと思っておりますけれども、279人の小学生が利用していただいたと。

町内の方で745人、町外の方で265人、この中には未就学児が123人おりますので、多分、里帰り等をされた方もこの施設を利用されたのかなと思いますし、天候等もあるかと思っておりますけれども、大変多くの方がこの8月は子育て支援センターを利用していただいたということでございます。

これからも、一時預かり等を含めて利用促進に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 8月の実績を聞いて、大変うれしく思います。やはり、施設を利用していただいて、皆さんに知ってもらって、活用できることが一番いいことだと思いますので。

先ほど町長もお話になったように、この子育て支援施設を利用してもらい、これはすごく、私もイメージとしては、室内の公園というようなイメージも持っておりました。

そこで、また先ほどの保護者の方からのご意見で、駐車場を併設した公園ができないかというお話がありました。子供の発育には、外遊びが必要です。先ほども教育長もおっしゃいましたように、外で動いている人々と触れ合い、またいろんな交流が発生するよと。そういうところが大事だと考えます。

浜の公園、笹原公園とあるものの、駐車スペースが少なく駐車できないと、その場で遊ぶのを諦める場合があります。遊具のない公園でもよく、子供の発想で自由に遊べる公園で、駐車スペースは10台ぐらい設け、また、いろいろな世代の憩いの場としても活用できるのではないのでしょうか。

また、以前町長のおっしゃった地域で子育てをする場づくりにも生かせると思うのですが、ご意見をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員がお尋ねのように、駐車場を併設した公園というのは、なかなか難しい部分はあるのかなと思っております。今現在、子育て支援センターの隣接地には、駐車場用地を確保して、今後整備を進める予定でございます。これは議員のお尋ねとは若干違いますけれども、駐車場は当然必要だということもありますので、子育て支援センターのところには今後駐車場を広く設けたいなと思っております。

町内には現在、子供たちの遊ぶ公園として、浜の児童公園と笹原公園がございます。特に最近では、笹原公園の管理が大変よくなりまして、子供たちの姿を笹原公園でも見るようになりました。今までは、遊具がなかったりして、なかなか子供たちの利用がなかったわけですが、最近では管理が、芝生なんかもしっかり管理されているものですから、子供たちの姿を多く見るようになりました。

特に、今年の夏は猛暑でありまして、笹原公園に、子供が水遊びできるように施設を改良して、水遊び施設をオープンしました。今月の広報にも紹介してございますけれども、多くの子供たちが笹原公園で水遊びで楽しんだということもありますので、今後は施設の管理と同時に、工夫できるものは工夫しながら、多くの子供たちが利用しやすいようにしていきたいと思っております。

現状では、当初に申したように、駐車場を併設した公園は考えておりませんが、今後、子供たちが遊べる施設については工夫をしながら、改良しながらやっていければいいな

と思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 駐車を併設した公園というのは難しいという回答でございましたが、やはり先ほど町長もおっしゃった子育て支援センターの隣接地、あそこら辺の駐車を全面にするのか、いろいろこれから検討するところだと思いますけれども、そういうところに外の遊び場なども少しでも併設していただければ、子供たちが外で遊んで中でも遊べる、そういう施設になると、中・外で子供が楽しく遊べる場になるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺もちょっと検討していただければと思います。

それでは、5件目の質問に移ります。

5件目の質問は、河津駅北口の整備はということで、お伺いいたします。

このたび旧南中跡地が民設民営で利用を図られるとされております。周辺は商業地域となっており、にぎわいの創出の一環と受け止めております。

この近隣商業地域を生かすため、駅北口の整備は不可欠と考えますが、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 伊豆急河津駅の北口の整備についてお尋ねですので、お答えします。

これは、私の当初からの懸案事項ではございます。伊豆急河津駅北口につきましては、にぎわい創出の観点からも、前々から伊豆急関連の土地と町の土地を併せて協働で整備を進めるべく、交渉してきておりましたが、伊豆急さんの、相手の事情もありまして、現状では進んでいない状況です。

過去には、両方で人を出して検討なんかを始めた時期もあるんですけども、私になってから伊豆急にその辺の話を勧めましたけれども、現状では伊豆急さんとしては考えていないということでした。

これまでの町の考えでは、にぎわいを創出ということで、月ぎめ駐車を廃止しまして、南口は営業車、北口は一般車の乗降専用口と駐輪場を設けまして、切符を買う際に一時停車もできるようなコインパーキングですとか、そんなものを設けたいということで、これまで考えておりましたが、現状では進んでいない状況でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 今、町長から答弁がありました。それだけでもやってもらって、町民の利便性は図られると思うんですけども、動かないんでしょうか、この先。

というのも、やはり北口はこれから、これからというより、北口は北に向かうと交流館があって、カーネーション見本園、来宮神社、河津桜原木、さらには涅槃堂など、町を象徴する施設、史跡があり、このルートに誘導する案内や目印的なものは今現状はありません。

先ほど町長は、伊豆急さんとの協力なども以前はあって、今進んでいないというお話でしたけれども、やはりそれは伊豆急さんとタイアップして、簡単なことから、例えば壁にプロジェクションマッピングをして、一目で河津に来たよとお客さんに実感してもらえそうな取組、また、北口から外に出て、先日、産業振興課の今取組でやっている踊り子のTシャツ、あの柄をどこかに配置して、それで周遊のルートをつくるとか、河津に来たら目についたという、河津だと一瞬で分かるようなものを何か考えていただければと思うんですけども、そういうやはり伊豆急さんとのタイアップはこれから必要だと思いますので、いつか協議を開始するようお願いはしないでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） これまでは、伊豆急さんの考え方も具体的にはよく分からなかったんですけども、活用されていて、今後活用するのかなというような意味合いもあったような気がするんですけども、その後、特に大きくは変化をしておりますので、また機会があれば、社長さん等とも話はできればしてみたいと思いますし、どちらにしても、北口については今のままではなくて、町有地もありますので、活用することが私は望ましいと思っておりますので、そういう方向に向けて今後取組ができるならば、伊豆急さんと一緒になって取り組んでいきたいなと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 大きい取組はやはりお金がかかるので、小さい取組、できることからこつこつと進めて、北口の利用を促進していただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 一般質問の通告のありました2番、北島正男議員、1番、正木誠司議員の一般質問は明日7日に行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

9 月 7 日（木曜日）

令和5年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和5年9月7日(木曜日)午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第2号 令和4年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について
- 日程第3 報告第3号 令和4年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第4 議案第41号 令和5年度河津町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第5 議案第42号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第43号 令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第48号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算認定について
- 議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算認定について

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 正木誠司君 | 2番 | 北島正男君 |
| 3番 | 大川良樹君 | 4番 | 桑原猛君 |
| 5番 | 渡邊昌昭君 | 6番 | 遠藤嘉規君 |
| 7番 | 上村和正君 | 8番 | 渡邊弘君 |
| 9番 | 稲葉静君 | 10番 | 宮崎啓次君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	土屋典子君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	臼井理治君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	友田佳伸君
教育委員会 事務局 会長	島崎和広君	会計管理者 兼 会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長 山本博雄 書記 山田祐司

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、一般質問に入ります。

質問は1件ごと一問一答方式とするか一括質疑方式とするかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

◇ 北 島 正 男 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、2番、北島正男議員の一般質問を許します。

2番、北島正男議員。

〔2番 北島正男君登壇〕

○2番（北島正男君） 2番、北島正男です。

第3回定例会に一般質問の通告をしたところ、議長からお許しをいただいたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は2つです。

1つ目は、もっとバリアフリーで人に優しい河津町へ。2つ目が、観光資源の魅力化と保全で河津町のブランドを高めていきたい、この2件です。町長、副町長、担当課長様にお尋ねしていきますので、よろしくお願いします。

では、1つ目の質問、もっとバリアフリーで人に優しい河津町へということで、1つ目です。

障害者及び歩行や移動に慎重な人たちが、もっと町に出たい、行きたいと思える環境が欲しいです。最近、インターネットなどで障害者等駐車場、多目的トイレの所在などを調べられるので、積極的に外へ出よう、観光に行こうという人たちが増えています。町関連の施設や観光地のバリアフリーの現状はどうでしょうか。

障害者等駐車場、スロープ、多目的トイレなどの設置の現状を私なりに調べてみました。もしチェックミスがあればお許しください。

役場は、当然ながら設備は整っています。1点だけ、障害者等駐車場の誘導案内と案内表示がなく場所が分かりにくい。文化の家図書館、踊り子温泉会館、B&G体育館はオーケー。河津町は整っていますが、障害者等駐車場がなく、ロータリー以外に欲しいところです。桜交流館はベビーシートまで装備されていてよい。バガテル公園もベビーシートまであってよいのですが、車椅子の貸出しまで用意しているんだけど、砂利道で苦労するのはちょっと難点。笹原公園は多目的トイレはありますけれども、障害者等駐車場はない。噴湯公園は、障害者等駐車場が3台もあり、案内表示もしっかりあり、多目的トイレも入り口に近くとても便利です。館橋の公衆トイレには多目的トイレはありますが、表示がなく不親切。七滝観光地の駐車場には少し広いトイレはありますが、扉が横開きでないのが残念。また表示もない。障害者等駐車場は、大きい駐車場にはありません。しかし、滝を見るコース、中に入っていくと売店の先ですけれども、途中で多目的トイレがあります。歩く道も舗装されていてよいです。多目的トイレが途中にあるということで、それを知っているからか、シニアカーの人と車椅子の人が滝を楽しんでいるのを何回も見ます。だから設備があれば出かけていくことができるんです。

障害のある方が言っていました。春と秋にはバラを見に行きたいが、砂利道がつかなく、せめて受付まで舗装路が1本あればいいな。もう一点は、踊り子温泉会館の広いお風呂に入りたい。風呂場で使える浴室用車椅子があればいいなと言っていました。

ほかの市町では、障害者の海水浴体験や視覚障害者のアテンド体験とか、この夏に実施しているようです。河津町もいろいろそういうことをやっているんですけども、一過性ではなく、設備の設置で恒常的なバリアフリーを目指し、障害があるなし、子育ての親御さんも安心、介護認定者も外出しやすい、旅行者からは好印象となる人に優しい河津町のイメージ戦略を図っていきたい。例えば今言ったバガテルの入り口から受付までに舗装路を1本造りましたとか、踊り子温泉会館には浴室用車椅子がありますとか、主要な歩道の段差を整備していますとか、桜交流館の多目的トイレは24時間使用可能な設備にしましたとか、多目的トイレの動線案内表示を分かりやすくしましたとか、建物の入り口を自動ドアか横開きにしましたなどなど、もっとバリアフリーで人に優しい河津町となるよう、総チェックと改善の考えや計画などがありましたらお答えいただきたいと。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島正男議員の大きなくくりとしては、もっとバリアフリーで人に優しい河津町へということで、具体的にもっと町に出たいとか、行きたいと思えるようなさらなるバリアフリーの環境整備についてお尋ねですのでお答えします。

議員がおっしゃるように、障害を持っている方も健常者についても、やはり私も人にやさしいまちづくりは大変大事であると思っております。これまでも観光施設のトイレやバリアフリー化など、県などの指導もありまして、ナスメイしたところでございます。まだまだ議員ご指摘のように、トイレだけでなく、いろいろな場面での改修や改良、建設時の対応なども考えなければならないと思っております。

議員が具体的にお尋ねの件につきましては、特に観光施設など、多くの人を利用する場所については、現地案内表示ですとか事前のお知らせ表示なども含めて担当課で点検した中で、障害を持っている方たちの目線を持って、これからできることから少しずつ始めていきたいなど思っております。

お尋ねの点も含めまして、観光施設などにおける障害者の対応につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、まず、私のほうから、観光地におけますバリアフリー、また観光施設におけますバリアフリー対策ということで答弁させていただきます。

まず、施設整備という面、ハード面ですと、北島議員が先ほど述べられたように、おおむね以前に比べれば対策が進んで、これまでの変遷を見てもバリアフリーに対する考え方や捉え方も変わってきているなというようなことは感じております。公共施設におきましても、また民間の店舗、宿泊施設においても、かなり整備されているということは感じておるところです。

しかしながら、議員のほうからもご提案ありましたように、いろいろなサービスといったソフト面、そういった面では、やはり改善していかなきゃいけない面とか、トータルした形でまちづくりというような形で考えていかなきゃいけないなと思っております。

また、先ほど北島議員からご提案あったような施設の改善とか利用については、現状では難しいのは事実ですけれども、ただ町としては、広報的な部分とかガイド的な部分です。そういった部分はできてないと感じておりますので、これは観光分野だけのことではありません。今後も継続してまちづくりといった広い分野で総合的に進められたらと考えております。以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いろいろ回答をいただきました。

今までもずっと充実させてきたんだろうとは思っています。これから先も、できることから少しずつでいいので、進めていくというお答えもいただきましたので、少しずつでもいいので進めていきたいと。いろいろ大きなものの改善はすぐには難しいという回答もありましたけれども、例えばそういう案内表示をもうちょっと徹底するとか、そういうものから進めていただくのもいいと思います。とにかく人に優しい河津町というイメージをどんどん構築していくという必要があると思います。

バリアフリー化を進めていくとユニバーサルデザインになります。それは誰でもが使いやすいということです。ちなみに電車などで停車駅などが文字で出ますよね。そういうものとか、文字の音声読み上げ装置とかありますよね。こういうものは障害者たちが運動して設置や研究が進んできたという背景があるんですよ。実施してみれば誰でも便利になりました。それがユニバーサルデザイン。

河津町は障害者就労相談を頻繁に開催していますし、役場の障害者法定雇用率達成に向けて総務課を中心に積極的に行動しています。町の記念品には障害者の作品を購入します。町

長は障害者アートの有料レンタルを採用して、近隣市町にも広めたいと言ったりしてくれています。生活弱者に寄り添う姿勢が河津町はあります。それらをさらに進化させて、バリアフリーで人に優しい河津町へとイメージ戦略を構築して行ってください。

関連して、次の質問をします。

障害者等駐車場についてです。

外見上分からない障害がある私の知り合いは、車椅子マークの駐車場を利用すると、変な目で見られるので利用しないという人がいます。逆に、多分利用に必要がないんじゃないかなと思うマナーの悪い人が平気で止めたりして、もやもやすることがあります。皆さんもそのような経験があると思いますが、ちなみに車椅子マークというのは、車椅子利用者だけのマークではなくて、全ての障害を対象にした国際シンボルマークなんです。これは建物や施設のほうに表示するものであって、車にシールで貼ったりするのは趣旨が違うんです。身体障害者マークは四つ葉のクローバー、聴覚障害者はチョウチョウのマークです。

ちょっと話がずれましたけれども、障害者駐車場等は不適切な駐車を防止するために、ゆずりあい駐車場と国・県は言い変えて、適正利用を図るパーキング・パーミット制度として全国8割の自治体が導入しています。その設置促進や利用のルールの啓蒙や駐車利用証の発行、駐車利用証はこういうの。見たことがあると思うんですね。この辺ではあまり見ません。これを車のバックミラーにふっと引っかけて外から見えるようにするようものを発行しているんですね。町を歩いていて、このゆずりあい駐車場は3か所しか見たことないです。3か所は役場です。

河津町の場合は、そのゆずりあい駐車場の公共と民間への設置促進と啓蒙活動としてバックミラーなどにぶら下げて外から見える利用証の発行など、これらの周知や利用証の発行など、現状とこれからをお伺いします。県は、市町にもそういう手続や啓蒙を委託していますので、河津町の場合はどういう状況なのか、現状とこれからを、分かれば教えていただきたい。よろしくお願ひします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員がお尋ねのゆずりあい駐車場についてお答えします。

今、議員がお示ししていたように、ゆずりあい駐車場マークということは、私は実際のところはよく知らなくて、今回の議員の質問の中で担当課ともいろいろそのマークのことを理解したところでございます。これまでも意識をして、障害者駐車場があつたんですけれども、なかなかゆずりあい駐車場と意識して見たことはなかったものですから、そういう仕組みが

あるんだなということが分かりましたので、私自身も、今回、少し勉強させていただきましたので、今後、担当課と制度設計の中でも検討してみたいなと思っております。

それから、障害者の全体的な対策でございますけれども、先ほど議員がおっしゃったように、優しいまちづくりといいますか、優しい河津町へということの中で、実は障害者対策につきましては、賀茂地区全体で今取り組んでおります。特に、今年度、障害者計画を策定しておりますけれども、賀茂地区全体の中で作成をして、それを各市町に当てはめた中で障害者計画をつくっております。

そういう中で、先ほど議員がいろいろ提案をいただきましたけれども、やはり私は、この障害者の対策については、下田市を含む1市5町の賀茂地区全体で計画をつくっていることでもありますので、その中で賀茂地区全体の人が優しいまちづくりという観点で、これからも重要であるのかなと思っております。

議員がおっしゃったお尋ねの点につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私から、河津町のゆずりあい駐車場の状況についてご説明をしたいと思います。

静岡県ゆずりあい駐車場制度については、平成25年2月から全県で実施されている制度になります。静岡県のホームページで登録されている施設が公表されておりますが、河津町においては、登録されている民間施設は現在のところ1件もない状況です。先ほど議員がおっしゃったように、河津町役場については、役場前に1台分、保健福祉センター前に2台分設置されているという状況となっております。

利用証については、県から委託を受けて町で発行事務を行っております。発行状況については、5年間で20件の発行を行っております。特段発行時にどのような利用をするかというのを全員に聞いているわけではありませんが、医療機関のゆずりあい駐車場を利用するために発行を求める方が多いようです。

今後も引き続きゆずりあい駐車場の適正利用の促進に努め、歩行が困難な身体障害者、要介護高齢者、妊産婦等の方が利用しやすいように、また福祉のまちづくり、人に優しいまちづくりの推進ができるよう一人ひとりのマナー向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 町長がおっしゃるように、賀茂地区の障害者計画の中でとか、賀茂地区のエリア全体でというお考えはいいと思います。河津町にはもともとない通所施設とかいろいろなもの足りない部分があります。ほかの市町でも足りないものがあるから、補う形で賀茂地区連携というのでやっていくのはいいと思います。

それから、福祉介護課長がおっしゃったように、河津町には、今、登録がないと。それから、利用証の発行など5年間で20件と、これはすごく少ないですね。町でこの札を見ないというのはそのことだと思います。

河津町には障害をお持ちになった人が、身体256人、知的60人、精神27人、難病52人、これは手帳がある人だけで400人ですよ。さらに、こういう駐車場を利用したい人は、けがの人、妊娠・出産直後の方、要介護認定などもおられます。そうすると、すごく結構大きなバリエーションになるんですけども、このような人たちが心配なく外出、移動できるようさらなるバリアフリー化とゆずりあい駐車場の適正利用の啓蒙と、その利用証の発行など進めていただけるようお願いします。

多分に福祉介護課もいろいろやってくださっていると思いますけれども、町の人がこれを申請するというのを僕はあまり知らないんじゃないかと思うんですね。だから、町にゆずりあい駐車場自体が、車椅子マークの駐車場はありますけれども、ゆずりあい駐車場としてこれからやっていくのに町で見ないというのは、そういう町の広報活動が弱いと思います。大体町のホームページで探しても、ゆずりあい駐車場は出てこないですからね。その辺もう一度見直していただければいいです。賀茂地区障害者計画でもユニバーサルデザインの推進として、歩道の整備、ゆずりあい駐車場の普及が大切と言っていますよ。

次の質問をします。

観光資源の魅力化と保全で河津町のブランド力をもっと高めたい。

河津町は、海、山、川、滝の自然環境に恵まれ、景観豊かな観光に優れた町。早咲きの桜で伊豆最大の集客を誇る町。そして踊子の町であるのに、その観光資源への設備投資や保全や改善にもっと積極性を持ってほしいと思います。例えばですが、今井浜海岸は、もともと鉄道の駅からすぐ近くで、砂と水がきれい。一流旅館とホテルや宿泊施設が多くあり、関東圏ではブランド力があつたと思うんですね。今はそのブランド力が失われている感じがします。観光協会さんともう一件ありますが、すてきな海の家があつたり、飲食サービスの出店、キッチンカーが来るとか、きれいなトイレがある、暖かいシャワーがある、アクティビティがあるなど、設備投資しないで海水浴客が減ったなというのはどうでしょうか。さらにゴロ

タ石が減って砂浜が増えた河津浜は、なぜオープンしないのか。これから先、何もしないで河津浜海水浴場は閉鎖なのか。であれば、唯一の今井浜海水浴場に注力いただきたいと思います。

伊豆縦貫道の河津下田線の設備の全面が整ったりすると、下田、南伊豆に海水浴客が流れて、河津の今井浜は選択肢に残れないことがないように、今井浜海岸ともう一つ言いますが、七滝はなぜ滝を見るルートの橋が壊れたままなのか。なぜ大木が倒れたままで、危険で怖い景観を残しているのか。観光ブランドのイメージダウン、甚だしい。風水害の被害の修復は観光庁の補助金があるのではないのでしょうか。令和4年3月に、町は観光エリア計画を策定して、その後、整備に取り組む予定ではなかったんじゃないのでしょうか。いち早く観光に悪影響なものは取り除いたりつくり直したりすべきです。

町民の景観に関する調査では、よい影響を与えているもので、1位はもちろんカワヅザクラ、2位七滝、3位今井浜、河津浜なんですよ。予算のめり張りをつけて優先順位をしっかりと考えていただきたく、次の質問をします。

2月の桜、春と秋のバラ、夏の海水浴、年間を通じて七滝のまた山と川、有数のすばらしい観光資源を保持する町として海水浴場へ設備投資や民間への出店促進、海岸の管理団体への支援や補助などのお考えと、七滝の景観被害への修復とつり橋などの復元はどのように考えているか、2点お尋ねします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまご質問の観光資源の魅力化と保全で河津町のブランド力の高めるにはということで、観光資源への設備投資と保全についてということで、2点お尋ねですのでお答えします。

先ほど議員がおっしゃったように、現状ですとかお尋ねの点がございますので、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから、まず、七滝のほうについてをお話しさせていただきます。

現状につきましては、安全上からエビ滝の橋につきましては閉鎖をしております。橋の対岸につきましても、風化や崩落が懸念されておまして、現在の状況では閉鎖が最善と考えています。また、昨日、同僚議員からご質問がありましたけれども、踊子歩道につきましては、世界認定のジオサイトでございます。人工的な工作物や工事によるサイトの変更につい

ては慎重に行うべきと考えております。

また、ご指摘の景観によくないという意見もあることは承知しております。しかしながら、やっぱり安全という面、また北島議員の言われる観光資源の保持という面のバランスもございます。このような背景を踏まえまして、時間をかけ慎重に将来に向けての改善を考えていきたいと考えております。

そして、今井浜海岸の海水浴場、また、夏のレジャーということでございます。

夏季のレジャーの志向も、海のナカニハススミ、今シーズンも厳しい状況となっております。行政報告にもありましたけれども、来客で昨年比で今井浜ですと25%の減、しかしながら、小規模ながら、今井浜海岸につきましては、北島議員言うとおりの、昔からのブランドということもありまして、また交通アクセスについても海水浴場としては恵まれた条件を持っております。ですから、これまでも長年海水浴場という形で保たれているわけでございます。宿泊、飲食など、海水浴に関わる観光事業者が何もしてこなかったということではなくて、それぞれ毎年というか、これまでも観光客の動向に応じた策や営業についてもしてきております。また、これも様々な積み重ねがあればこそ大きなドラスチックに変えるようなことができなかつたというのも認識されているところでございます。

今シーズンは、小さな取組ですけれども、観光協会、また新たな店舗などを含めて、肉フェスといったような小さな試みも観光協会、地域おこし協力隊、ライフセーバーなど、そういった皆さんの力を合わせた形で行っております。そういった小さな積み重ねは大きな変化に変わってくるのかなど。やっぱり長い間をまたかけなきゃいけないのかなというのも認識しております。

また、現在、開設されている今井浜海岸の民間業者の出店などは、観光協会や見高地区、そういったところとまずご相談いただければなと思っております。

設備投資としましては、今後も見高地区へ今井浜観光協会と海水浴場の開設ができるよう警備本部、海の家、トイレの設置や維持管理などは継続して行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 多岐にわたっているいろいろ検討してくださっているようですし、できることはやったださっているというのは重々承知しています。だけど、今年を見れば、海の家は、観光協会ともう一軒しかないんだけど、何か平たい言葉で言うと、もっともっと格好いい海水浴場にしてほしい。湘南みたいにしなくてもいいですけれども、とにかく海水

浴に来た人が選択肢がなくて、食べ物もない、飲物も買えないというのは、やっぱりもうあそこはやめようとなっちゃう。その前に、せめて大規模な修復じゃなくてもいいので、町がここまでやったんで、あと民間でやりませんかみたいな形を取って、もう少しにぎやかですてきな海岸にしてほしいと思います。

観光は町の基幹産業で、所得や雇用に大きな影響を与えるもので、町が一体となった戦略的な観光地づくりを推進する必要がある。町は、まち・ひと・しごと創生総合戦略で明記しています。したがって、観光地づくりと併せ、観光資源の保全、改善は必須項目。

七滝は、伊豆半島ジオパークの中でも中心的な存在でしょう。今井浜海水浴場も夏場の集客に手をこまねいていると、宿泊関連事業を中心に鉄道や商業など、多くの事業に痛手となります。結果、町民の所得は減り、負のサイクルに陥っていきますよ。来期の予算でしっかり考えていただきたい。つり橋の修復が予算的に難しい場合でも、橋の残骸の鉄柱だけでも撤去したり、少し見た目が怖いのを直していただければと思います。

次の質問です。

観光資源の魅力化に関連して、もう一件お伺いします。

観光のメインである最大の河津桜まつりは、来年の開催に向けて1回目の会合が開かれ、実行委員会の皆様、役場の担当の皆様にはご苦勞をかけ感謝する次第ですが、その会合では、会期の設定、駐車場とトイレの改善が課題と新聞記事にもありました。

前回、6月の定例会で、町の声として私も同僚議員もお伝えしましたが、浜峰線片側駐車場化とか、駐車場予約システムの導入、パークアンドライドのルート拡大、河津町宿泊者へメリットをつけての満室化やお客様の回遊性を高め、お買物による経済波及効果を当町で上げる施策、広域連携として近隣市町の協賛による桜まつりへの参画、おもてなしとしての地域芸能の披露などの課題はこれからの実行委員会や分科会で検討していただけるのか、お聞きします。

また、開催まで半年を切りましたが、河津桜まつりの魅力化づくりで新しい試みなどがあれば、差し障りのないところ、決まってない話もあるかもしれませんので、差し障りのないところでお教えいただきたい。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員のお尋ねの河津桜まつりの事前に向けた改善等、以前から提案もいただいておりますので、そのことについて、私のほうからまず答弁したいと思います。

議員がお尋ねのように、先に実行委員会では、決算の内容と実施時期の検討が会議で行われたということでございます。お尋ねの件につきましては、今後、それぞれの部会がありますので、その中でいろいろ検討され、その後、運営委員会で協議決定されて、最終的には実行委員会において決定されることになっております。

現在まで決定していることは、実行委員会の中では開催期日が2月いっぱいということでございます。それが決まっている点でございます。なお、新たな動きとしては、昨日も申し上げましたが、今回は観光協会が国の補助金等を活用しまして独自の河津桜まつりの誘客の取組を検討しておりまして、今後、インバウンド対策をはじめ、体験事業なども計画をされておりますので、その観光協会の新たな試みに期待をしているところでございます。

議員お尋ねの現状で分かっております新たな検討事項や取組については、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから、桜まつりの次年度に向けた取組ということでお答えさせていただきます。

今、町長の答弁にありましたように、これから桜まつりの部会、イベント部会とか交通部会とか、そういったものが開かれる予定でございます。なので、まだ具体的なものにつきましては決定ということはありません。例年ですと、昨年の実績を踏まえた上で各部会で駐車場の問題や交通の問題、またイベントなどの取組について話される予定でございます。

部会については、一応イベント部会は、例年ですと10月、そして、そういったものを受けた時点で交通部会、駐車場などが11月に開催される予定でいます。

また、その上で、次期桜まつりで取り組みたいこととしましては、先ほど町長も申しましたけれども、観光庁の補助金によります高価格帯に対応したツアー造成ということで、新たなお花見スポットの定着とか、そういったものに関連するイベントを何らかの形で開催できればと考えております。

交通面では、皆さんからもご意見いただいているところですが、昨年も比較的うまく運営できたのかなと感じております。来シーズンの桜まつりにおきましても、昨年同様に混雑に応じた臨機応変な対応が取れば、そういった体制を取る予定でおります。

また、季節的に今も少し増えているところでございますけれども、コロナ感染につきましても増加するのではないかとということと、またそれに合わせた形でインフルエンザ、そうい

った感染症の広がりも懸念されているところでございます。どちらも5類感染ですので規制はかけないものの、その対応策も例年に引き続き行う予定でいます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

観光協会さんの誘客の取組とかいろいろ期待したいところがあります。客がどんどん増える、その前の条件としては、町のキャパシティをしっかりとしないといけない。あふれちゃったらクレームの対象になるということで、観光協会さんのホームページなどでも、河津の案内人さんたちのブログなんか見ても、駐車場とトイレのクレームの対応で追われたとかいろいろ書かれています。それから、トイレのくみ取りというんですか、それが遅れたのであふれちゃって桜交流会館のほうまで臭っちゃったとか、そんなような単純なミスもあったようです。とにかく観光協会さんが一番分かっているかと思えますし、夜遅くまでクレームの対応に追われて、その改善に努めたとか、いろいろ苦労されているのはよく分かりますので、何かできることから一つずつ進めていきたいと。

それから、前回の定例会で、同僚議員と私とかが言ったのは町の意見ですので、これは課題を抽出したので、分科会なので、中村課長のほうでこういう意見があるけれどもどうだというのは、課題抽出したら解決に向かうというのは普通なので、解決は全てやるという解決じゃなくて、却下も解決の一つなんで、一度土俵に上げてください。よろしくお願いします。

何も足さない、何も引かないという魅力は伝統文化や趣向品に多いわけですがけれども、リピーターが多い河津まつりは、それでは困ります。いろいろやったださっているのは重々承知しています。お客様は何か変わった、改善されてよくなったを求めます。

それから、細かいことをここで言う場じゃないかもしれませんが、前回の桜まつりの公式ホームページで、授乳室はありません、観光協会に申し出てくださいという表記があるんですね。これ、すごいデメリット表示をあえて正直に出してんのか、何で出したのか僕は分かりませんが、デメリット表示をするんだったら、給湯サービス付きの授乳室を作ってください。それから多目的トイレの増設もお願いします。車椅子の人、赤ちゃん連れの方、ベビーカーの人たちは助かりますよ。どちらもレンタルで実行できるので、そんな大きな予算はかからないので、実行委員会さんも駐車場とトイレの問題を解決しないとねとおっしゃっているようなので、これも含めて授乳室を作ってください。よろしくお願いします。

僕の質問はこれで終わりますけれども、本日は、もっとバリアフリーで人に優しい河津町というイメージ戦略について。もう一つが、観光資源の魅力化と保全で河津町のブランドをもっと高めるべきの2点の質問と提案をいたしました。来年度の予算立案に向け、ぜひ予算獲得いただきますようお願いいたします。

以上で質問は終わりです。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 正 木 誠 司 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、1番、正木誠司議員の一般質問を許します。

1番、正木誠司議員。

〔1番 正木誠司君登壇〕

○1番（正木誠司君） 1番、正木誠司です。

第3回定例会の開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長から許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、次のとおりです。

1件目、旧河津南中学校跡地活用の進捗状況について。2件目、令和6年度河津桜まつりの集客について。3件目、健康マイレージの取組について、以上の3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

まず、1件目の旧河津南中学校跡地活用の進捗状況についてお伺いします。

まず最初に、昨日、宮崎議員からも同様の質問をされ、回答が重複する部分もあるということと、また、宮崎議員の質問に対しての町長の回答で、本当に今回のプロポーザル募集に

については、町長も並々ならぬ決意で事業推進を進めてきたということを踏まえた上での通告にのっとり質問をさせていただきます。

旧河津南中学校跡地活用につきましては、公共施設整備検討委員会からの民間の力を活用することが望ましいとの答申にのっとり、昨年の12月にプロポーザル方式にて民間事業者の公募がされ、その結果、大和リース様が代表者となり、クリエイトエス・ディー様と2社による共同事業が受託候補者として特定されました。私自身も令和4年度第4回の定例会、令和5年度第2回定例会において、南中跡地活用について質問し、その中で、町民への説明は十分に行ったとの回答を受けました。

しかし、今回、新聞にも掲載されましたが、7月25日に河津町商工会の皆さんが役場を訪れて意見交換を行い、この9月4日に質問書を提出されました。9月5日の新聞紙上で、町長からは、町民を軽視していることはない。公募型プロポーザルで事業者を募集し町民へ説明し、手続も問題ないと述べておりますが、では、なぜ、今回、商工会さんから質問書の提出というような経緯に至ったのか。

時系列を整理しますと、令和3年1月19日に公共施設整備検討委員会からの答申があり、令和4年12月5日にプロポーザル方式による募集を通知、令和5年1月に募集開始、2月に候補者を決定、5月に役場ホームページに受託候補者名が掲載され、6月の議会で議員への周知を行い、同月実施の町政懇談会で町民へ周知だったと認識いたします。

5月のホームページ掲載以降、新たにドラッグストアができると知った町民から、私のところにも、またほかの多くの同僚議員のところにもいろいろな意見が届いております。私のところに届いた意見を紹介しますと、募集前にどんな施設が欲しいのか町民へアンケート等をしてほしかった、津波避難施設がない、津波避難機能がある施設ならよかった、ドラッグストアで本当ににぎわいの創出になるのだろうかなどのいろいろな意見をいただきました。

また、町が6月に開催した町政懇談会でも、私が傍聴した浜公民館の会場、役場会場で町民から質問が出ておりました。特に役場会場での質問の際は、ある町民の方が資料を持参して、具体的に自転車の修理店や本屋、靴屋がこの町には必要なのではとの意見と、また、ほか自治体で行っていた成功事例、失敗事例まで調べての質問となっていたのを覚えております。実際に町長もそのときの資料をお持ち帰りいただいたと思います。

答申を受けて、プロポーザルで公募し、事業者を決めて町民に説明する。手続については全く問題ないと思います。しかし、町民の中には、町民には全く意見を聞かないで役場主導で進めたという思いがあるんじゃないでしょうか。そういう思っている人が少なからずいる

かと私は思います。

また、商工会の会員の中には、ドラッグストアと競合する業種の方もあり、自身の店舗への影響が小さくない方もいると思います。にぎわいの創出というのであれば、買う側のにぎわいだけでなく、売る側のにぎわいの創出を考えて、例えばプロポーザル募集の条件で、町内の事業者を仕入れ先として参入させる。もし地元につがなければ、町が商工会を通して紹介する等、このコロナ禍で苦しい中でも現状でこの河津町のためににぎわいの創出に頑張っている町内の事業者の売上げアップを後押しするような対応ができなかったのでしょうか。

昨日、町長は、40年前と商売の形は変わっていると。自転車で町外へ出かけたり、ネットで注文の買物は当たり前になっているとおっしゃっておいりました。確かに、我々の年代から下の世代は、簡単に自動車で出かけることもできて、またスマホを使ってネットで買物をすることは普通にできますが、一方で、車も免許もなくスマホも使わないような方は通販などもできないと思います、これは高齢者の方に多いと思うんですけども。河津町には一定数以上の方がいると私は思います。その方々からすれば、昨日の発言の中での、日用品以外は町外で買ったりネットで買えばいいというような言葉は、我々のことは何も考えてくれないのかなという思いが持たないんだらうかと、そういうふうに私は感じました。

これは法律的なことや事務上のことではなく、町長が日頃から口にしているオール河津での取組、町民と共につくる共創の町という公約とも言える部分から考えて、例えばプロポーザル方式での募集を決定する前に交通弱者や買物弱者と言われている方への配慮をしたり、商工会に対して売上げアップになるようなバックアップや相談ができなかったのでしょうか。また、民設民営なので、町から商売について言うことは難しいというような回答もありましたが、町民の側から見れば、その民設民営を決めたのは行政ではないのか、このように思われる方もいるかもしれません。本来行政というのは、買物弱者、交通弱者、そのような町にいる弱い方を救うのが本当に大切なことなんじゃないでしょうか。

以上のことを踏まえ、ここまでの対応や経過、このことについて何か見落とし等がなかったか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木誠司議員の旧河津南中学跡地の進捗状況について、幾つかお尋ねですので、お答えしたいと思います。

議員もおっしゃっているように、昨日、他の議員の部分で私も答えている部分があります

ので、重複部分があるかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、先ほど議員が、町内の40年前と違うよという私が発言した中で、私は高齢者の方について、そういうことで高齢者の方たちがいるということ承知の上で外へ行けということではなくて、当然町内の買物をするのも大事でありますし、その中でも世の中が十分変わって行って、いろんな商売のやり方ができていますよとそういう意味で言ったつもりでございますので、決してお年寄りですとかそういう弱者の方をないがしろにしているわけではありませんので、それについては最初に申し述べさせていただきたいと思ひます。

それから、これまでの経過について質問でございますので、お答えしたいと思っております。

昨日もお答えをしておりますけれども、当該地は、ビジョンとしまして、都市計画のマスタープランというのがございます。その中で、まちなかゾーンという位置づけがございます。そういう中で、前面は、昨日も申し上げましたけれども、近隣商業地域という形で位置づけもされて、町の重要なまちなかゾーンの優良な土地ということで位置づけがされております。町のビジョンとしても、その位置づけの中でこれまでも進めてきております。ただこれまで40年間の間、そういう位置づけがありながらなかなかできなかったということがございます。

その経緯の中には、昨日も申し上げましたけれども、一般の企業からの進出の話があったり、あるいは地元の商工会の皆さんから提案を受けて事業計画が検討されたときもありますけれども、それでもなかなか実行にできなかった。結局、この40年間、やる人がいなかったということだと思ひますので、そういうことの中で、昨日も申し上げましたけれども、この土地を何とか、公共用地を有効に生かすことによってまちづくりを進めたいと。特に民間の力を借りながらこれからのまちづくりを進めたいということの中で、にぎわいの創出ということも含めて、令和3年1月に公共施設整備計画推進委員会の答申内容を受けまして、昨日も申し上げましたけれども、商業施設誘致に向けて、公共用地活用方針や民間事業者の提案を受けた中で計画を審議決定するという形で、その委員会の中でも公共施設としてのこれからのにぎわいづくりは無理だろうと、そんな提案がありました。そういう中で、民間の方たちもぜひにぎわいづくりに参加してもらいたいということで、公募型プロポーザル方式で町内を問わず公募を行いまして、その都度、私も議会ですとか町民に丁寧な説明をして事業者を決めてきた、そんな状況がございます。

特に公募型プロポーザルについては要綱等もございまして、詳しくその中ではいろんな条件は決めておりますし公開もしております、公募型ですので。その中で、まず、意思表示を

する期間を設けております。その後に具体的に意思表示をした後で提案する期間を設けて、その中で選定委員会というのを行いまして、その中で審議をして、それから、場合によっては実際はその事業者の方に来ていただいて、その中で審議をして、具体的に点数をつけて、この方がふさわしいのかどうなのか、目的についていいのかどうなのかということも含めて、そういう一定のルールに従ってやっておりますので、手続上はそういう形で公募型プロポーザルという形でジュンショ提案を受けてこれまで進めてきたことがございます。

特に民設民営ですので、土地を賃借、貸すということになりますけれども、これについては町長の専決事項であります。その中でも、これまで以上に町民の方には説明をしてきたつもりでございます。今までもそういう例がありましたけれども、その際には、私が行っている以上の説明はなかったように私も考えておりますので、今回はこの点についても町民の方々に影響あるだろうということで、町民をはじめ議会の皆さんにも丁寧な説明をしてきたつもりでございますので、過去の年とは違って十分説明したつもりでございます。

何よりも私が心配をしたのは、令和3年1月ということで、1年半前にその方針が決まったわけでございますけれども、その後にコロナの関係があつて、なかなか募集をしても参加が出ないだろうということもありまして、特に公募型プロポーザルは参加がないと成立をしないわけでございますので、この何年間はその辺の町の状況を見極めた中で、公募型プロポーザルの募集を行ったということでございます。ですから、本当はもっと早くやりたかったというのもあったわけですが、その中でコロナの影響もあったものですから、この何年間は控えていたと。その中で、コロナの状況が明けた中で何とかここで町のにぎわいを取り戻そうということで、この協働事業として応募がありました公募型プロポーザル方式で、1社が幸いにも出ていただいたと、そういうことでございます。

先ほど言いましたけれども、プロポーザル選定委員会で審査を受けておりますので、その中でもにぎわい事業に値するという事業候補者が決定をして現在に至って、町民の皆さんにも優先候補者という形で、その候補者についての公表をしていると、そんな状況でございます。

また、この施設につきましては、これまではほとんど公設公営と考えていたと思うんですが、民設民営の場合には、事業者は当然、昨日も申し上げましたけれども、採算性を配慮した中で30年間の事業を提案するものでございますので、参加してきたことはそれなりに計算ができた上でのことだと思っております。

先ほども申し上げたように、これまで40年間できなかつたというのは、事業者が採算性が

取れないから、なかなか採算性のことが考えられなかったんで出てこなかったのかなど、大きな要因であると思っております。そういう中で、今回は提案が出てきたということでございます。

特に私は、この40年間、十分な活用がされてこなかったこの優良な公共用地について、特に今回の民設民営の場合には、建設費用、運営費用、撤去費用の終息までのライフサイクルコスト、これ、最終的な一環とした費用を考えたときには、この経済状況が厳しい中で、30年間の事業継続がなされ、貸付料の収入もできるなどの点で、契約者が、優良事業者が現れて、そして今後のまちづくりに大きな進展であると考えまして、また雇用の拡大や根本的なイキシタ側のにぎわいの創出や利便性の向上による流入者の増大などにつながるものとそう考えております。

また、今後の進捗状況あるいは説明状況については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、説明状況を等について説明をさせていただきますと思います。

昨日も答弁をしておりますが、内容が重複するかもしれませんが、よろしく願いをしたいと思っております。

町では、公共施設整備計画推進委員会からの答申の提出がありまして、その答申書の提出があった時点で答申書の内容について、令和3年3月号の広報紙のほうで報告をさせていただいております。その後ですが、町のプロポーザル選定委員会の中で協議をしたわけですが、町のプロポーザル選定委員会でも、要綱を作成した時点で町議会のほう、説明会の中で説明、それから募集中については進捗状況の説明といったものを行わせてもらっております。また、優先候補者が決定後でございますが、住民に対してということでございますが、町政懇談会、そういった中で5地区、それからふれあいホールでの説明も行っております。また、7月25日には商工会役員さん、先ほど議員からもありましてお入り、訪れまして意見交換会といったものを開催させてもらっております。また、9月4日に商工会の役員さんが町を訪れ、質問書の提出というのも行っております。質問項目につきましては、5項目ほどございまして、この内容については、今後、精査をした中で回答していくという形で対応等させてもらっております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今回の今の総務課長の回答を含めて、このプロポーザルに至る経緯という形は、私も何回も説明を受けておりますので、認識しているつもりです。

今回、私が本当に質問したかったのは、先ほどの前文でも言いましたが、この法律に係るところとか手続に係るところではなくて、何かしらの町民に対しての本当に心遣いといいますか、先ほども言いましたけれども、例えばどんなものが必要なのかというようなアンケートを取ったり、先ほど町長の回答の中で、商工会さんが以前にはそういう話を持ってきた、今回は来なかったということもありましたけれども、以前に商工会さんから話があったのであれば、一言、今回、こういうふうな形で募集するよとか、先ほども言いましたけれども、プロポーザル条件の中で商工会さんを納入業者で使うとか、そういうのも選定の基準の中に入れてもよかったのではないのかなと。本当ににぎわいの創出、買物する場所が増えれば本当ににぎわいになると思いますけれども、やはり行政というのは、先ほども言ったように、そういう買物する場所も見なきゃならないですし、この町で商売をする人たち、その方たちのことも考えての対応というのは大事だと思います。

次の質問の後に次のことも聞きたいと思うんですけれども、次にお伺いしたいのは、第2回定例会の同僚議員の質問の回答の際に、今後の経過です。6月中に契約ですか、これは仮契約、本契約問わず、6月中にそういう形で一度結んで、その後、正式契約するというふうな話もありましたが、現状でこれがどうなっているかどうかについて1点と、あと、我々は4月20日の議員月例会の中で、町で初めて採用したプロポーザル方式の進捗状況についての事務調査をお願いして、町の職員の方及び受託候補者となった大和リースさんから説明を行ってもらいました。その際に、議員から何点か質問が出されましたが、その場で回答がなかった質問もあります。

町長はこのときの月例会には出席していませんでしたので、どういう質問あったかというのはちょっとご存じないかと思っておりますので、ここで簡単に説明しますと、まず、今、あそこの駐車場に10本ほど、約10本くらいのカワヅザクラがあると思うんですが、完成予想図には2本ほどしかなくて、残りは伐採するというような回答がされました。質問した議員からは、カワヅザクラを大切に考えている多くの町民がいると。その方々から、簡単に切り倒していいのか。例えば移植ができないのかというような質問がありました。

また、次に、店舗は小学校の近くですよ。本当に小学校の近くで、店舗出入口が通学路になっていると。そこに、通学路に出入口に交通誘導員の配置はしないのかという質問に対して、交通誘導員の配置は考えていないというような回答があったため、質問した議員から

は、安全第一を考えて、ぜひ誘導員の配置をお願いしたいと、このような要望をさせていただきました。今現在、この2件目につきましても、回答等我々のほうに説明、もしかしたら町のほうには来ているかもしれませんが、我々のほうには回答が届いておりません。

これは、考えれば、私としてはリスクとして残っているんじゃないかと考えます。町としても、このほかにも考えられるリスクが何かあるのか。また、そのリスク管理について、どのような方法、対策を考えているのか。あれば、先ほどの契約状況についてと合わせて2点、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の見通しとリスク管理ということでお尋ねですので、お答えします。

先ほどの公募型プロポーザルのお話でございますけれども、これは町外の方だけではなくて、町内の方も当然参加できるわけですので、そういう形で地元の事業者が出てくれれば本当によかったのかなという気もしますけれども、ただ私どもは、公募が始まりますと接触が一切できませんので、その要綱に沿った中で進めてきたということでございます。全て要綱の中に期間ですとか提案ですとか全てのことが要綱に決められておりますので、それに従ってやってきたということでございます。募集期間についても要綱に沿った中で、それ以上の期間も設けたりする場面も今回行っておりますので、そういう面では配慮したつもりでございます。

そういう中で、たまたま1社しか出てこなかったということと、地元の参加者がなかったという、そういう結果の中で、優先的な事業の交渉者を決めたというそんな状況でございます。それも私ではなくて、選定委員会にかけた中で、点数をつけた中で選定してきたというそういう経緯がございます。

何よりも町民の方、いろんな提案を受けることも重要でありますし、ただこれまで40年間の経過を見ていますと、先ほど言ったように、やはり誰がやるのか、提案を受けて、実際、事業者として誰がやるのかということで、なかなかやっぱりその部分が、ましてや人口減少という中で大変厳しいものがあるのかなということがありますので、今回の公募型を受けることによって、当然事業者としては採算性だとかいろんなことを考えた中で参加してくれるということがあるものですから、参加に出られるのは、当然経営的にもいろいろな検討をした中で参加したんだろうということがあるものですから、実効性が高まるということが今までとしてはどうだと思っております。

それから、今後の対応でございますが、今、協議をしているわけでございますけれども、協議が整い次第、賃貸借の契約を結ぶことになっております。特にこれについては、議員からも前にご質問があったかと思うんですけれども、桜まつりの期間の駐車場不足ということもありまして、この事業者には工事の取りかかる時間をぜひ桜まつりを避けるといいますか延ばすといいますか、そういう中で、今年度、桜まつりの駐車場を使えることができれば、事業者と話をして、その今調整をしているというそんな段階でございます。特にその点が協議の今課題となっております。

それから、考えられるリスクでございますけれども、実は、この質問の、私は議員の今お尋ねの点を聞いてちょっと考えていなかったもので、先ほどの2点については考えてなかったものですから、ちょっと的外れな答えになるかもしれませんけれども、リスク管理につきましては、公募要件の中にしっかりうたわれていますので、それを確認することによって、今後やっぱり業者にそれを遵守してもらってバシッと詰めていく中で、その辺についても解決できるのかなと思っております。そういう中で、今後、進めていきたいなと思っております。

なお、お尋ねについては、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、何点か説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今後のスケジュールについてでございますが、これまで事業者と契約の関係については、一応6月頃を目安に行いたいということで進めておりましたが、現在、協議のほうをしている段階でございます。現在は、事業者が事業用地の地質調査を行っており、その結果が分かる9月末までに契約に向けた覚書の締結を行いたいというふうに思っております。覚書の締結を行った後に、河津桜まつりの終了後の令和6年3月に事業用定期借地権の設定契約を締結し、事業着手するといった形で考えております。

それから、4月20日の議員月例会の中で、事業者のほうに質問といった形の項目でございますが、カワヅザクラの関係、それから小学校の入り口での関係といったことにつきましては、事業者内での今検討をしている中で、まだ回答はこちらのほうにもいただいておりますので、その回答が出次第、また回答させていただくような形を取らせていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、今後のリスクといったことでございますが、先ほども町長が言ったとおり、プ

ロポーザルの募集要項の中で、ある程度こういうことが考えられるということに対してのリスク管理的なものを行っております。

まず、瑕疵担保責任として、契約締結後の事業用地の数量の不足、それから隠れている瑕疵等が発見された場合についてもサクシヨウの請求、契約の解除、または瑕疵修補、瑕疵の補修の請求ができないとしているとか、それから契約締結日から1年以内に事業提案の用途に使用するために事業着手、それから契約締結日から3年以内に提案事業の用途への使用、それから契約締結日から10年以内の用途変更の制限といったものとかを行っております。

また、これらにつきまして、町としましてでございますが、町は実地調査を行った中で、事業者はそれに対して協力をするといい形のものもうたっております。もし違反があった場合につきましては、事業者は違約金を町に支払うとあったことまでうたっております。

それから、相隣関係でございますが、事業者は自己の責任と費用負担において、境界等に係る問題を全て処理するというようなこともうたっております。本事業は町に対して、損害賠償その他請求及び異議、苦情の申立てはできないといったことの中の募集要項でございます。

事業実施に当たりまして紛争が生じた場合、事業者の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たるとしております。

今後でございますが、この内容を踏まえた中で、契約書という形の策定になりますので、この内容を基にし、それにほかに考えられるリスク等がもしあれば、そういったことも入れながら契約のほうに結びつけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） すみません、私も通告の中で、リスク管理についてちょっと細かく書かなかったところがありまして、それでもやはり皆さん、行政の方々が契約上のリスクというものをやっぱり考えているということが、今回、分かってよかったと思います。

あわせて、我々議員は、今言ったように、この前の説明会の中で、小さいリスクかもしれませんが、懸念事項として何点か出さしてもらいました。そういうことを併せて、ぜひ事業者にお伝えして、少しでもリスクをなくす、このようなことを取り組んでもらいたいと思います。

また、今の話ですと、正式な契約は河津桜まつり以降という形になっていると思いますが、先ほど私のほうの1回目の質問は、契約上のどうのこうのというよりも、やはり気持ちの間

題、こちらのほうがすごい大事だと思うんですよ。やはり町民の方はいろいろな考えを持っている方がいます。あそこにドラックストアができれば、本当に便利になっていいよという方も私のほうも聞いております。

ただその反面、やはり困っているという人も聞いている中で、例えばこの残り約半年の中で、何かしら地元の事業者の人が、直接は多分大和リースさんとの契約、クリエイトエス・ディーさんの契約という形になるかもしれませんが、町のほうから何かしらの提案というのはいかないのでしょうか。もし、そのようなことが可能であれば、地元の業者の方々がお弁当納入でもいいと思います。野菜の納入でもいいと思います。そういう形で地元商工会の後押しになるようなことをすることも私は必要なんじゃないかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、これは本当、私個人の意見になりますけれども、私が昨年10月議員になったときに、町長から、行政と議会が両輪となってまちをつくっていく共創のまちにしたい、ぜひとも協力をお願いしたいという言葉、これは今も忘れてはおりません。我々議員も町民に選んでもらって町民の代表であるという誇りと自覚を持って、どうしたら町がよくなるのか、町民の生活のためになるのかということをやはり真剣に考えております。

今回の件名は、確かに議会にかけなくても問題ないという件名ではありますけれども、我々議員も、この旧南中学校跡地利用の活用については大きな関心を持っており、一般質問においては、何人もの議員が登壇して質問もさせていただきました。町長から、一方、議会に歩み寄ってもらって、我々に議題として諮ってもらって、それこそ昨日の回答のような町長の熱い気持ちを言ってもらえれば、我々も一緒になって、両輪となって、お互いに知恵を出し合う、このようなことができたんじゃないかと思っております。議論が活発になって、意見をけんけんごうごうと交わすのは、これは本当にいいことだと思います。

町長は、町民からいろいろな意見をいただいているとよくおっしゃっております。我々議員も同じように町民から意見をいただきます。一人でも多くの町民の意見、町長の持っている町民に届いた意見、我々議員に届いた意見、一人でも多くの町民の意見を反映させて前に進めることが本当の意味での共創ではないかと私は思います。

これからは、令和3年に立てました河津町第5次総合計画、こちらの達成に向けて、様々な課題等があると思います。ぜひとも我々議員、議会の力も使っていただき、共にこの河津町をよくしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の質問に移ります。

時間がないもので、早めにいきます。

令和6年度河津桜まつりの集客について質問いたします。

この質問につきましても、先ほど登壇した北島議員の質問、回答と重複することを踏まえて、通告にのっとり質問させていただきます。

伊豆縦貫道河津七滝・逆川インターチェンジ間の開通に伴い、町内を通る通行車両が減ったのは5月の交通量調査で判明しており、多くの町民からも同じような声を聞いております。それを踏まえて、令和6年度の河津桜まつりへの影響はどのように考えているのか。また、集客数見込みはどのくらいを想定しているのかについて1点、また、現時点で、集客数増加のための対策、施策等をどのように考えているのかについて1点、以上2点についてお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜まつりの集客について、2点お尋ねですので、お答えします。

まず、縦貫道との関係、あるいは集客対策についてお尋ねですのでお答えします。

集客の見通しでございますが、これからのコロナの状況ですとか開花状況によって、このお祭りは大きく影響すると思います。これまでのコロナの状況がさらに改善されれば、私は前回より多くの入り込みが期待されると思っております。特に今回の政策でもうたっておりますけれども、インバウンドについては大きく伸びることが予想されます。8月10日には中国本土の団体旅行も許可されたという話もありますし、これまで中国本土の方はなかなか来られなかった部分がありますので、これからは来ることも期待されるのかなと。ただ、政治的ないろんな状況もあるものですからちょっと不確定な部分もありますけれども、聞くところによると、大体半年ぐらい後に影響が出てくるということがあるものですから、ちょうど桜まつりの部分が大きく影響してくるのかなと思っております。

それから、美しい伊豆創造センターなんかのお話では、北陸新幹線が金沢から先が延びたことによって、これまで関西圏の人たちが冬の旅行というと北陸が多かったそうです。それが新たな、そこに大勢人が来るということで、こちらの関東圏といいますか、太平洋側に回ってくる可能性もあるんじゃないかと、そんな見通しも言われております。

それから、美しい伊豆創造センターの話では、インバウンドの中で、2月の時期のカワヅザクラというのはすごい集客力があるということを知っております。特に東南アジア、韓国、台湾ですとかタイだとか、その辺では大変桜の魅力というのはあるという話は聞いておりま

すので、私は特にインバウンド対策、町も対策を取りますけれども、多くの方が見えてくれるのかなと思っております。

ただ心配なのは、今年もそうだったんですが、やっぱり駐車場とトイレの問題。特にトイレについては、数量をやっぱり増やさないと私は足りないのかなと。一過性なのかもしれませんが、トイレの状況を見ているとやっぱりかわいそうだなという、特に女性の方がかわいそうだなと思っております。

それと、もう一つは、トイレの使い方として、やはり便座のあるトイレが人気があるみたいでして、普通のしゃがむようなトイレがなかなか人気がない。並び方を見ているとそういう傾向もありますので、そんなことも含めて、その辺の対策も必要かなと思っております。

今の状況ですと、私は多くの人たちが、今後、桜まつりについて、さらに縦貫道を含めた利便性が増すことから、特に周遊性が増すことから、桜まつりについても東から西からも入ってこれるルートもありますので、そんなことを含めて、伊豆縦貫道も含めて、さらに増す、今年については期待ができるんじゃないのかなと思っております。そのためにしっかり対策をしていきたいなと思っております。

それから、集客人口の増加に対する対策でございますけれども、先ほどから、昨日も何か言っておりますけれども、新たなイベントの造成によって、特に人を呼ぶことと経済波及効果を上げていきたいなと思っております。

特に河津町については、やっぱりいかに周遊させるか、滞留時間を長くするか、その中で町内で消費をしてもらうかということが大きいことにつながると思いますので、お客さんを呼ぶことと集客をした中でいかにお金を落としてもらうことも考えながら、そして快適な旅ができるような、そして安全も含めた、そういう総合的ないいお祭りに今後していきたいなと思っておりますので、そういうことで、対策についてもこれから実行委員会と共に万全な体制を築いていきたいと常に思っております。

なお、現状で分かる範囲で集客対策等については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは、集客のための対策ということでお答えさせていただきます。

先ほど北島議員の回答でも触れましたけれども、観光庁の補助金を生かして、集客という面では、観光庁の補助金の主たる目的でありますインバウンドに向けた取組ということで、観光協会といたしましては、今後につながるインバウンドの仕組みづくりをここからつくっ

ていきたいという考えでございまして、町としてもこのような積極的な動きには協力したいと考えております。

また、イベントにつきましては、部会とかそういったものはまだ開かれておりませんので決まっておりますけれども、何らかの形で少しはインバウンドに絡めたものとか、また桜まつりに今までなかったようなものを取り入れた形という形で、私のほうからもイベント部会等には提案させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） イベントについては、今後、これからという形でもってという認識をさせていただきます。

同じような形で、実は、これ、私からの提案も含む形になるんですけども、先日、町制65周年記念のときに、服部学園の服部幸應理事長が講演をしていただき、その中で、ぜひ食を通して河津町に協力をさせてもらいますということも出ていました。そうしますと、河津桜まつりは桜を見るイコール、プラスああいう食べ歩きを楽しんだり周遊を楽しむというところ、そういう部分もあると思います。そうすると、やはりこの食というのはすごい大事だと思います。また、今回の河津桜まつりは、コロナの5類に移行してから最初の河津桜まつりということでもって、将来に向けて指標になる大事な桜まつりだと思っております。

そこで、例えば包括連携協定を結んでいる服部学園さんやメリダさん、伊豆や河津を運営しているレップジャパンさんをはじめとする包括連携協定先と何かしら協力してイベントが打てないか。これは私の考えたちょっと一例なんですけれども、服部理事長は料理の鉄人なんかを監修しているとかもありましたので、例えば服部学園の生徒さんたちに料理の鉄人的なイベントをやってもらって、若い人の感性で食べ歩きができるメニューなんかを考案してもらおう。そこでもって投票とかするのもいいですし、例えば何回もその方々が来れないと思えば、観光協会なり商工会なりの直営店をつくって、そちらで販売すれば、町内の業者さんの後押しにもなるんじゃないかなというふうに考えました。こういうことも踏まえて、今後、包括連携協定先と協力した何かしらイベントが打てるかどうか、考えているかどうか、以上、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の包括連携等との連携をした対応ということでございます。

河津桜まつりについては、それぞれ受入れ側も大変忙しい状況がありまして、その中でど

の程度のことが検討できるか分かりませんが、例えば服部学園ですとかメルダさん以外にもいろんな連携協定を結んでいるものもありますし、場合によっては、姉妹都市とか姉妹商工会なんかもありますし、どの部分でどういうふうに連携をあれしてイベントを盛り上げていけるのか、あるいは町内の文化団体との連携なんかも今後考えられるかもしれませんが、そういう中で、具体的にはまだ出てきませんが、そういうことも考えながら、今後、それをどうしていくのか、あるいは受入れ側としてどこまでできるのか、それも含めて、これから機会があればそういうことも検討していきたいなと、そういうふうに思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今、検討している段階ですので、私、今回のこういう一般質問の中で、こういう形で我々多くの方が提案すれば、それこそいろんな提案が出たほうがやれることもできるんじゃないかという形で一般質問させてもらいました。また、それに関連ではありませんけれども、静岡県には、ふじのくに食の都づくり仕事人という制度があって、この河津町にも今、7名の料理人の方が登録されています。例えばそのような方々に協力をお願いすることもできるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも今後の河津桜まつりを盛り上げるためのイベントとしてご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、3つ目の健康マイレージの取組について質問いたします。

現在、河津町では、18歳以上を対象とした河津町健康マイレージとして健康チャレンジの取組をしています。これはこちらの紙にもありますように、これのポイントを使って、ポイントをいろいろな、例えば各種検診とか健康診断、イベント参加、ボランティア活動のときにポイントをためて、それを40ポイントたまると申請すると、必ずもれなくふじのくに健康いきいきカード、これは県内でいろいろ使える割引カード、また、年度末にさくらちゃん商品券、これは河津町で使えるカードですけれども、そちらのほうの抽せんにも参加できるというものです。この取組は、町内の全ての成人を対象とした取組であるんですけれども、このポイントをためるという取組は、多くの方が日常的に買物等でも行っており、非常に親しみやすい取組だと思います。

以上を考え、また、今現在、例えば高齢者向けの単独のイベントというのは、ちょっとすみません、私の調べ、見たうちでは今のところないと、こういうようなポイントを使ってのイベントがないというような認識なんですけれども、今後、こういうことを新たな施策等を、高齢者の健康維持、健康増進という施策を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、健康マイレージの取組についてお尋ねですので、お答えします。

議員がおっしゃるように、健康マイレージ事業については、町民一人ひとりが健康で生き生きとした生活を送るために、自分自身で目標を立てて実践をし健康ポイントをためる事業で、令和元年度から実施をしております。昨年、令和4年度でございますけれども、95人、延べ228件の参加があり、抽せんで30人の方に、先ほど議員がお示ししましたさくらちゃん商品券を送りました。

この事業は、健康事業に参加をしてポイントをためる楽しみを付加して事業参加を促している事業でございますが、私が思うには、現状ではいま一つ広がっていない状況かなど、そんな思いもございます。町民の意識の中にどのような効果をもたらしているのかが不明であります。要するに自分の健康を自分で守るといふ、そういう意識をいかに持たせるかという課題を解決する手段として、この制度はこのままでよいのか、工夫や検討が必要であると思っております。ポイントの取得の仕方や、あるいは電子化やポイントを生かせる仕組みなども今後考えていく必要があるかもしれません。いずれにしても、内容について調査をして、改良すべき点があれば行っていきたいと考えております。

お尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） それでは、私から、高齢者の健康増進を図るため、今後新たな施策を考えているかについてお答えします。

現在、行っている水中運動教室やふじ33プログラム実践教室などの運動教室は、県の健康増進事業補助金の対象である40歳から64歳までの対象年齢範囲を広げて、河津町では74歳までを対象に実施しております。また、健診事業では、40歳から74歳までが対象の特定健診や75歳以上が対象の後期高齢者健診等でも、健診結果により、年齢は関係なく保健指導を実施しているところです。その他健康づくりセミナー等は、年齢に上限を設けておらず、高齢者の運動という点では、福祉介護課のほうで行っている一般介護予防教室もありますので、現在のところ、特に高齢者に特化したというような新たな施策等は考えておりません。

また、健康マイレージ事業の昨年度の参加人数、先ほどありました95人ですけれども、事業開始の令和元年度に比べ25人増加しております。年齢構成は、60代以上が全体の9割を占

めており、男女別では女性の参加が8割となっています。コロナ禍の令和2年度、3年度に一旦減った参加人数が、昨年度は増加に転じたところでございます。

今後、さらに多くの方に参加していただき、健康への意識づけを促すために、参加率の高い他の自治体のやり方なども調査研究しながら、これからの実施方法をまた検討していきたいと思っております。その過程でほかの課との連携が必要になった場合は、協力して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の回答により、例えば健診ですとか、そういう形での取組を行っているけれども、例えば今の健康マイレージのポイントをためるような、そういう新しい施策は今のところやっていません。今後も考えてないということですが、ぜひ、私すごく思うのが、やはりこういう施策、高齢者の方が、これはよくうちの同僚の議員であります大川議員がよく言うんですけれども、楽しくわくわくしながら何か取り組みできるようなことを我々行政サイド、議員も考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

そこで私、やはり今の健康マイレージですと、65歳以上の方が90%とっておりますけれども、実際に95人の方が応募して、当たるのは30人という約3分の1。今後、多くの方が参加してきて、それによって当選者を多くすることも考えられますけれども、やはり自分が1年間頑張ったものが1年間全て返ってくるとか、それが先ほど言ったカードによるポイント積立てです。そういうことができないだろうかという形で、私のほうでもちょっと試算をさせてもらいました。

65歳以上の人口が約2,863人、もしこの方々に、よーいドンで全員にポイント付与、このポイントは、先ほど言いましたさくらちゃん商品券に交換できるようなポイントと考えて、初年度に約3,000ポイント付与をスタートすると約860万のお金が必要になります。どうしてもよーいドンをやりますと、いろんな機材ですとか設備投資が必要になりますので、最初の年度はすごくお金がかかるようになると思いますけれども、年度が進んでいくうちに、これは単年度ではなくてずっと継続できる。今年もやれる、来年もできる、積立てでもってずっとやれるというような取組にして、例年新しい年度になれば65歳になった方、大体年間で約100人前後の方が65歳になると思います。そうなれば、その方々が新たになった方に3,000ポイントを付与すれば、毎年約300万の原資で、引き続きの方々、この方々が年度内に大体平均して2,000ポイントぐらい積み立てになるとすると考えると、約1,000万ぐらい毎年のお金

が必要になってきます。ぜひ、これを私、ふるさと納税で賄うことができないだろうかと思
います。

河津町の2022年度のふるさと納税額は約1億2,900万円であり、約50%が税収というふう
に言われております。そうしますと、今、約6,500万ぐらいの税収があると見込みまして、
特にこのふるさと納税は、自治体の工夫と努力で自主財源としての税収を稼げるツールだと
認識しており、町長もその認識で、今年度から専任の地域おこし協力隊員を配置して、ふる
さと納税額アップに取り組んでいると思います。

やはりこの税収のアップとともに大事なのは、いろいろと頂いたこのふるさと納税の税金
をどのように使うかだと思います。私は、本当にこの河津町に住んで、若いときから何十年
と住んで、河津町に税収をしていただき、納税していただき、今も河津町に暮らしている高
齢者の方のために税収の一部を使ったこのような施策、これを実現することが可能かどうか
お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） ふるさと納税の健康増進事業への活用についてということで、
ご質問だったと思います。

ふるさと納税の活用について可能かということですので、お答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、寄附者が町が行っている事業に用途を指定して寄附を頂い
ております。当町では、産業振興、環境保全、健康・福祉、教育・文化・スポーツ、河津桜
保護育成、その他、以上6項目から選んでいただいて寄附を頂いております。その項目ごと
の寄附額に応じて各事業に財源として充当をしているということでございます。

今回、該当する項目、健康・福祉でございますが、令和4年度実績といたしましては、
1,095万1,000円の寄附がございました。そこから経費を除いた約550万につきましては、健康
福祉各事業に充当しておりまして、その他国県補助金や一般財源などを財源として、様々な
健康増進事業を行っているところでございます。

正木議員の指摘したそういった新規事業につきましても、そういった目的によって寄附さ
れた財源につきましては、活用ができるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の課長の回答で、事業ができるというようなことを言ってもらって、
先ほど私の試算した金額とかなり乖離があるんですけれども、ふるさと納税の金額の中には

町長が認めたものというような項目もありますので、ぜひこういう形で、わくわく楽しくポイントをためるようなことができる施策、そうすれば、高齢者も出かけることも多くなるかもしれません。本当ポイントをためるって楽しいということを多くの方に聞いております。

また、今後、我々も実際、私、今60歳ですけども、あと5年すれば高齢者になります。そうなったときに、本当にこういう楽しい施策があれば、この町に住んでてよかったな、そういうふうに思うと思います。ぜひ、今後、ご検討をよろしくお願いいたします。

時間もあと2分しかありませんので、今回の一般質問は、主に私、結構提案型という形から提案をさせていただきました。いろいろ提案したからといって、すぐに、はい、そうですねと簡単にできないことは重々承知しております。ほかにも何点か考えたこともあるんですが、これはまたおいおい課長さんのほうにもお伝えさせていただきます。ぜひ、こういうことができるできない、検討してもらって、そしてさらに、行政の皆様のお知恵を入れてブラッシュアップさせていただきたいと思います。

先日、ある課長さんから、店舗と住居を一体とした町営住宅を建てて、そして、移住者の受入れに使う、このような話を聞きました。これは本当にすごいことだと思いました。やはりこういうお互いがいろんなアイデアを出し合ってブラッシュアップして取り組むということが非常に重要だと思います。

先ほども言いましたが、我々議員も本当にこの町をよくしようという気持ちで議員活動に取り組んでおります。行政と議会が両輪となって、町民のために共創のまちをつくる。そして、行政本来の仕事であるいろいろな町に存在する弱者、弱い方々を助ける。このようなことを一緒になって取り組んでいきたいということをお伝えして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

これをもって、今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、報告第2号 令和4年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第2号 令和4年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について、以下担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第2号を説明をさせていただきます。

報告第2号 令和4年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して、次のとおり報告する。

項目、健全化比率、早期健全化基準の順で説明をいたします。単位はパーセントでございます。

実質赤字比率ダッシュ（15.0）、連結実質赤字比率ダッシュ（20.0）、実質公債費比率6.2（25.0）、将来負担比率10.5（350.0）。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

こちらにつきましては、地方公共団体が毎年度、前年度の決算に基づきまして財政状況を客観的に表し、公表を義務づけられているものでございます。町の財政事情を判断するに当たり、健全化の対象を一般会計のみならず特別会計、一部事務組合、広域連合等を含めた町全体の財政状況を数値化したものです。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を健全化判断基準と定められております。

指標については、定例会資料にて説明をさせていただきたいと思っております。定例会資料1ページをお開きください。

健全化判断比率の概要でございます。

まず、実質赤字比率ですが、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。算定式につきましては、(2)のとおりでございます。

次に、連結実質赤字比率です。公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字や黒字を合算して、地方公共団体の赤字の程度を指標化し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。算定式については、(2)のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

実質公債費比率です。一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。借入金、地方債の返還額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。算定式については、(2)のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

将来負担比率です。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。一般会計等の借入金、地方債や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。算定式については(2)のとおりでございます。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思っております。

議案の表中の実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字額が発生しておりませんのでダッシュ表示となっております。括弧書きの数値は早期健全化基準で、財政収支が不均衡な状況、その他財政状況が悪化した状況において自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められているものでございます。それぞれの数値が早期健全化基準を上回るようになった場合につきましては、財政健全化計画を定めて財政の立て直しを図ることとなっております。

次のページ以降に監査委員の意見も付していますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

総合意見です。審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

個別意見。実質赤字比率、連結実質赤字比率を赤字がなく、健全財政と見受けられる。また、実質公債比率6.2%、将来負担比率10.5%で、いずれも早期健全化基準を大きく下回っている。今後も健全財政の維持に努められたい。

是正改善すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

令和5年8月10日に提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第2号 令和4年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についての報告を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、報告第3号 令和4年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第3号 令和4年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

以下詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第3号について説明をさせていただきます。

報告第3号 令和4年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して、次のとおり報告する。

公営企業会計の名称、資金不足比率、うち括弧書きは経営健全化基準、備考の順で説明をいたします。単位はパーセントです。

河津町水道事業会計、ダッシュ (20.0)。令第17条第1項法適用企業の規定により事業の規模を算定。

次に、河津町温泉事業会計、ダッシュ (20.0)。令第17条第1項法適用企業の規定により事業の規模を算定。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

この報告は、地方公営企業が毎年度、前年度の決算に基づき経営状況を客観的に表し、公表を義務づけられているところでございます。

定例会資料にて説明をさせていただきたいと思っております。定例会資料4ページをお願いをしたいと思います。

資金不足比率の概要でございます。

資金不足比率は公営企業の経営状況を判断する比率であり、資金の不足額の事業規模に対する比率をいうものでございます。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めることとなっております。算定式については(2)の記載のとおりでございます。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思っております。

水道事業会計、温泉事業会計それぞれ資金不足が生じていないため、算定されておられません。ダッシュ表示となっております。

なお、括弧書きの経営健全化基準で、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として資金不足比率について定められているものでございます。

次のページに監査委員の意見を付してございます。

次のページをお願いをしたいと思います。

令和4年度水道事業会計経営健全化審査の意見書でございます。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

総合意見。

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

資金不足比率、資金不足なし。

是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特になし。

この意見書につきましては、令和5年8月10日に提出されたものでございます。

次のページをお願いをしたいと思います。

令和4年度温泉事業会計経営健全化審査意見書でございます。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

総合意見。

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

資金不足比率、資金不足なし。

是正改善をすべき事項。

指摘すべき事項は特になし。

この意見書につきましては、令和5年8月10日に提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第3号 令和4年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、議案第41号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第41号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,081万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,806万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

務課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら、着座にて説明をお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第41号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、本年度の事業執行に当たり、その経費として所要額を補正させていただくものでございます。また、一部事業を翌年度まで継続実施するための繰越し明許費の計上も行っております。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金266万2,000円 2項国庫補助金同額でございます。

18款繰入金754万3,000円 1項特別会計繰入金同額でございます。

19款繰越金1,559万3,000円 1項繰越金同額でございます。

20款諸収入681万9,000円 4項雑入同額でございます。

21款町債820万円 1項町債同額でございます。

歳入合計4,081万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費146万8,000円 1項総務管理費107万7,000円、2項徴税費37万円、3項戸籍住民基本台帳費2万1,000円。

3款民生費1,455万4,000円 1項社会福祉費1,162万円、2項児童福祉費293万4,000円。

4款衛生費1,007万5,000円 1項保健衛生費同額でございます。

6款商工費25万2,000円 1項商工費同額でございます。

7款土木費898万1,000円 1項土木管理費17万8,000円、2項道路橋梁費837万4,000円、3項河川費42万9,000円。

8款消防費1,118万7,000円 1項消防費同額でございます。

9款教育費430万円 1項教育総務費425万8,000円、3項中学校費4万1,000円、6項保健体育費1,000円。

歳出合計4,081万7,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費です。

9款教育費 1項教育総務費、事業名、文教施設整備事業、金額639万9,000円。

こちらにあっては文教施設整備のための計画策定に当たり本年度から検討を行っておりますが、検討に時間を要することから来年度まで事業実施期間としたいため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正。

追加でございます。

事項、指定ごみ袋製造業務委託料。

期間、令和6年度。

限度額562万7,000円。

ごみ袋製造は発注から納品まで4か月程度を要することから、令和6年度分のごみ袋製造業務委託の債務負担を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。

追加でございます。

起債の目的、救急医療体制事業、過疎対策事業債、限度額820万円。

起債の方法、証書借入れ、利率5%以内。ただし、利率見直し方式で借りる資金について利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法、借入れ先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越して借りることができる。

こちらにつきましては救急医療体制事業でございますが、旧共立湊病院の解体に伴う一部事務組合、メディカルセンターへの負担金でございます。

負担金の財源として、過疎対策債の借入れを行うものでございます。

次の6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書1、総括は省略をさせていただきます。

8ページをお願いをしたいと思います。

それでは、座って説明をさせていただきます。

事項別明細書2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金266万2,000円1節総務管理費補助金266万2,000円、デジタル基盤改革支援補助金でございます。地方公共団体情報システム標準化共通化移行業務に対する補助でございます。補助率については10分の10でございます。

18款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金754万3,000円1節介護保険特別会計繰入金754万3,000円。介護保険特別会計の繰入金でございます。令和4年度の精算に伴う繰入れでございます。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金1,559万3,000円1節繰越金1,559万3,000円、繰越金でございます。

20款諸収入4項雑入1目雑入681万9,000円1目雑入681万9,000円。こちらにあっては、下田地区消防組合の返還金、それから、伊豆斎場組合の返還金、過年度の福祉事業、県の精算金、過年度低所得者介護保険料軽減負担金の精算金でございます。各前年度の精算に伴うものでございます。

21款町債1項町債8目衛生費820万円1節過疎対策事業債820万円、救急医療対策事業でございます。旧共立湊病院解体に伴う特別負担金の財源でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。なお、事業での予算組替え等をしたものについては、事業での説明とさせていただきます。

2款総務費1項総務管理費1目総務一般管理費18万円、職員手当等でございます。こちらについては、単身赴任手当でございます。

2目秘書費60万円8節旅費60万円、普通旅費でございます。11月実施の台湾のトップセールスに伴うものでございます。

4目財産管理費56万1,000円10節需用費56万1,000円、修繕料でございます。鉢ノ山町有地の進入路の路肩修繕に伴うものでございます。

5目電算費ゼロ円。こちらについては財源更正でございます。

7目企画費△100万円18節負担金補助及び交付金△100万円、河津フラワートライアスロン大会負担金の減額でございます。こちらにあっては、実行委員会が東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラムを活用することになり、負担金を減額するものでございます。

9目姉妹都市等交流事業73万6,000円。こちらにあっては、白馬村児童交流のスキー教室の内容を変更するものでございます。これまで2泊3日で実施していたものを1泊2日に変更し、児童の負担をなくすものでございます。

8節旅費△6万円、13節使用料及び賃借料△20万8,000円、18節負担金補助及び交付金100万4,000円追加でございます。

計107万7,000円でございます。

2項徴税費1目税務総務費37万円11節役務費1万円。証明書コンビニ交付手数料でございます。交付件数の見込み増によるものでございます。

22節償還金利子及び割引料36万円、町税等還付加算金でございます。こちらのほうが発生したことに伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費 2 万1,000円11節役務費 7 万7,000円、証明書コンビニ交付手数料でございます。見込み増による追加でございます。

18節負担金補助及び交付金△5万6,000円、伊豆斎場組合の負担金でございます。一部事務組合での負担金見直しによる減でございます。

3 款衛生費 1 項社会福祉費 2 目老人福祉費2,000円22節償還金利子及び割引料2,000円、3 目障害者福祉費1,161万8,000円22節償還金利子及び割引料1,161万8,000円。こちらの2つについては、過年度精算に伴うものでございます。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉費293万4,000円22節償還金利子及び割引料293万4,000円。こちらについては国県支出金の返還金でございます。過年度精算に伴うものでございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費842万2,000円 3 節職員手当16万円。こちらは扶養手当でございます。職員の扶養者の変更に伴うものでございます。

18節負担金補助及び交付金826万2,000円。一部メディカルセンター特別負担金でございます。共立湊病院の解体に伴う負担金でございます。

2 目予防費44万3,000円22節償還金利子及び割引料44万3,000円。国県の支出金でございます。過年度の精算に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

4 目環境衛生費121万円18節負担金補助及び交付金121万円。簡易水道組合の補助金でございます。カミサダの簡易水道組合での水中ポンプ購入に伴う補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

計1,007万5,000円。

6 款商工費 1 項商工費 1 目商工総務費25万2,000円 3 節職員手当等25万2,000円。住居手当でございます。職員の居住地変更に伴うものでございます。

7 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費17万8,000円。こちらにあつては、現在策定中の計画を委員会での審議をお願いするものでございます。3回の委員会を予定をしております。12名以内の委員とし、民間を8名を予定しているものでございます。

1 節報酬12万3,000円 8 節旅費 5 万5,000円。

2 項道路橋梁費 1 目道路維持費534万6,000円14節工事請負費534万6,000円。道路補修工事でございます。地区要望に対し町道ユガノ・クマベ3号線の道路の補修に伴うものでございます。

2目道路新設改良費302万8,000円18節道路負担金補助及び交付金302万8,000円。道路改良工事費の負担金でございます。県道河津・下田線改築に伴うものでございます。工事費の10%分でございます。

計837万4,000円。

次のページをお願いいたします。

3項河川費1目河川維持費42万9,000円10節需用費42万9,000円。施設修繕料でございます。地区要望に対するもので、大鍋、ムコウガワガワの護岸修繕に伴うものでございます。

8款消防費1項消防費1目常備消防費98万8,000円18節負担金補助及び交付金98万8,000円。下田地区消防組合の負担金でございます。一部事務組合の補正予算に対応するものでございます。

4目防災費19万9,000円18節負担金補助及び交付金19万9,000円。自主防災会の施設整備事業費補助金でございます。こちらも地区要望に対するものでございます。浜地区で災害時に物資を移動させるためのリヤカーを購入するためのものでございます。7割の補助ということでの金額でございます。

計118万7,000円。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費117万7,000円。こちらにあつては、職員の異動に伴い会計年度任用職員を期間を延長し雇用するものでございます。

1節報酬96万1,000円、3節職員手当等5万9,000円、4節共済費15万7,000円でございます。

3目学校教育振興費236万5,000円12節委託料236万5,000円。文教施設整備検討業務の委託料でございます。令和5年、6年度実施するに当たり、6年度の単価を見込み増額をするものでございます。

4目学校管理費71万6,000円10節需用費71万6,000円。燃料費でございます。スクールバス運行に伴う燃料費の増でございます。

計425万8,000円。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費1目中学校教育振興費4万1,000円17節備品購入費4万1,000円。教育備品でございます。当初購入を予定していたプロジェクターの購入単価の増に伴うものでございます。

6項保健体育費2目海洋センター費1,000円22節償還金利息及び割引料1,000円。過年度施

設使用料の返還金でございます。過年度返還金の増額見込みにより追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ちょっと細かくて大変申し訳ありません。9ページ、お願いします。

一番上の単身赴任手当というのは、なかなか見たことなかったんですけども、これはどういう手当なんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） こちらにあっては、ほとんどないと思うんですが、現在滞納整理機構、組合のほうに職員を派遣をしております、その職員が現在静岡のほうに通っております。通い場所が、今度、藤枝のほうになるということで、少し通い切れなくなるということで、単身でそちらのほうで生活をするということの手当でございます。

手当については、月額3万円の6か月分ということで18万の計上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ありがとうございます。

もう一点、すみません。その下の普通旅費ということで、台湾のトップセールス、どんどんやってほしいんですけども、この内容というんですか、例えば加茂地域全体で行くとか、町のほうで単独にトップセールスをするとか、内容を教えていただければと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） こちらの旅費について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、美しい伊豆創造センター、台湾公式訪問団の参加旅費ということで、11月3日から5日まで台湾で行われます台湾国際旅行博の開催に合わせ、トップセールス及び財団法人台湾観光協会と美しい伊豆創造センターとの連携協定調印式、あと現地関係団体、静岡県台湾事務所、あと台湾国家風景区13所長等との情報交換会などに出席するための旅費でございます。町長及び随行1名の2名分でございます。

あと、参加市町でございますけれども、美しい伊豆創造センター加盟市町に依頼がございまして、現時点で3市町以外は参加ということで伺っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹委員。

○3番（大川良樹君） 先ほども申し上げたんですけれども、今回も桜まつりで力を入れる、インバウンドに力を入れていくということなんで、本当にトップセールスをどんどんかけていただいて、ぜひ誘客に努めていただきたいと思いますので、無駄のないようによろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第41号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、議案第42号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第42号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）、

令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,097万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,421万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長(遠藤嘉規君) 福祉介護課長。

説明が長くなるときは、着座をお願いします。

○福祉介護課長(土屋 勉君) ありがとうございます。

それでは、私から議案第42号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算(第1号)の説明をさせていただきます。

こちらの介護保険特別会計補正予算でございますが、提案理由といたしましては、令和4年度精算に伴います余剰金の一般会計繰出金及び国県への返還金の補正でございます。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

9款繰越金2,097万7,000円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計2,097万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

7款諸支出金2,097万7,000円 1項繰出金754,000円、2項償還金及び還付加算金1,343万4,000円でございます。

歳出合計2,097万7,000円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書 2、歳入でございます。

款、項、内容の説明をさせていただきます。

9 款繰越金 1 項繰越金、今回の補正の財源でございます。

次のページをお願いいたします。

事項別明細書 3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

7 款諸支出金 1 項繰出金、2 項償還金及び還付加算金、これらは令和 4 年度精算に伴います余剰金の一般会計繰出金及び国県への返還金の補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第 42 号 令和 5 年度河津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

13 時 55 分まで休憩します。

休憩 午後 1 時 43 分

再開 午後 1時55分

○議長（遠藤嘉規君） 会議を再開します。

◎議案第43号～議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、議案第43号 令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第48号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算認定について、以上8議案は同種の令和4年度決算でありますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号の8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第43号から議案第50号までの各会計の令和4年度歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和4年度歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

議案第43号 令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計

歳入歳出決算認定について、議案第48号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算認定について。

それぞれの議案については、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 会計管理者。

会計管理者に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら、着席して説明をしてください。

○会計管理者兼会計室長（渡辺音哉君） ありがとうございます。

それでは、議案第43号から議案48号までの一般会計及び各特別会計の決算認定につきましてご説明させていただきます。

議案の説明に入る前に、お手元の令和4年度一般会計、特別会計決算書の表紙をめくっていただきますと、令和4年度河津町決算総括表がございます。

総合計はご覧のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

議長よりお許しが出ましたので、これより着座にてご説明させていただきます。

1枚めくってください。

議案第43号 令和4年度河津町一般会計決算書。

1枚めくっていただき、1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

説明は、款につきましては、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に説明させていただきます。

なお、予算現額と調定額、予算現額と収入済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款町税10億655万円854円、1,475万円893円、3,861万2,820円。

2 款地方譲与税5,110万円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款利子割交付金33万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款配当割交付金373万9,000円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款株式等譲渡所得割交付金380万5,000円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款法人事業税交付金1,240万9,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款地方消費税交付金1億7,378万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款環境性能割交付金584万6,872円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款地方特例交付金306万1,000円、ゼロ円、ゼロ円。

10 款地方交付税17億4,397万2,000円、ゼロ円、ゼロ円。

11 款交通安全対策特別交付金109万8,000円、ゼロ円、ゼロ円。

12 款分担金及び負担金1,432万4,851円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

13 款使用料及び手数料9,114万5,407万円、11万7,230円、77万5,540円。

14 款国庫支出金 6 億836万5,573円、ゼロ円、ゼロ円。

15 款県支出金 2 億5,899万58円、ゼロ円、ゼロ円。

16 款財産収入2,021万7,335円、ゼロ円、ゼロ円。

17 款寄附金 1 億3,635万8,000円、ゼロ円、ゼロ円。

18 款繰入金 1 億788万5,663円、ゼロ円、ゼロ円。

19 款繰越金 3 億453万8,899円、ゼロ円、ゼロ円。

20 款諸収入7,785万7,210円、ゼロ円、ゼロ円。

21 款町債 4 億2,389万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計です。50億4,927万6,722円、1,486万8,123円、3,938万8,360円。

続きまして、次の 5、6 ページをお願いいたします。

歳出です。

説明は、款につきましては、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に説明させていただきます。なお、予算現額、予算現額と支出済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款議会費5,535万7,908円、ゼロ円、320万5,092円。

2 款総務費10億7,780万397円、7,961万2,000円、3,556万3,603円。

3 款民生費11億8,158万467円、ゼロ円、6,273万1,533円。

4 款衛生費 6 億3,805万1,306円、ゼロ円、4,291万4,694円。

5 款農林水産業費 2 億309万47円、6,446万円、2,241万953円。

6 款商工費 2 億8,966万3,967円、4,313万円、1,483万1,033円。

7 款土木費 2 億9,676万9,993円、5,563万円、1,789万8,007円。

8 款消防費 3 億82万1,187円、ゼロ円、959万9,813円。

次のページをお願いいたします。

9 款教育費 3 億9,671万1,960円、ゼロ円、2,755万4,040円。

10款災害復旧費ゼロ円、ゼロ円、8,000円。

11款公債費3億3,506万3,853円、ゼロ円、41万8,147円。

12款予備費ゼロ円、ゼロ円、357万3,000円。

歳出合計です。47億7,491万1,085円、2億4,283万2,000円、2億4,770万7,915円。

歳入歳出差引残額2億7,436万5,637円、うち基金繰入金ゼロ円。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、151ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支に関しては、ご覧のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

以上が一般会計の決算でございます。

1枚めくっていただき、次の議案第44号から特別会計となりますが、説明につきましては全て一般会計と同様の説明とさせていただきます。

議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計決算書。

1枚めくっていただき、1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1款使用料及び手数料372万6,000円、ゼロ円、7万7,840円。

2款財産収入420円、ゼロ円、ゼロ円。

3款繰入金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

4款繰越金14万8,000円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計387万4,420円、ゼロ円、7万7,840円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費325万2,006円、ゼロ円、90万9,994円。

歳出合計325万2,006円、ゼロ円、90万9,994円。

歳入歳出差引残額62万2,414円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、9ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が河津駅前広場整備事業特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款財産収入119万4,324円、ゼロ円、ゼロ円。

2 款繰入金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款繰越金35万9,345円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款諸収入ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計155万3,669円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款諸支出金119万4,324円、ゼロ円、33万1,676円。

歳出合計119万4,324円、ゼロ円、33万1,676円。

歳入歳出差引残額35万9,345円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、9ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が土地取得特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款国民健康保険税1億8,805万4,538円、301万8,631円、1,748万6,711円。

2 款一部負担金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款使用料及び手数料10万3,300円、1万3,500円、9万9,100円。

4 款国庫支出金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款県支出金6億8,647万2,581円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款財産収入1,327円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款繰入金7,165万192円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款繰越金4,332万344円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款諸収入524万8,162円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計 9 億9,485万444円、3 万2,131円、1,758万5,811円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費564万8,702円、ゼロ円、166万298円。

2 款保険給付費 6 億6,622万1,995円、ゼロ円、1 億6,188万2,005円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億7,616万1,628円、ゼロ円、4,372円。

4 款財政安定化基金拠出金ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

5 款保険事業費991万2,319円、ゼロ円、598万3,681円。

6 款基金積立金1,327円、ゼロ円、673円。

7 款公債費ゼロ円、ゼロ円、20万円。

8 款諸支出金780万3,420円、ゼロ円、452万4,580円。

9 款予備費ゼロ円、ゼロ円、30万円。

歳出合計 9 億6,574万9,391円、ゼロ円、1 億7,455万6,609円。

歳入歳出差引額2,910万1,053円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和 5 年 9 月 6 日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、25ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

1 枚めくってください。

議案第47号 令和 4 年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算書です。

次の 1、2 ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款保険料 2 億986万5,700円、91万8,150円、183万6,000円。

2 款手数料8,500円、8,200円、1 万9,900円。

3 款国庫支出金 2 億4,697万6,167円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款支払基金交付金 2 億5,464万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款県支出金 1 億4,470万847円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款繰入金 1 億5,050万9,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款諸収入296万3,054円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款財産収入1,716円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款繰越金9,537万397円、ゼロ円、ゼロ円。

10 款分担金及び負担金110万1,250円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計11億613万9,631円、92万6,350円、185万5,900円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費887万6,006円、ゼロ円、89万5,994円。

2 款保険給付費 9 億724万1,409円、ゼロ円、4,717万9,591円。

3 款財政安定化基金拠出金ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

4 款地域支援事業費4,255万2,865円、ゼロ円、426万4,135円。

5 款公債費ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

6 款基金積立金1,146万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款諸支出金2,051万72円、ゼロ円、13万1,928円。

歳出合計10億64万352円、ゼロ円、5,247万3,648円。

歳入歳出差引残額 1 億549万3,279円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和 5 年 9 月 6 日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、29ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が介護保険特別会計の決算でございます。

1 枚めくってください。

議案第48号 令和 4 年度河津町後期高齢者医療特別会計の決算書でございます。

次の 1、2 ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料8,894万5,800円、1 万8,600円、11万4,600円。

2 款使用料及び手数料 1 万4,200円、1,500円、3,700円。

3 款繰入金2,848万2,747円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款諸収入22万3,900円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款繰越金34万3,100円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計 1 億1,800万9,747円、2 万100円、11万8,300円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億1,738万6,547円、ゼロ円、558万9,453円。

2 款諸支出金21万4,000円、ゼロ円、11万8,000円。

歳出合計 1 億1,760万547円、ゼロ円、570万7,453円。

歳入歳出差引残額40万9,200円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、11ページ目をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

議案第43号から議案第48号についてご説明させていただきました。

次のページ以降に財産に関する調書を提出してございますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

水道温泉課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら、着座にて説明をしてください。

○水道温泉課長（友田佳伸君） ありがとうございます。

議案第49号と議案第50号の決算認定についてご説明させていただきます。

お手元に令和4年度公営企業会計決算書のご用意をお願いいたします。

表紙をめくっていただきますと、議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算書でございます。

2枚めくっていただき、1ページをお願いいたします。

令和4年度河津町水道事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

収入（税込み）です。

説明は、区分につきまして、当初予算額、補正予算額、合計、決算額の順に朗読、説明させていただきます。なお、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に関わる財源充当額と予算額に比べ決算額の増減につきましては、省略させていただきます。単位は円でございます。

第1款水道事業収益 2億1,190万1,000円、ゼロ円、2億1,190万1,000円、2億1,477万6,017円。

決算額のうち、仮受消費税1,721万3,858円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

説明は、区分につきまして、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額、合計、決算額の順に説明させていただきます。なお、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額と不用額につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

第1款水道事業費 1億8,657万9,000円、572万9,000円、ゼロ円、ゼロ円、1億9,230万8,000円、1億9,218万7,030円。

決算額のうち、仮払消費税746万6,639円。

次のページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出でございます。

説明につきましては、全て(1)収益的収入及び支出と同様の朗読、説明とさせていただきます。

収入（税込み）です。

第1款資本的収入2,136万7,000円、ゼロ円、2,136万7,000円、1,944万8,000円。

決算額のうち、借受消費税ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

第1款資本的支出6,087万8,000円、ゼロ円、ゼロ円、6,087万8,000円、5,587万3,268円。

決算額のうち、仮払消費税243万9,928円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,642万5,268円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額243万9,928円、過年度分損益勘定留保資金3,398万5,340円で措置した。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

続きまして、32ページの次の赤色のページをめくっていただきますと、議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算書でございます。

2枚めくっていただき、1ページ目をお願いいたします。

令和4年度河津町温泉事業決算報告書。

説明につきましては、水道事業決算報告書と同様の説明とさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出。

収入（税込み）です。

第1款温泉事業収益1億1,228万6,000円、ゼロ円、1億1,228万6,000円、1億1,919万1,884円。

決算額のうち、借受消費税1,018万8,087円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

第1款温泉事業費1億259万1,000円、337万6,000円、ゼロ円、ゼロ円、1億596万7,000円、9,188万9,943円。

決算額のうち、仮払消費税460万1,972円。

次のページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出。

収入（税込み）です。

第1款資本的収入99万円、ゼロ円、99万円、429万円。

決算額のうち、借受消費税39万円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

第1款資本的支出279万円、ゼロ円、ゼロ円、279万円、191万9,489円。

決算額のうち、仮払消費税17万4,499円。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。また、質疑は議事進行上、議案番号順に、また、歳入歳出とも、款の順にお願いします。

議案第43号 令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 7番、上村でございます。

ちょっと具体的な数字の件じゃないんですけども、防災公園の件なんですけれども、令和4年度決算におけるほとんど進捗が見られていないというのがこの中に入っているかと思うんですけども、主要な施策を見ると、水道施設の検討をしたということしか載っていなかったもので、令和4年度、これしか進まなかった、そして、今後、町長の考えとしてこれをどうやって進めていくのか。そして、もう5年ぐらいたつんですかね、最初の構想から。これだけ遅れている原因、理由、その辺をお伺いできればと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 防災公園の関係でございます。

もともとの計画の中で、防災公園の計画については、ジュンカンドノハッセイドを活用して、その上に防災公園を造りたいということで進めてまいりました。

土地については大分面積が大きいということもありまして、県の開発行為等の強靱化の関係、また県のほうで環境アセスの関係も出てきたりということで、大分と調査等に時間がかかっております。

それから、今、議員お尋ねの水道の排水計画をつくらなきゃならないということも出ております。今、全体的な見直しを少し考えているというのは、実は当初は結構国のほうで園庭といいますか、調整池なんかを含めたその上の土留めの部分についても大分出してくれるのかなという想定があったわけですが、実際の事業にかかる段階になると、なかなか国のほうが予算的な部分が厳しいような状況の話もあります。計画自体はこれまで進めてきたんですけども、今、ちょっとその辺も含めて、もう一度費用と、その用地計画といいますか、それをもう少し考えなきゃならないのかなと思っております。

特に、もともとは防災ヘリの発着場を一番上に設けてということもあったんですけども、それについても、普通の救急のヘリと合わせたヘリポートを予定していたわけですけども、救急ヘリポートについてはバガテル公園に持っていくことによって、それから防災ヘリも、

緊急時ということなものですからそんなに使わないだろうということで、それについても、万一のときには別のヘリポートを使うことによってそれを補うかということは今考えております。

そのことによって、一番下の20メートルの駅を造る予定だったんですけれども、それもなだらかな形にして、特に熱海市の土石流の関係なんかもあって、その辺環境も厳しくなっていることもありますので、少しその見直しも含めて、費用の点も見据えて、今、計画を少し考え直そうかなと、そんな検討しております。国との調整、県との調整があったりするもので時間かかっていると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

かなり見直しが進んでいるという感じがするんですけれども、結局金額的な面の話のかなと思うんですけれども、そういう検討を令和5年度、6年度、今年度やるのかちょっと分かりませんが、その辺のスケジュールといいますか、どういうふうな考えでやっていく考えなのか、もし分かれば伺いたいです。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 町長のほうからも答弁がありましたけれども、今、見直しについて国のほうと調整をしている段階になります。活性土の搬入等の調整を行っているんですが、ちょっとまだそこまで達していません。設計について見直しが必要になりますので、それを精査ができれば、今年度中に、またちょっと委託という形でかけさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

もう一度図面を今年度中に考えましょうという話だろうかと思っておりますけれども、そうすると最終的にいつ頃完成が考えられるのか。その辺のスケジュール、大体で結構です。それと面積がかなり小さくなるという話ですけれども、どれぐらい上の面積が小さくなるのか、その辺の数字、大体で結構ですけれども、お伺いできればと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 大体のスケジュールといいますと、今年度、国と調整がつかまし

たら追加の設計の委託をやらせていただきたいと考えております。まだ詳しく調べてはいないんですけれども、その委託自体が1年程度要するんじゃないかと思われます。それをしますと、設計が終わりまして、それで国のほうとのタイミングが合えば、令和7年度当初ぐらいには土が入れ始めるんじゃないかなというふうには考えております。

面積については今資料を持ってきていないんですけれども、土の搬入量につきましては、当初13万から4万ぐらいの入れることを想定していたんですけれども、そちらの搬入量につきまして5万から6万立米ぐらいまで減らした状態になりますので、それに伴いまして施工工期も変わってくるんじゃないかと思われます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 分かりました。

ちょっともう一回確認です。13万入れるはずを5万に減らすのか、それとも5万になるのか、ちょっとその辺だけお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 5万立米程度になる予定で、今、考えております。

○7番（上村和正君） 了解しました。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） それでは、質疑がないようですので、次に進みます。

議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第48号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号の8議案を、会議規則第39条第1項の規定により議員全員で構成する決算審査特別委員会へ付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会へ付託することに決しました。

決算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

副議長に決算審査特別委員会委員長をお願いします。

委員長は、19日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

ただいまより19日午後3時まで休会とし、特別委員会での決算審査をお願いします。

19日は午後3時から会議を再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時38分

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、一般質問に入ります。

質問は1件ごと一問一答方式とするか、一括質疑方式とするかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

◇ 北 島 正 男 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、2番、北島正男議員の一般質問を許します。

2番、北島正男議員。

〔2番 北島正男君登壇〕

○2番（北島正男君） 2番、北島正男です。

第3回定例会に一般質問の通告をしたところ、議長からお許しをいただいたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は2つです。

1つ目は、もっとバリアフリーで人に優しい河津町へ。2つ目が、観光資源の魅力化と保全で河津町のブランドを高めていきたい、この2件です。町長、副町長、担当課長様にお尋ねしていきますので、よろしくお願いします。

では、1つ目の質問、もっとバリアフリーで人に優しい河津町へということで、1つ目です。

障害者及び歩行や移動に慎重な人たちが、もっと町に出たい、行きたいと思える環境が欲しいです。最近、インターネットなどで障害者等駐車場、多目的トイレの所在などを調べられるので、積極的に外へ出よう、観光に行こうという人たちが増えています。町関連の施設や観光地のバリアフリーの現状はどうでしょうか。

障害者等駐車場、スロープ、多目的トイレなどの設置の現状を私なりに調べてみました。もしチェックミスがあればお許しください。

役場は、当然ながら設備は整っています。1点だけ、障害者等駐車場の誘導案内と案内表示がなく場所が分かりにくい。文化の家図書館、踊り子温泉会館、B&G体育館はオーケー、河津町は整っていますが、障害者等駐車場がなく、ロータリー以外に欲しいところです。桜交流館はベビーシートまで装備されていてよい。バガテル公園もベビーシートまであってよいんですが、車椅子の貸出しまで用意しているんだけど、砂利道で苦労するのはちょっと難点。笹原公園は多目的トイレはありますけれども、障害者等駐車場はない。噴湯公園は、障害者等駐車場が3台もあり、案内表示もしっかりあり、多目的トイレも入り口に近くとても便利です。館橋の公衆トイレには多目的トイレはありますが、表示がなく不親切。七滝観光地の駐車場には少し広いトイレはありますが、扉が横開きでないのが残念。また表示もない。障害者等駐車場は、大きい駐車場にはありません。しかし、滝を見るコース、中に入っていくと売店の先ですけれども、途中で多目的トイレがあります。歩く道も舗装されていてよいです。多目的トイレが途中にあるということで、それを知っているからか、シニアカーの人と車椅子の人が滝を楽しんでいるのを何回も見ます。だから設備があれば出

かけていくことができるんです。

障害のある方が言っていました。春と秋にはバラを見に行きたいが、砂利道がつらく、せめて受付まで舗装路が1本あればいいな。もう一点は、踊り子温泉会館の広いお風呂に入りたい。風呂場で使える浴室用車椅子があればいいなと言っていました。

ほかの市町では、障害者の海水浴体験や視覚障害者のアテンド体験とか、この夏に実施しているようです。河津町もいろいろそういうことをやっているんですけども、一過性ではなく、設備の設置で恒常的なバリアフリーを目指し、障害があるなし、子育ての親御さんも安心、介護認定者も外出しやすい、旅行者からは好印象となる人に優しい河津町のイメージ戦略を図っていきたい。例えば今言ったバガテルの入り口から受付までに舗装路を1本造りましたとか、踊り子温泉会館には浴室用車椅子がありますとか、主要な歩道の段差を整備していますとか、桜交流館の多目的トイレは24時間使用可能な設備にしましたとか、多目的トイレの動線案内表示を分かりやすくしましたとか、建物の入り口を自動ドアを横開きにしましたなどなど、もっとバリアフリーで人に優しい河津町となるよう、総チェックと改善の考えや計画などがありましたらお答えいただきたいと。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島正男議員の大きなくくりとしては、もっとバリアフリーで人に優しい河津町へということで、具体的にもっと町に出たいとか、行きたいと思えるようなさらなるバリアフリーの環境整備についてお尋ねですので、お答えします。

議員がおっしゃるように、障害を持っている方も健常者についても、やはり私も人に優しいまちづくりは大変大事であると思っております。これまでも観光施設のトイレやバリアフリー化など、県などの指導もありまして、進めて来たところでございます。まだまだ議員ご指摘のように、トイレだけでなく、いろいろな場面での改修や改良、建設時の対応なども考えなければならないと思っております。

議員が具体的にお尋ねの件につきましては、特に観光施設など、多くの人が利用する場所については、現地案内表示ですとか事前のお知らせ表示なども含めて担当課で点検した中で、障害を持っている方たちの目線を持って、これからできることから少しずつ始めていきたいなと思っております。

お尋ねの点も含めまして、観光施設などにおける障害者の対応につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、まず、私のほうから、観光地におけますバリアフリー、また観光施設におけますバリアフリー対策ということで答弁させていただきます。

まず、施設整備という面、ハード面ですと、北島議員が先ほど述べられたように、おおむね以前に比べれば対策が進んで、これまでの変遷を見てもバリアフリーに対する考え方や捉え方も変わってきているなどというようなことは感じております。公共施設におきましても、また民間の店舗、宿泊施設においても、かなり整備されているということは感じておるところです。

しかしながら、議員のほうからもご提案ありましたように、いろいろなサービスといったソフト面、そういった面では、やはり改善していかなきゃいけない面とか、トータルした形でまちづくりというような形で考えていかなきゃいけないなと思っております。

また、先ほど北島議員からご提案あったような施設の改善とか利用については、現状では難しいのは事実ですが、ただ町としては、広報的な部分とかガイド的な部分です。そういった部分はできていないと感じておりますので、これは観光分野だけのことではありません。今後も継続してまちづくりといった広い分野で総合的に進められたらと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いろいろ回答をいただきました。

今までもずっと充実させてきたんだろうとは思っています。これから先も、できることから少しずつでいいので、進めていくというお答えもいただきましたので、少しずつでもいいので進めていただきたいと。いろいろ大きなものの改善はすぐには難しいという回答もありましたけれども、例えばそういう案内表示をもうちょっと徹底するとか、そういうものから進めていただくのもいいと思います。とにかく人に優しい河津町というイメージをどんどん構築していくという必要があると思います。

バリアフリー化を進めていくとユニバーサルデザインになります。それは誰でもが使いやすいということです。ちなみに電車などで停車駅などが文字で出ますよね。そういうものとか、文字の音声読み上げ装置とかありますよね。こういうものは障害者たちが運動して設置や研究が進んできたという背景があるんですよ。実施してみれば誰でも便利になりました。それがユニバーサルデザイン。

河津町は障害者就労相談を頻繁に開催していますし、役場の障害者法定雇用率達成に向けて総務課を中心に積極的に行動しています。町の記念品には障害者の作品を購入します。町長は障害者アートの有料レンタルを採用して、近隣市町にも広めたいと言ったりしてくれています。生活弱者に寄り添う姿勢が河津町はあります。それらをさらに進化させて、バリアフリーで人に優しい河津町へとイメージ戦略を構築して行ってください。

関連して、次の質問をします。

障害者等駐車場についてです。

外見上分からない障害がある私の知り合いは、車椅子マークの駐車場を利用すると、変な目で見られるので利用しないという人がいます。逆に、多分利用に必要がないんじゃないかなと思うマナーの悪い人が平気で止めたりして、もやもやすることがあります。皆さんもそのような経験があると思いますが、ちなみに車椅子マークというのは、車椅子利用者だけのマークではなくて、全ての障害を対象にした国際シンボルマークなんです。これは建物や施設のほうに表示するものであって、車にシールで貼ったりするのは趣旨が違うんです。身体障害者マークは四つ葉のクローバー、聴覚障害者はチョウチョウのマークです。

ちょっと話がずれましたけれども、障害者駐車場等は不適切な駐車を防止するために、ゆずりあい駐車場と国・県は言い変えて、適正利用を図るパーキング・パーミット制度として全国8割の自治体が導入しています。その設置促進や利用のルールの啓蒙や駐車利用証の発行、駐車利用証はこういうのです。見たことがあると思うんですね。この辺ではあまり見ません。これを車のバックミラーにふっと引っかけて外から見えるようにするようなものを発行しているんですね。町を歩いていて、このゆずりあい駐車場は3か所しか見たことないです。3か所は役場です。

河津町の場合は、そのゆずりあい駐車場の公共と民間への設置促進と啓蒙活動としてバックミラーなどにぶら下げて外から見える利用証の発行など、これらの周知や利用証の発行など、現状とこれからをお伺いします。県は、市町にもそういう手続や啓蒙を委託していますので、河津町の場合はどういう状況なのか、現状とこれからを、分かれば教えていただきたい。よろしくお願ひします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員がお尋ねのゆずりあい駐車場についてお答えします。

今、議員がお示していたように、ゆずりあい駐車場マークということは、私は実際のところはよく知らなくて、今回の議員の質問の中で担当課ともいろいろそのマークのことを理

解したところでございます。これまでも障害者駐車場があったんですけれども、なかなかゆずりあい駐車場と意識して見たことはなかったものですから、そういう仕組みがあるんだなということが分かりましたので、私自身も、今回、少し勉強させていただきましたので、今後、担当課と制度設計の中でも検討してみたいなと思っております。

それから、障害者の全体的な対策でございますけれども、先ほど議員がおっしゃったように、優しいまちづくりといいますか、優しい河津町へということの中で、実は障害者対策につきましては、賀茂地区全体で今取り組んでおります。特に、今年度、障害者計画を策定しておりますけれども、賀茂地区全体の中で作成をして、それを各市町に当てはめた中で障害者計画をつくっております。

そういう中で、先ほど議員がいろいろ提案をいただきましたけれども、やはり私は、この障害者の対策については、下田市を含む1市5町の賀茂地区全体で計画をつくっていることでもありますので、その中で賀茂地区全体の人が優しいまちづくりという観点で、これからも重要であるのかなと思っております。

議員がおっしゃったお尋ねの点につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私から、河津町のゆずりあい駐車場の状況についてご説明をしたいと思います。

静岡県ゆずりあい駐車場制度については、平成25年2月から全県で実施されている制度になります。静岡県のホームページで登録されている施設が公表されておりますが、河津町においては、登録されている民間施設は現在のところ1件もない状況です。先ほど議員がおっしゃったように、河津町役場については、役場前に1台分、保健福祉センター前に2台分設置されているという状況となっております。

利用証については、県から委託を受けて町で発行事務を行っております。発行状況については、5年間で20件の発行を行っております。特段発行時にどのような利用をするかというのを全員に聞いているわけではありませんが、医療機関のゆずりあい駐車場を利用するために発行を求める方が多いようです。

今後も引き続きゆずりあい駐車場の適正利用の促進に努め、歩行が困難な身体障害者、要介護高齢者、妊産婦等の方が利用しやすいように、また福祉のまちづくり、人に優しいまちづくりの推進ができるよう一人ひとりのマナー向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 町長がおっしゃるように、賀茂地区の障害者計画の中でとか、賀茂地区のエリア全体でというお考えはいいと思います。河津町にはもともとない通所施設とかいろんなものが足りない部分があります。ほかの市町でも足りないものがあるから、補う形で賀茂地区連携というのでやっていくのはいいと思います。

それから、福祉介護課長がおっしゃったように、河津町には、今、登録がないと。それから、利用証の発行など5年間で20件と、これはすごく少ないですね。町でこの札を見ないというのはそのことだと思います。

河津町には障害をお持ちになった人が、身体256人、知的60人、精神27人、難病52人、これは手帳がある人だけで400人ですよ。さらに、こういう駐車場を利用したい人は、けがの人、妊娠・出産直後の方、要介護認定などもおられます。そうすると、すごく結構大きなボリュームになるんですけども、このような人たちが心配なく外出、移動できるようさらなるバリアフリー化とゆずりあい駐車場の適正利用の啓蒙と、その利用証の発行など進めていただければいいと思います。

多分に福祉介護課もいろいろやってくださっていると思いますけれども、町の人がこれを申請するというのを僕はあまり知らないんじゃないかと思うんですね。だから、町にゆずりあい駐車場自体が、車椅子マークの駐車場はありますけれども、ゆずりあい駐車場としてこれからやっていくのに町で見ないというのは、そういう町の広報活動が弱いと思います。大体町のホームページで探しても、ゆずりあい駐車場は出てこないですからね。その辺もう一度見直していただければいいです。賀茂地区障害者計画でもユニバーサルデザインの推進として、歩道の整備、ゆずりあい駐車場の普及が大切と言っていますよ。

次の質問をします。

観光資源の魅力化と保全で河津町のブランド力をもっと高めたい。

河津町は、海、山、川、滝の自然環境に恵まれ、景観豊かな観光に優れた町。早咲きの桜で伊豆最大の集客を誇る町。そして踊子の町であるのに、その観光資源への設備投資や保全や改善にもっと積極性を持ってほしいと思います。例えばですが、今井浜海岸は、もともと鉄道の駅からすぐ近くで、砂と水がきれい。一流旅館とホテルや宿泊施設が多くあり、関東圏ではブランド力があつたと思うんですね。今はそのブランド力が失われている感じがします。観光協会さんともう一件ありますが、すてきな海の家があつたり、飲食サービスの出店、

キッチンカーが来るとか、きれいなトイレがある、温かいシャワーがある、アクティビティがあるなど、設備投資しないで海水浴客が減ったなというのはどうでしょうか。さらにゴロタ石が減って砂浜が増えた河津浜は、なぜオープンしないのか。これから先、何もしないで河津浜海水浴場は閉鎖なのか。であれば、唯一の今井浜海水浴場に注力いただきたいと思います。

伊豆縦貫道の河津・下田線の設備の全面が整ったりすると、下田、南伊豆に海水浴客が流れて、河津の今井浜は選択肢に残れないことがないように、今井浜海岸ともう一つ言いますが、七滝はなぜ滝を見るルートの橋が壊れたままなのか。なぜ大木が倒れたままで、危険で怖い景観を残しているのか。観光ブランドのイメージダウン、甚だしい。風水害の被害の修復は観光庁の補助金があるのではないのでしょうか。令和4年3月に、町は観光エリア計画を策定して、その後、整備に取り組む予定ではなかったんじゃないのでしょうか。いち早く観光に悪影響なものは取り除いたりつくり直したりすべきです。

町民の景観に関する調査では、よい影響を与えているもので、1位はもちろんカワヅザクラ、2位七滝、3位今井浜、河津浜なんです。予算のめり張りをつけて優先順位をしっかりと考えていただきたく、次の質問をします。

2月の桜、春と秋のバラ、夏の海水浴、年間を通じて七滝のまた山と川、有数のすばらしい観光資源を保持する町として海水浴場へ設備投資や民間への出店促進、海岸の管理団体への支援や補助などのお考えと、七滝の景観被害への修復とつり橋などの復元はどのように考えているか、2点お尋ねします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまご質問の観光資源の魅力化と保全で河津町のブランド力の高めるにはということで、観光資源への設備投資と保全についてということで、2点お尋ねですのでお答えします。

先ほど議員がおっしゃったように、現状ですとかお尋ねの点がございますので、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから、まず、七滝のほうについてをお話しさせていただきます。

現状につきましては、安全上からエビ滝の橋につきましては閉鎖をしております。橋の対岸につきましても、風化や崩落が懸念されておまして、現在の状況では閉鎖が最善と考え

ています。また、昨日、同僚議員からご質問がありましたけれども、踊子歩道につきましては、世界認定のジオサイトでございます。人工的な工作物や工事によるサイトの変更については慎重に行うべきと考えております。

また、ご指摘の景観によくないという意見もあることは承知しております。しかしながら、やっぱり安全という面、また北島議員の言われる観光資源の保持という面のバランスもございます。このような背景を踏まえまして、時間をかけ慎重に将来に向けての改善を考えていきたいと考えております。

そして、今井浜海岸の海水浴場、また、夏のレジャーということでございます。

夏季のレジャーの志向も、海離れが進み、今シーズンも厳しい状況となっております。行政報告にもありましたけれども、来客で昨年比で今井浜ですと25%の減、しかしながら、小規模ながら、今井浜海岸につきましては、北島議員言うとおおり、昔からのブランドということもありまして、また交通アクセスについても海水浴場としては恵まれた条件を持っております。ですから、これまでも長年海水浴場という形で保たれているわけでございます。宿泊、飲食など、海水浴に関わる観光事業者が何もしてこなかったということではなくて、それぞれ毎年というか、これまでも観光客の動向に応じた策や営業についてもしてきております。また、これも様々な積み重ねがあればこそ、大きなドラスチックに変えるようなことができなかったというのも認識されているところでございます。

今シーズンは、小さな取組ですけれども、観光協会、また新たな店舗などを含めて、肉フェスといったような小さな試みも観光協会、地域おこし協力隊、ライフセーバーなど、そういった皆さんの力を合わせた形で行っております。そういった小さな積み重ねは大きな変化に変わってくるのかなと。やっぱり長い間をまたかけなきゃいけないのかなというのも認識しております。

また、現在、開設されている今井浜海岸の民間業者の出店などは、観光協会や見高地区、そういったところとまずご相談いただければなと思っております。

設備投資としましては、今後も見高地区へ今井浜観光協会と海水浴場の開設ができるよう警備本部、海の家、トイレの設置や維持管理などは継続して行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 多岐にわたっていろいろ検討してくださっているようですし、できることはやっつけてくださっているというのは重々承知しています。だけど、今年を見れば、海の

家は、観光協会ともう一軒しかないんだけど、何か平たい言葉で言うと、もっともっと格好いい海水浴場にしてほしい。湘南みたいにしなくてもいいですけど、とにかく海水浴に来た人が選択肢がなくて、食べ物もない、飲物も買えないというのは、やっぱりもうあそこはやめようとなっちゃう。その前に、せめて大規模な修復じゃなくてもいいので、町がここまでやったんで、あと民間でやりませんかみたいな形を取って、もう少しにぎやかできな海岸にしてほしいと思います。

観光は町の基幹産業で、所得や雇用に大きな影響を与えるもので、町が一体となった戦略的な観光地づくりを推進する必要がある。町は、まち・ひと・しごと創生総合戦略で明記しています。したがって、観光地づくりと併せ、観光資源の保全、改善は必須項目。

七滝は、伊豆半島ジオパークの中でも中心的な存在でしょう。今井浜海水浴場も夏場の集客に手をこまねいていると、宿泊関連事業を中心に鉄道や商業など、多くの事業に痛手となります。結果、町民の所得は減り、負のサイクルに陥っていきますよ。来期の予算でしっかり考えていただきたい。つり橋の修復が予算的に難しい場合でも、橋の残骸の鉄柱だけでも撤去したり、少し見た目が怖いのを直していただければと思います。

次の質問です。

観光資源の魅力化に関連して、もう一件お伺いします。

観光のメインである最大の河津桜まつりは、来年の開催に向けて1回目の会合が開かれ、実行委員会の皆様、役場の担当の皆様にはご苦勞をかけ感謝する次第ですが、その会合では、会期の設定、駐車場とトイレの改善が課題と新聞記事にもありました。

前回、6月の定例会で、町の声として私も同僚議員もお伝えしましたが、浜峰線片側駐車場化とか、駐車場予約システムの導入、パークアンドライドのルート拡大、河津町宿泊者へメリットをつけての満室化やお客様の回遊性を高め、お買物による経済波及効果を当町で上げる施策、広域連携として近隣市町の協賛による桜まつりへの参画、おもてなしとしての地域芸能の披露などの課題は、これからの実行委員会や分科会で検討していただけるのか、お聞きします。

また、開催まで半年を切りましたが、河津桜まつりの魅力化づくりで新しい試みなどがあれば、差し障りのないところ、決まっていない話もあるかもしれませんので、差し障りのないところでお教えいただきたい。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員のお尋ねの河津桜まつりの事前に向けた改善等、以前

から提案もいただいておりますので、そのことについて、私のほうからまず答弁したいと思います。

議員がお尋ねのように、さきに実行委員会では、決算の内容と実施時期の検討が会議で行われたということでございます。お尋ねの件につきましては、今後、それぞれの部会がありますので、その中でいろいろ検討され、その後、運営委員会で協議決定されて、最終的には実行委員会において決定されることになっております。

現在まで決定していることは、実行委員会の中では開催期日が2月いっぱいということでございます。それが決まっている点でございます。なお、新たな動きとしては、昨日も申し上げましたが、今回は観光協会が国の補助金等を活用しまして独自の河津桜まつりの誘客の取組を検討しております。今後、インバウンド対策をはじめ、体験事業なども計画をされておりますので、その観光協会の新たな試みに期待をしているところでございます。

議員お尋ねの現状で分かっております新たな検討事項や取組については、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから、桜まつりの次年度に向けた取組ということでお答えさせていただきます。

今、町長の答弁にありましたように、これから桜まつりの部会、イベント部会とか交通部会とか、そういったものが開かれる予定でございます。なので、まだ具体的なものにつきましては決定ということはありません。例年ですと、昨年の実績を踏まえた上で各部会で駐車場の問題や交通の問題、またイベントなどの取組について話される予定でございます。

部会については、一応イベント部会は、例年ですと10月、そして、そういったものを受けた時点で交通部会、駐車場などが11月に開催される予定でいます。

また、その上で、次期桜まつりで取り組みたいこととしましては、先ほど町長も申しましたけれども、観光庁の補助金によります高価格帯に対応したツアー造成ということで、新たなお花見スポットの定着とか、そういったものに関連するイベントを何らかの形で開催できればと考えております。

交通面では、皆さんからもご意見いただいているところですが、昨年も比較的うまく運営できたのかなと感じております。来シーズンの桜まつりにおきましても、昨年同様に混雑に応じた臨機応変な対応が取れば、そういった体制を取る予定でおります。

また、季節的に今も少し増えているところがございますけれども、コロナ感染につきましても増加するのではないかということと、またそれに併せた形でインフルエンザ、そういった感染症の広がりも懸念されているところがございます。どちらも5類感染ですので規制はかけないものの、その対応策も例年に引き続き行う予定でいます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

観光協会さんの誘客の取組とかいろいろ期待したいところがあります。客がどんどん増える、その前の条件としては、町のキャパシティをしっかりとしないといけない。あふれちゃったらクレームの対象になるということで、観光協会さんのホームページなどでも、河津の案内人さんたちのブログなんか見ても、駐車場とトイレのクレームの対応で追われたとかいろいろ書かれています。それから、トイレのくみ取りというんですか、それが遅れたのであふれちゃって桜交流会館のほうまで臭っちゃったとか、そんなような単純なミスもあったようです。とにかく観光協会さんが一番分かっているかと思えますし、夜遅くまでクレームの対応に追われて、その改善に努めたとか、いろいろ苦労されているのはよく分かりますので、何かできることから一つずつ進めていきたいと。

それから、前回の定例会で、同僚議員と私とかが言ったのは町の意見ですので、これは課題を抽出したので、分科会などで、中村課長のほうでこういう意見があるけれどもどうだというのは、課題抽出したら解決に向かうというのは普通なので、解決は全てやるという解決じゃなくて、却下も解決の一つなんで、一度土俵に上げてください。よろしくお願いします。

何も足さない、何も引かないという魅力は伝統文化や趣向品に多いわけですがけれども、リピーターが多い河津桜まつりは、それでは困ります。いろいろやってくださっているのは重々承知しています。お客様は何か変わった、改善されてよくなったを求めます。

それから、細かいことをここで言う場じゃないかもしれませんが、前回の桜まつりの公式ホームページで、授乳室はありません、観光協会に申し出てくださいという表記があるんですね。これ、すごいデメリット表示をあえて正直に出してんのか、何で出したのか僕は分かりませんが、デメリット表示をするんだったら、給湯サービス付きの授乳室をつくってください。それから多目的トイレの増設もお願いします。車椅子の人、赤ちゃん連れの方、ベビーカーの人たちは助かりますよ。どちらもレンタルで実行できるので、そんな大きな予算はかからないので、実行委員会さんも駐車場とトイレの問題を解決しないとね

とおっしゃっているようなので、これも含めて授乳室をつくってください。よろしくお願
い
します。

僕の質問はこれで終わりますけれども、本日は、もっとバリアフリーで人に優しい河津町
というイメージ戦略について。もう一つが、観光資源の魅力化と保全で河津町のブランドを
もっと高めるべきの2点の質問と提案をいたしました。来年度の予算立案に向け、ぜひ予算
獲得いただきますようお願いいたします。

以上で質問は終わりです。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

10時50分まで休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 正 木 誠 司 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、1番、正木誠司議員の一般質問を許します。

1番、正木誠司議員。

〔1番 正木誠司君登壇〕

○1番（正木誠司君） 1番、正木誠司です。

第3回定例会の開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長から許可をいただきま
したので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、次のとおりです。

1件目、旧河津南中学校跡地活用の進捗状況について。2件目、令和6年度河津桜まつり
の集客について。3件目、健康マイレージの取組について、以上の3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

まず、1件目の旧河津南中学校跡地活用の進捗状況についてお伺いします。

まず最初に、昨日、宮崎議員からも同様の質問をされ、回答が重複する部分もあるということと、また、宮崎議員の質問に対しての町長の回答で、本当に今回のプロポーザル募集については、町長も並々ならぬ決意で事業推進を進めてきたということを踏まえた上での通告にのっとして質問をさせていただきます。

旧河津南中学校跡地活用につきましては、公共施設整備検討委員会からの民間の力を活用することが望ましいとの答申にのっとり、昨年12月にプロポーザル方式にて民間事業者の公募がされ、その結果、大和リース様が代表者となり、クリエイトエス・ディー様と2社による共同事業が受託候補者として特定されました。私自身も令和4年度第4回の定例会、令和5年度第2回定例会において、南中跡地活用について質問し、その中で、町民への説明は十分に行ったとの回答を受けました。

しかし、今回、新聞にも掲載されましたが、7月25日に河津町商工会の皆さんが役場を訪れて意見交換を行い、この9月4日に質問書を提出されました。9月5日の新聞紙上で、町長からは、町民を軽視していることはない。公募型プロポーザルで事業者を募集し町民へ説明し、手続も問題ないと述べておりますが、では、なぜ、今回、商工会さんから質問書の提出というような経緯に至ったのか。

時系列を整理しますと、令和3年1月19日に公共施設整備検討委員会からの答申があり、令和4年12月5日にプロポーザル方式による募集を通知、令和5年1月に募集開始、2月に候補者を決定、5月に役場ホームページに受託候補者名が掲載され、6月の議会で議員への周知を行い、同月実施の町政懇談会で町民へ周知だったと認識いたします。

5月のホームページ掲載以降、新たにドラッグストアができると知った町民から、私のところにも、またほかの多くの同僚議員のところにもいろいろな意見が届いております。私のところに届いた意見を紹介しますと、募集前にどんな施設が欲しいのか町民へアンケート等をしてほしかった、津波避難施設がない、津波避難機能がある施設ならよかった、ドラッグストアで本当ににぎわいの創出になるのだろうかなどのいろいろな意見をいただきました。

また、町が6月に開催した町政懇談会でも、私が傍聴した浜公民館の会場、役場会場で町民から質問が出ておりました。特に役場会場での質問の際は、ある町民の方が資料を持参して、具体的に自転車の修理店や本屋、靴屋がこの町には必要なのではとの意見と、また、ほか自治体で行っていた成功事例、失敗事例まで調べての質問となっていたのを覚えております。実際に町長もそのときの資料をお持ち帰りいただいたと思います。

答申を受けて、プロポーザルで公募し、事業者を決めて町民に説明する。手続については

全く問題ないと思います。しかし、町民の中には、町民には全く意見を聞かないで役場主導で進めたという思いがあるんじゃないでしょうか。そう思っている人が少なからずいるかと私は思います。

また、商工会の会員の中には、ドラッグストアと競合する業種の方もあり、自身の店舗への影響が小さくない方もいると思います。にぎわいの創出というのであれば、買う側のにぎわいだけでなく、売る側のにぎわいの創出を考えて、例えばプロポーザル募集の条件で、町内の事業者を仕入れ先として参入させる。もし地元につてがなければ、町が商工会を通して紹介する等、このコロナ禍で苦しい中でも現状でこの河津町のためににぎわいの創出に頑張っている町内の事業者の売上げアップを後押しするような対応ができなかったんでしょうか。

昨日、町長は、40年前と商売の形は変わっていると。自動車で町外へ出かけたり、ネットで注文の買物は当たり前になっているとおっしゃっておいりました。確かに、我々の年代から下の世代は、簡単に自動車で出かけることもできて、またスマホを使ってネットで買物をすることは普通にできますが、一方で、車も免許もなくスマホも使わないような方は通販などもできないと思います、これは高齢者の方に多いと思うんですけども。河津町には一定数以上の方がいると私は思います。その方々からすれば、昨日の発言の中での、日用品以外は町外で買ったりネットで買えばいいというような言葉は、我々のことは何も考えてくれないのかなという思いを持たないんだろうかと、そういうふうに私は感じました。

これは法律的なことや手続上のことではなく、町長が日頃から口にしてしているオール河津での取組、町民と共につくる共創の町という公約とも言える部分から考えて、例えばプロポーザル方式での募集を決定する前に交通弱者や買物弱者と言われている方への配慮をしたり、商工会に対して売上げアップになるようなバックアップや相談ができなかったんでしょうか。また、民設民営なので、町から商売について言うことは難しいというような回答もありましたが、町民の側から見れば、その民設民営を決めたのは行政ではないのか、このように思われる方もいるかもしれません。本来行政というのは、買物弱者、交通弱者、そのような町にいる弱い方を救うのが本当に大切なことなんじゃないでしょうか。

以上のことを踏まえ、ここまでの対応や経過、このことについて何か見落とし等がなかったか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木誠司議員の旧河津南中学跡地の進捗状況について、幾

つかお尋ねですので、お答えしたいと思います。

議員もおっしゃっているように、昨日、他の議員の部分で私も答えている部分がありますので、重複部分があるかもしれませんので、よろしくお答えしたいと思います。

まず、先ほど議員が、町内の40年前と違うよという私が発言した中で、私は高齢者の方について、そういうことで高齢者の方たちがいるということ承知の上で外へ行けということではなくて、当然町内の買物をするのも大事でありますし、その中でも世の中が十分変わって行って、いろんな商売のやり方ができていますよとそういう意味で言ったつもりでございますので、決してお年寄りですとかそういう弱者の方をないがしろにしているわけではありませんので、それについては最初に申し述べさせていただきたいと思います。

それから、これまでの経過について質問でございますので、お答えしたいと思います。

昨日もお答えをしておりますけれども、当該地は、ビジョンとしまして、都市計画のマスタープランというのがございます。その中で、まちなかゾーンという位置づけがございます。そういう中で、前面は、昨日も申し上げましたけれども、近隣商業地域という形で位置づけもされて、町の重要なまちなかゾーンの優良な土地ということで位置づけがされております。町のビジョンとしても、その位置づけの中でこれまでも進めてきております。ただこれまで40年の間、そういう位置づけがありながらなかなかできなかったということがございます。

その経緯の中には、昨日も申し上げましたけれども、一般の企業からの進出の話があったり、あるいは地元の商工会の皆さんから提案を受けて事業計画が検討されたときもありますけれども、それでもなかなか実行にできなかった。結局、この40年間、やる人がいなかったということだと思いますので、そういうことの中で、昨日も申し上げましたけれども、この土地を何とか、公共用地を有効に生かすことによってまちづくりを進めたいと。特に民間の力を借りながらこれからのまちづくりを進めたいということの中で、にぎわいの創出ということも含めて、令和3年1月に公共施設整備計画推進委員会の答申内容を受けまして、昨日も申し上げましたけれども、商業施設誘致に向けて、公共用地活用方針や民間事業者の提案を受けた中で計画を審議決定するという形で、その委員会の中でも公共施設としてのこれからのにぎわいづくりは無理だろうと、そんな提案がありました。そういう中で、民間の方たちもぜひにぎわいづくりに参加してもらいたいということで、公募型プロポーザル方式で町内を問わず公募を行いまして、その都度、私も議会ですとか町民に丁寧な説明をして事業者を決めてきた、そんな状況がございます。

特に公募型プロポーザルについては要綱等もございまして、詳しくその中ではいろんな条件は決めておりますし公開もしております、公募型ですので。その中で、まず、意思表示をする期間を設けております。その後に具体的に意思表示をした後で提案する期間を設けて、その中で選定委員会というのを行いまして、その中で審議をして、それから、場合によっては実際はその事業者の方に来ていただいて、その中で審議をして、具体的に点数をつけて、この方がふさわしいのかどうなのか、目的についていいのかどうなのかということも含めて、そういう一定のルールに従ってやっておりますので、手続上はそういう形で公募型プロポーザルという形で順次提案を受けてこれまで進めてきたことがございます。

特に民設民営ですので、土地を賃借、貸すということになりますけれども、これについては町長の専決事項であります、その中でも、これまで以上に町民の方には説明をしてきたつもりでございます。今までもそういう例がありましたけれども、その際には、私が行っている以上の説明はなかったように私も考えておりますので、今回はこの点についても町民の方々に影響あるだろうということで、町民をはじめ議会の皆さんにも丁寧な説明をしてきたつもりでございますので、過去の年とは違って十分説明してきたつもりでございます。

何よりも私が心配をしたのは、令和3年1月ということで、1年半前にその方針が決まったわけでございますけれども、その後にコロナの関係があって、なかなか募集をしても参加が出ないだろうということもありまして、特に公募型プロポーザルは参加がないと成立をしないわけでございますので、この何年間はその辺の町の状況を見極めた中で、公募型プロポーザルの募集を行ったということでございます。ですから、本当はもっと早くやりたかったというのもあったわけですが、その中でコロナの影響もあったものですから、この何年間は控えていたと。その中で、コロナの状況が明けた中で何とかここで町のにぎわいを取り戻そうということで、この協働事業として応募がありました公募型プロポーザル方式で、1社が幸いにも出ていただいたと、そういうことでございます。

先ほど言いましたけれども、プロポーザル選定委員会で審査を受けておりますので、その中でもにぎわい事業に値するという事業候補者が決定をして現在に至って、町民の皆さんにも優先候補者という形で、その候補者についての公表をしていると、そんな状況でございます。

また、この施設につきましては、これまでほとんど公設公営と考えていたと思うんですが、民設民営の場合には、事業者は当然、昨日も申し上げましたけれども、採算性を配慮した中で30年間の事業を提案するものでございますので、参加してきたことはそれなり

に計算ができた上でのことだと思っております。

先ほども申し上げたように、これまで40年間できなかったというのは、事業者が採算性が取れないから、なかなか採算性のことが考えられなかったんで出てこなかったのかなと、それが大きな要因であると思っております。そういう中で、今回は提案が出てきたということでございます。

特に私は、この40年間、十分な活用がされてこなかったこの優良な公共用地について、特に今回の民設民営の場合には、建設費用、運営費用、撤去費用の終息までのライフサイクルコスト、これ、最終的な一環とした費用を考えたときには、この経済状況が厳しい中で、30年間の事業継続がなされ、貸付料の収入もできるなどの点で、契約者が、優良事業者が現れて、そして今後のまちづくりに大きな進展であると考えまして、また雇用の拡大や根本的な駅北側のにぎわいの創出や利便性の向上による流入者の増大などにつながるものとそう考えております。

また、今後の進捗状況あるいは説明状況については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、説明状況を等について説明をさせていただきますと思います。

昨日も答弁をしておりますが、内容が重複するかもしれませんが、よろしく願いをしたいと思っております。

町では、公共施設整備計画推進委員会からの答申の提出がありまして、その答申書の提出があった時点で答申書の内容について、令和3年3月号の広報紙のほうで報告をさせていただいております。その後ですが、町のプロポーザル選定委員会の中で協議をしたわけですが、町のプロポーザル選定委員会でも、要綱を作成した時点で町議会のほう、説明会の中で説明、それから募集中については進捗状況の説明といったものを行わせてもらっております。また、優先候補者が決定後でございますが、住民に対してということでございますが、町政懇談会、そういった中で5地区、それからふれあいホールでの説明も行っております。また、7月25日には商工会役員さん、先ほど議員からもありましたとおり、訪れまして意見交換会といったものを開催させてもらっております。また、9月4日に商工会の役員さんが町を訪れ、質問書の提出というも行っております。質問項目につきましては、5項目ほどございまして、この内容については、今後、精査をした中で回答していくという形で対応等させてもらっております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今回の今の総務課長の回答を含めて、このプロポーザルに至る経緯という形は、私も何回も説明を受けておりますので、認識しているつもりです。

今回、私が本当に質問したかったのは、先ほどの前文でも言いましたが、この法律に係るところとか手続に係るところではなくて、何かしらの町民に対しての本当に心遣いといいますか、先ほども言いましたけれども、例えばどんなものが必要なのかというようなアンケートを取ったり、先ほど町長の回答の中で、商工会さんが以前にはそういう話を持ってきた、今回は来なかったということもありましたけれども、以前に商工会さんから話があったのであれば、一言、今回、こういうふうな形で募集するよとか、先ほども言いましたけれども、プロポーザル条件の中で商工会さんを納入業者で使うとか、そういうのも選定の基準の中に入れてもよかったのではないのかなど。本当ににぎわいの創出、買物する場所が増えれば本当ににぎわいになると思いますけれども、やはり行政というのは、先ほども言ったように、そういう買物する場所も見なきゃならないですし、この町で商売をする人たち、その方たちのことも考えての対応というのは大事だと思います。

次の質問の後に次のことも聞きたいと思うんですけれども、次にお伺いしたいのは、第2回定例会の同僚議員の質問の回答の際に、今後の経過です。6月中に契約ですか、これは仮契約、本契約問わず、6月中にそういう形で一度結んで、その後、正式契約するというふうな話もありましたが、現状でこれがどうなっているかどうかについて1点と、あと、我々は4月20日の議員月例会の中で、町で初めて採用したプロポーザル方式の進捗状況についての事務調査をお願いして、町の職員の方及び受託候補者となった大和リースさんから説明を行ってもらいました。その際に、議員から何点か質問が出されましたが、その場で回答がなかった質問もあります。

町長はこのときの月例会には出席していませんでしたので、どういう質問あったかというのはちょっとご存じないかと思いますので、ここで簡単に説明しますと、まず、今、あそこの駐車場に10本ほど、約10本くらいのカワヅザクラがあると思うんですが、完成予想図には2本ほどしかなくて、残りは伐採するというような回答がされました。質問した議員からは、カワヅザクラを大切に考えている多くの町民がいると。その方々から、簡単に切り倒していいのか。例えば移植ができないのかというような質問がありました。

また、次に、店舗は小学校の近くですよね。本当に小学校の近くで、店舗出入口が通学路

になっていると。そこに、通学路の出入口に交通誘導員の配置はしないのかという質問に対して、交通誘導員の配置は考えていないというような回答があったため、質問した議員からは、安全第一を考えて、ぜひ誘導員の配置をお願いしたいと、このような要望をさせていただきました。今現在、この2件目につきましても、回答等我々のほうに説明、もしかしたら町のほうには来ているかもしれませんが、我々のほうには回答が届いておりません。

これは、考えれば、私としてはリスクとして残っているんじゃないかと考えます。町としても、このほかにも考えられるリスクが何かあるのか。また、そのリスク管理について、どのような方法、対策を考えているのか。あれば、先ほどの契約状況についてと併せて2点、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の見通しとリスク管理ということでお尋ねですので、お答えします。

先ほどの公募型プロポーザルのお話でございますけれども、これは町外の方だけではなくて、町内の方も当然参加できるわけですので、そういう形で地元の事業者が出てくれれば本当によかったのかなという気もしますけれども、ただ私どもは、公募が始まりますと接触が一切できませんので、その要綱に沿った中で進めてきたということでございます。要綱の中に、期間ですとか提案ですとか全てのことが要綱に決められておりますので、それに従ってやってきたということでございます。募集期間についても要綱に沿った中で、それ以上の期間も設けたりする場面も今回行っておりますので、そういう面では配慮したつもりでございます。

そういう中で、たまたま1社しか出てこなかったということと、地元の参加者がなかったという、そういう結果の中で、優先的な事業の交渉者を決めたというそんな状況でございます。それも私ではなくて、選定委員会にかけた中で、点数をつけた中で選定してきたというそういう経緯がございます。

何よりも町民の方、いろんな提案を受けることも重要でありますし、ただこれまで40年間の経過を見てみますと、先ほど言ったように、やはり誰がやるのか、提案を受けて、実際、事業者として誰がやるのかということで、なかなかその部分が、ましてや人口減少という中で大変厳しいものがあるのかなということがありますので、今回の公募型を受けることによって、当然事業者としては採算性だとかいろんなことを考えた中で参加してくれるということがあるものですから、参加に出られるのは、当然経営的にもいろいろな検討をした中で参

加したろうということがあるものですから、実効性が高まるということが今までとしてはどうだと思っております。

それから、今後の対応でございますが、今、協議をしているわけでございますけれども、協議が調い次第、賃貸借の契約を結ぶことになっております。特にこれについては、議員からも前にご質問があったかと思うんですけれども、桜まつりの期間の駐車場不足ということもありまして、この事業者には工事に取りかかる時間をぜひ桜まつりを避けるといいますか延ばすといえますか、そういう中で、今年度、桜まつりの駐車場を使えることができれば、事業者と話をして、その今調整をしているというそんな段階でございます。特にその点が協議の今課題となっております。

それから、考えられるリスクでございますけれども、実は、この質問の、私は議員の今お尋ねの点を聞いてちょっと考えていなかったもので、先ほどの2点については考えてなかったものですから、ちょっと的外れな答えになるかもしれませんが、リスク管理につきましては、公募要件の中にしっかりうたわれていますので、それを確認することによって、今後やっぱり業者にそれを遵守してもらって町と詰めていく中で、その辺についても解決できるのかなと思っております。そういう中で、今後、進めていきたいと思っております。

なお、お尋ねについては、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、何点か説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今後のスケジュールについてでございますが、これまで事業者と契約の関係については、一応6月頃を目安に行いたいということで進めておりましたが、現在、協議のほうをしている段階でございます。現在は、事業者が事業用地の地質調査を行っており、その結果が分かる9月末までに契約に向けた覚書の締結を行いたいというふうに思っております。覚書の締結を行った後に、河津桜まつりの終了後の令和6年3月に事業用定期借地権の設定契約を締結し、事業着手するといった形で考えております。

それから、4月20日の議員月例会の中で、事業者のほうに質問といった形の項目でございますが、カワヅザクラの関係、それから小学校の入り口での関係といったことにつきまして、事業者内での今検討をしている中で、まだ回答はこちらのほうにもいただいておりますので、その回答が出次第、また回答させていただくような形を取らせていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、今後のリスクといったことですが、先ほども町長が言ったとおり、プロポーザルの募集要項の中で、ある程度こういうことが考えられるということに対してのリスク管理的なものを行っております。

まず、瑕疵担保責任として、契約締結後の事業用地の数量の不足、それから隠れている瑕疵等が発見された場合についても借地料の請求、契約の解除、または瑕疵の補修の請求ができないとしているとか、それから契約締結日から1年以内に事業提案の用途に使用するために事業着手、それから契約締結日から3年以内に提案事業の用途への使用、それから契約締結日から10年以内の用途変更の制限といったものとかを行っております。

また、これらにつきまして、町としましてでございますが、町は実地調査を行った中で、事業者はそれに対して協力をするといった形のものもうたっております。もし違反があった場合につきましては、事業者は違約金を町に支払うといったことまでうたっております。

それから、相隣関係でございますが、事業者は自己の責任と費用負担において、境界等に係る問題を全て処理するというようなこともうたっております。本事業は町に対して、損害賠償その他請求及び異議、苦情の申立てはできないといったことの中の募集要項でございます。

事業実施に当たりまして紛争が生じた場合、事業者の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たるとしております。

今後でございますが、この内容を踏まえた中で、契約書という形の策定になりますので、この内容を基にし、それにほかに考えられるリスク等がもしあれば、そういったことも入れながら契約のほうに結びつけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） すみません、私も通告の中で、リスク管理についてちょっと細かく書かなかったところがありまして、それでもやはり皆さん、行政の方々が契約上のリスクというものをやっぱり考えているということが、今回、分かってよかったと思います。

あわせて、我々議員は、今言ったように、この前の説明会の中で、小さいリスクかもしれませんが、懸念事項として何点か出させてもらいました。そういうことを併せて、ぜひ事業者にお伝えして、少しでもリスクをなくす、このようなことを取り組んでもらいたいと思います。

また、今の話ですと、正式な契約は河津桜まつり以降という形になっていると思いますが、

先ほど私のほうの1回目の質問は、契約上のどうのこうのというよりも、やはり気持ちの問題、こちらのほうがすごい大事だと思うんですよ。やはり町民の方はいろいろな考えを持っている方がいます。あそこにドラックストアができれば、本当に便利になっていいよという方も私のほうも聞いております。

ただその反面、やはり困っているという人も聞いている中で、例えばこの残り約半年の中で、何かしら地元の事業者の人が、直接は多分大和リースさんとの契約、クリエイトエス・ディーさんの契約という形になるかもしれませんが、町のほうから何かしらの提案というのにはできないのでしょうか。もし、そのようなことが可能であれば、地元の業者の方々がお弁当納入でもいいと思います。野菜の納入でもいいと思います。そういう形で地元商工会の後押しになるようなことをすることも私は必要なんじゃないかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、これは本当、私個人の意見になりますけれども、私が昨年10月議員になったときに、町長から、行政と議会が両輪となってまちをつくっていく共創のまちにしたい、ぜひとも協力をお願いしたいという言葉、これは今も忘れてはおりません。我々議員も町民に選んでもらって、町民の代表であるという誇りと自覚を持って、どうしたら町がよくなるのか、町民の生活のためになるのかということをやはり真剣に考えております。

今回の件名は、確かに議会にかけなくても問題ないという件名ではありますけれども、我々議員も、この旧南中学校跡地利用の活用については大きな関心を持っており、一般質問においては、何人も議員が登壇して質問もさせていただきました。町長から、一步、議会に歩み寄ってもらって、我々に議題として諮ってもらって、それこそ昨日の回答のような町長の熱い気持ちを言ってもらえれば、我々も一緒になって、両輪となって、お互いに知恵を出し合う、このようなことができたんじゃないかと思っております。議論が活発になって、意見をけんけんごうごうと交わすのは、これは本当にいいことだと思います。

町長は、町民からいろいろな意見をいただいているとよくおっしゃっております。我々議員も同じように町民から意見をいただきます。一人でも多くの町民の意見、町長の持っている町民に届いた意見、我々議員に届いた意見、一人でも多くの町民の意見を反映させて前に進めることが本当の意味での共創ではないかと私は思います。

これからは、令和3年に立てました河津町第5次総合計画、こちらの達成に向けて、様々な課題等があると思っております。ぜひとも我々議員、議会の力も使っていただき、共にこの河津町をよくしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の質問に移ります。

時間がないので、早めにいきます。

令和6年度河津桜まつりの集客について質問いたします。

この質問につきましても、先ほど登壇した北島議員の質問、回答と重複することを踏まえて、通告にのっとり質問させていただきます。

伊豆縦貫道河津七滝・逆川インターチェンジ間の開通に伴い、町内を通る通行車両が減ったのは5月の交通量調査で判明しており、多くの町民からも同じような声を聞いております。それを踏まえて、令和6年度の河津桜まつりへの影響はどのように考えているのか。また、集客数見込みはどのくらいを想定しているのかについて1点、また、現時点で、集客数増加のための対策、施策等をどのように考えているのかについて1点、以上2点についてお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜まつりの集客について、2点お尋ねですので、お答えします。

まず、縦貫道との関係、あるいは集客対策についてお尋ねですのでお答えします。

集客の見通しでございますが、これからのコロナの状況ですとか開花状況によって、このお祭りは大きく影響すると思います。これまでのコロナの状況がさらに改善されれば、私は前回より多くの入り込みが期待されると思っております。特に今回の政策でもうたっておりますけれども、インバウンドについては大きく伸びることが予想されます。8月10日には中国本土の団体旅行も許可されたという話もありますし、これまで中国本土の方はなかなか来られなかった部分がありますので、これからは来るとも期待されるのかなと。ただ、政治的ないろんな状況もあるものですからちょっと不確定な部分もありますけれども、聞くところによると、大体半年ぐらい後に影響が出てくるということがあるものですから、ちょうど桜まつりの部分が大きく影響してくるのかなと思っております。

それから、美しい伊豆創造センターなんかのお話では、北陸新幹線が金沢から先が延びたことによって、これまで関西圏の人たちが冬の旅行というと北陸が多かったそうです。それが新たな、そこに大勢人が来るということで、こちらの関東圏といいますか、太平洋側に回ってくる可能性もあるんじゃないかと、そんな見通しも言われております。

それから、美しい伊豆創造センターの話では、インバウンドの中で、2月の時期のカワヅザクラというのはすごい集客力があるということを知っております。特に東南アジア、韓国、

台湾ですとかタイだとか、その辺では大変桜の魅力というのはあるという話は聞いておりますので、私は特にインバウンド対策、町も対策を取りますけれども、多くの方が見えてくれるのかなと思っております。

ただ心配なのは、今年もそうだったんですが、やっぱり駐車場とトイレの問題。特にトイレについては、数量をやっぱり増やさないと私は足りないのかなと。一過性なのかもしれませんが、トイレの状況を見ていると、やっぱりかわいそうだなという、特に女性の方がかわいそうだなと思っております。

それと、もう一つは、トイレの使い方として、やはり便座のあるトイレが人気があるみたいでして、普通のしゃがむようなトイレがなかなか人気がない。並び方を見ているとそういう傾向もありますので、そんなことも含めて、その辺の対策も必要かなと思っております。

今の状況ですと、私は多くの人たちが、今後、桜まつりについて、さらに縦貫道を含めた利便性が増すことから、特に周遊性が増すことから、桜まつりについても東から西からも入ってこれるルートもありますので、そんなことを含めて、伊豆縦貫道も含めて、さらに増す、今年については期待ができるんじゃないのかなと思っております。そのためにしっかり対策をしていきたいなと思っております。

それから、集客人口の増加に対する対策でございますけれども、先ほどから、昨日も何回も言っておりますけれども、新たなイベントの造成によって、特に人を呼ぶことと経済波及効果を上げていきたいなと思っております。

特に河津町については、やっぱりいかに周遊させるか、滞留時間を長くするか、その中で町内で消費をしてもらうかということが大きいことにつながると思いますので、お客さんを呼ぶことと集客をした中でいかにお金を落としてもらうことも考えながら、そして快適な旅ができるような、そして安全も含めた、そういう総合的ないいお祭りに今後していきたいなと思っておりますので、そういうことで、対策についてもこれから実行委員会と共に万全な体制を築いていきたいと常に思っております。

なお、現状で分かる範囲で集客対策等については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうからは、集客のための対策ということでお答えさせていただきます。

先ほど北島議員の回答でも触れましたけれども、観光庁の補助金を生かして、集客という面では、観光庁の補助金の主たる目的でありますインバウンドに向けた取組ということで、

観光協会といたしましては、今後につながるインバウンドの仕組みづくりをここからつくっていきたいという考えでございまして、町としてもこのような積極的な動きには協力したいと考えております。

また、イベントにつきましては、部会とかそういったものはまだ開かれておりませんので決まっておりますけれども、何らかの形で少しはインバウンドに絡めたものとか、また桜まつりに今までなかったようなものを取り入れた形という形で、私のほうからもイベント部会等には提案させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） イベントについては、今後、これからという形でもってという認識をさせていただきます。

同じような形で、実は、これ、私からの提案も含む形になるんですけども、先日、町制65周年記念のときに、服部学園の服部幸應理事長に講演をしていただき、その中で、ぜひ食を通して河津町に協力をさせていただきますということも出ていました。そうしますと、河津桜まつりは桜を見るイコール、プラスああいう食べ歩きを楽しんだり周遊を楽しむというところ、そういう部分もあると思います。そうすると、やはりこの食というのはすごい大事だと思います。また、今回の河津桜まつりは、コロナの5類に移行してから最初の河津桜まつりということでもって、将来に向けて指標になる大事な桜まつりだと思っております。

そこで、例えば包括連携協定を結んでいる服部学園さんやメリダさん、i Z o oやK a w a Z o oを運営しているレップジャパンさんをはじめとする包括連携協定先と何かしら協力してイベントが打てないか。これは私の考えたちょっと一例なんですけれども、服部理事長は料理の鉄人なんかを監修しているとかもありましたので、例えば服部学園の生徒さんたちに料理の鉄人的なイベントをやってもらって、若い人の感性で食べ歩きができるメニューなんかを考案してもらおう。そこでもって投票とかするのもいいですし、例えば何回もその方々が来れないと思えば、観光協会なり商工会なりの直営店をつくって、そちらで販売すれば、町内の業者さんの後押しにもなるんじゃないかなというふうに考えました。こういうことも踏まえて、今後、包括連携協定先と協力した何かしらイベントが打てるかどうか、考えているかどうか、以上、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の包括連携等との連携をした対応ということでございます。

河津桜まつりについては、それぞれ受入れ側も大変忙しい状況がありまして、その中でどの程度のことが検討できるか分かりませんが、例えば服部学園ですとかメルダさん以外にもいろんな連携協定を結んでいるものもありますし、場合によっては、姉妹都市とか姉妹商工会なんかもありますし、どの部分でどういうふうに連携をあれしてイベントを盛り上げていけるのか、あるいは町内の文化団体との連携なんかも今後考えられるかもしれませんが、そういう中で、具体的にはまだ出てきませんが、そういうことも考えながら、今後、それをどうしていくのか、あるいは受入れ側としてどこまでできるのか、それも含めて、これから機会があればそういうことも検討していきたいなと、そういうふうに思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今、検討している段階ですので、私、今回のこういう一般質問の中で、こういう形で我々多くの方が提案すれば、それこそいろんな提案が出たほうがやれることもできるんじゃないかという形で一般質問させていただきました。

また、それに関連ではありませんけれども、静岡県には、ふじのくに食の都づくり仕事人という制度があって、この河津町にも今、7名の料理人の方が登録されています。例えばそのような方々に協力をお願いすることもできるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも今後の河津桜まつりを盛り上げるためのイベントとしてご検討をよろしくお願いいたします。

それでは、3つ目の健康マイレージの取組について質問いたします。

現在、河津町では、18歳以上を対象とした河津町健康マイレージとして健康チャレンジの取組をしています。これはこちらの紙にもありますように、これのポイントを使って、ポイントをいろいろな、例えば各種検診とか健康診断、イベント参加、ボランティア活動のときにポイントをためて、それを40ポイントたまると申請すると、必ず漏れなくふじのくに健康いきいきカード、これは県内でいろいろ使える割引カード、また、年度末にさくらちゃん商品券、これは河津町で使えるカードですけれども、そちらのほうの抽せんにも参加できるというものです。この取組は、町内の全ての成人を対象とした取組であるんですけれども、このポイントをためるという取組は、多くの方が日常的に買物等でも行っており、非常に親しみやすい取組だと思います。

以上を考え、また、今現在、例えば高齢者向けの単独のイベントというのは、ちょっとすみません、私の調べ、見たうちでは今のところないと、こういうようなポイントを使ってのイベントがないというような認識なんですけれども、今後、こういうことを新たな施策等を、

高齢者の健康維持、健康増進という施策を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、健康マイレージの取組についてお尋ねですので、お答えします。

議員がおっしゃるように、健康マイレージ事業については、町民一人ひとりが健康で生き生きとした生活を送るために、自分自身で目標を立てて実践をし、健康ポイントをためる事業で、令和元年度から実施をしております。昨年、令和4年度でございますけれども、95人、延べ228件の参加があり、抽せんで30人の方に、先ほど議員がお示ししましたさくらちゃん商品券を送りました。

この事業は、健康事業に参加をしてポイントをためる楽しみを付加して事業参加を促している事業でございますが、私が思うには、現状ではいま一つ広がっていない状況かなど、そんな思いもございます。町民の意識の中にどのような効果をもたらしているのかが不明であります。要するに自分の健康を自分で守るといふ、そういう意識をいかに持たせるかという課題を解決する手段として、この制度はこのままでよいのか、工夫や検討が必要であると思っております。ポイントの取得の仕方や、あるいは電子化やポイントを生かせる仕組みなども今後考えていく必要があるかもしれません。いずれにしても、内容について調査をして、改良すべき点があれば行っていきたいと考えております。

お尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

私からは以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） それでは、私から、高齢者の健康増進を図るため、今後新たな施策を考えているかについてお答えします。

現在、行っている水中運動教室やふじ33プログラム実践教室などの運動教室は、県の健康増進事業補助金の対象である40歳から64歳までの対象年齢範囲を広げて、河津町では74歳までを対象に実施しております。また、健診事業では、40歳から74歳までが対象の特定健診や75歳以上が対象の後期高齢者健診等でも、健診結果により、年齢は関係なく保健指導を実施しているところです。その他健康づくりセミナー等は、年齢に上限を設けておらず、高齢者の運動という点では、福祉介護課のほうで行っている一般介護予防教室もありますので、現在のところ、特に高齢者に特化したというような新たな施策等は考えておりません。

また、健康マイレージ事業の昨年度の参加人数、先ほどありました95人ですけれども、事

業開始の令和元年度に比べ25人増加しております。年齢構成は、60代以上が全体の9割を占めており、男女別では女性の参加が8割となっています。コロナ禍の令和2年度、3年度に一旦減った参加人数が、昨年度は増加に転じたところでございます。

今後、さらに多くの方に参加していただき、健康への意識づけを促すために、参加率の高い他の自治体のやり方なども調査研究しながら、これからの実施方法をまた検討していきたいと思っております。その過程でほかの課との連携が必要になった場合は、協力して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の回答により、例えば健診ですとか、そういう形での取組を行っているけれども、例えば今の健康マイレージのポイントをためるような、そういう新しい施策は今のところやっていません。今後も考えてないということですが、ぜひ、私すごく思うのが、やはりこういう施策、高齢者の方が、これはうちの同僚の議員であります大川議員がよく言うんですけれども、楽しくわくわくしながら何か取組みできるようなことを我々行政サイド、議員も考えなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

そこで私、やはり今の健康マイレージですと、65歳以上の方が90%と言っておりますけれども、実際に95人の方が応募して、当たるのは30人という約3分の1。今後、多くの方が参加してきて、それによって当選者を多くすることも考えられますけれども、やはり自分が1年間頑張ったものが1年間全て返ってくるのか、それが先ほど言ったカードによるポイント積立てです。そういうことができないだろうかという形で、私のほうでもちょっと試算をさせてもらいました。

65歳以上の人口が約2,863人、もしこの方々に、よーいドンで全員にポイント付与、このポイントは、先ほど言いましたさくらちゃん商品券に交換できるようなポイントと考えて、初年度に約3,000ポイント付与をスタートすると約860万のお金が必要になります。どうしてもよーいドンをやりますと、いろんな機材ですとか設備投資が必要になりますので、最初の年度はすごくお金がかかるようになると思いますけれども、年度が進んでいくうちに、これは単年度ではなくてずっと継続できる。今年もやれる、来年もできる、積立てでもってずっとやれるというような取組にして、例年新しい年度になれば65歳になった方、大体年間約100人前後の方が65歳になると思います。そうなれば、その方々が新たになった方に3,000ポイントを付与すれば、毎年約300万の原資で、引き続きの方々、この方々が年度内に大体平

均して2,000ポイントぐらい積み立てになるとすると考えると、約1,000万ぐらい毎年のお金が必要になってきます。ぜひ、これを私、ふるさと納税で賄うことができないだろうかと思
います。

河津町の2022年度のふるさと納税額は約1億2,900万円であり、約50%が税収というふう
に言われております。そうしますと、今、約6,500万ぐらいの税収があると見込みまして、
特にこのふるさと納税は、自治体の工夫と努力で自主財源としての税収を稼げるツールだと
認識しており、町長もその認識で、今年度から専任の地域おこし協力隊員を配置して、ふる
さと納税額アップに取り組んでいると思います。

やはりこの税収のアップとともに大事なのは、いろいろと頂いたこのふるさと納税の税金
をどのように使うかだと思います。私は、本当にこの河津町に住んで、若いときから何十年
と住んで、河津町に税収をしていただき、納税していただき、今も河津町に暮らしている高
齢者の方のために、税収の一部を使ったこのような施策、これを実現することが可能かどう
かお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） ふるさと納税の健康増進事業への活用についてということで、
ご質問だったと思います。

ふるさと納税の活用について可能かということですので、お答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、寄附者が町が行っている事業に用途を指定して寄附を頂い
ております。当町では、産業振興、環境保全、健康・福祉、教育・文化・スポーツ、河津桜
保護育成、その他、以上6項目から選んでいただいて寄附を頂いております。その項目ごと
の寄附額に応じて各事業に財源として充当をしているということでございます。

今回、該当する項目、健康・福祉でございますが、令和4年度実績といたしましては、
1,095万1,000円の寄附がございました。そこから経費を除いた約550万につきましては、健康
福祉各事業に充当してございまして、その他国県補助金や一般財源などを財源として、様々な
健康増進事業を行っているところでございます。

正木議員の指摘したそういった新規事業につきましても、そういった目的によって寄附さ
れた財源につきましては、活用ができるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今の課長の回答で、事業ができるというようなことを言ってもらって、

先ほど私の試算した金額とかなり乖離があるんですけれども、ふるさと納税の金額の中には町長が認めたものというような項目もありますので、ぜひこういう形で、わくわく楽しくポイントをためるようなことができる施策、そうすれば、高齢者も出かけることも多くなるかもしれません。本当、ポイントをためるって楽しいということを多くの方から聞いております。

また、今後、我々も実際、私、今60歳ですけれども、あと5年すれば高齢者になります。そうなったときに、本当にこういう楽しい施策があれば、この町に住んでいてよかったな、そういうふうに思うと思います。ぜひ、今後、ご検討をよろしく願いいたします。

時間もあと2分しかありませんので、今回の一般質問は、主に私、結構提案型という形から提案をさせていただきました。いろいろ提案したからといって、すぐに、はい、そうですねと簡単にできないことは重々承知しております。ほかにも何点か考えたこともありますが、これはまたおいおい課長さんのほうにもお伝えさせていただきます。ぜひ、こういうことができるできない、検討してもらって、そしてさらに、行政の皆様のお知恵を入れてブラッシュアップさせていただきたいと思います。

先日、ある課長さんから、店舗と住居を一体とした町営住宅を建てて、そして、移住者の受入れに使う、このような話を聞きました。これは本当にすごいいいことだと思いました。やはりこういうお互いがいろんなアイデアを出し合ってブラッシュアップして取り組むということが非常に重要だと思います。

先ほども言いましたが、我々議員も本当にこの町をよくしようという気持ちで議員活動に取り組んでおります。行政と議会が両輪となって、町民のために共創のまちをつくる。そして、行政本来の仕事であるいろいろな町に存在する弱者、弱い方々を助ける。このようなことを一緒になって取り組んでいきたいということをお伝えして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

これをもって、今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、報告第2号 令和4年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第2号 令和4年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について、以下担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第2号を説明をさせていただきます。

報告第2号 令和4年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

項目、健全化比率、早期健全化基準の順で説明をいたします。単位はパーセントでございます。

実質赤字比率ダッシュ（15.0）、連結実質赤字比率ダッシュ（20.0）、実質公債費比率6.2（25.0）、将来負担比率10.5（350.0）。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

こちらにつきましては、地方公共団体が毎年度、前年度の決算に基づきまして財政状況を客観的に表し、公表を義務づけられているものでございます。町の財政事情を判断するに当たり、健全化の対象を一般会計のみならず特別会計、一部事務組合、広域連合等を含めた町全体の財政状況を数値化したものです。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を健全化判断基準と定められております。

指標については、定例会資料にて説明をさせていただきたいと思っております。定例会資料1ペ

ージをお開きください。

健全化判断比率の概要でございます。

まず、実質赤字比率ですが、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。算定式につきましては、(2)のとおりでございます。

次に、連結実質赤字比率です。公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字や黒字を合算して、地方公共団体の赤字の程度を指標化し、団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。算定式については、(2)のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

実質公債費比率です。一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。借入金、地方債の返還額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。算定式については、(2)のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

将来負担比率です。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。一般会計等の借入金、地方債や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。算定式については(2)のとおりでございます。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思います。

議案の表中の実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字額が発生しておりませんのでダッシュ表示となっております。括弧書きの数値は早期健全化基準で、財政収支が不均衡な状況、その他財政状況が悪化した状況において自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準として定められているものでございます。それぞれの数値が早期健全化基準を上回るようになった場合につきましては、財政健全化計画を定めて財政の立て直しを図ることとなっております。

次のページ以降に監査委員の意見も付していますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

総合意見です。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

個別意見。実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がなく、健全財政と見受けられる。また、実質公債費比率6.2%、将来負担比率10.5%で、いずれも早期健全化基準を大きく下回っている。今後も健全財政の維持に努められたい。

是正改善すべき事項。特に指摘すべき事項はない。

令和5年8月10日に提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第2号 令和4年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告についての報告を終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、報告第3号 令和4年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第3号 令和4年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

以下詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第3号について説明をさせていただきます。

報告第3号 令和4年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に

より、令和5年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

公営企業会計の名称、資金不足比率、うち括弧書きは経営健全化基準、備考の順で説明をいたします。単位はパーセントです。

河津町水道事業会計、ダッシュ (20.0)。令第17条第1号(法適用企業)の規定により事業の規模を算定。

次に、河津町温泉事業会計、ダッシュ (20.0)。令第17条第1号(法適用企業)の規定により事業の規模を算定。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

この報告は、地方公営企業が毎年度、前年度の決算に基づき経営状況を客観的に表し、公表を義務づけられているところでございます。

定例会資料にて説明をさせていただきたいと思っております。定例会資料4ページをお願いをしたいと思います。

資金不足比率の概要でございます。

資金不足比率は公営企業の経営状況を判断する比率であり、資金の不足額の事業規模に対する比率を言うものでございます。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めることとなっております。算定式については(2)に記載のとおりでございます。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思っております。

水道事業会計、温泉事業会計それぞれ資金不足が生じていないため、算定されておられません。ダッシュ表示となっております。

なお、括弧書きの経営健全化基準で、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として資金不足比率について定められているものでございます。

次のページに監査委員の意見を付してございます。

次のページをお願いをしたいと思います。

令和4年度水道事業会計経営健全化審査の意見書でございます。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、い

ずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

資金不足比率、資金不足なし。

是正改善を要する事項。

指摘すべき事項は特になし。

この意見書につきましては、令和5年8月10日に提出されたものでございます。

次のページをお願いをしたいと思います。

令和4年度温泉事業会計経営健全化審査意見書でございます。

審査の結果のみ説明をさせていただきます。

総合意見。

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

資金不足比率、資金不足なし。

是正改善をすべき事項。

指摘すべき事項は特になし。

この意見書につきましては、令和5年8月10日に提出されたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第3号 令和4年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、議案第41号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第5号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第41号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第5号）。

令和5年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,081万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,806万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら、着座にて説明をお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第41号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、本年度の事業執行に当たり、その経費として所要額を補正させていただくものでございます。また、一部事業を翌年度まで継続実施するための繰越明許費の計上も行っております。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金266万2,000円 2項国庫補助金同額でございます。

18款繰入金754万3,000円 1項特別会計繰入金同額でございます。

19款繰越金1,559万3,000円 1項繰越金同額でございます。

20款諸収入681万9,000円 4項雑入同額でございます。

21款町債820万円 1項町債同額でございます。

歳入合計4,081万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費146万8,000円 1項総務管理費107万7,000円、2項徴税费37万円、3項戸籍住民基本台帳費2万1,000円。

3款民生費1,455万4,000円 1項社会福祉費1,162万円、2項児童福祉費293万4,000円。

4款衛生費1,007万5,000円 1項保健衛生費同額でございます。

6款商工費25万2,000円 1項商工費同額でございます。

7款土木費898万1,000円 1項土木管理費17万8,000円、2項道路橋梁費837万4,000円、3項河川費42万9,000円。

8款消防費118万7,000円 1項消防費同額でございます。

9款教育費430万円 1項教育総務費425万8,000円、3項中学校費4万1,000円、6項保健体育費1,000円。

歳出合計4,081万7,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費です。

9款教育費 1項教育総務費、事業名、文教施設整備事業、金額639万9,000円。

こちらにあっては文教施設整備のための計画策定に当たり本年度から検討を行っておりますが、検討に時間を要することから来年度まで事業実施期間としたいため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正。

追加でございます。

事項、指定ごみ袋製造業務委託料。

期間、令和6年度。

限度額562万7,000円。

ごみ袋製造は発注から納品まで4か月程度を要することから、令和6年度分のごみ袋製造業務委託の債務負担を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。

追加でございます。

起債の目的、救急医療体制事業、過疎対策事業債、限度額820万円。

起債の方法、証書借入れ、利率5%以内。ただし、利率見直し方式で借りる資金について利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法、借入れ先の融通条件による。ただし、財政等の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部または一部を翌年度へ繰り越して借りることができる。

こちらにつきましては救急医療体制事業でございますが、旧共立湊病院の解体に伴う一部事務組合、メディカルセンターへの負担金でございます。

負担金の財源として、過疎対策債の借入れを行うものでございます。

次の6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書1、総括は省略をさせていただきます。

8ページをお願いをしたいと思います。

それでは、座って説明をさせていただきます。

事項別明細書2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目総務費国庫補助金266万2,000円1節総務管理費補助金266万2,000円、デジタル基盤改革支援補助金でございます。地方公共団体情報システム標準化共通化移行業務に対する補助でございます。補助率については10分の10でございます。

18款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金754万3,000円1節介護保険特別会計繰入金754万3,000円。介護保険特別会計の繰入金でございます。令和4年度の精算に伴う繰入れでございます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金1,559万3,000円 1 節繰越金1,559万3,000円、繰越金でございます。

20款諸収入 4 項雑入 1 目雑入681万9,000円 1 目雑入681万9,000円。こちらにあっては、下田地区消防組合の返還金、それから、伊豆斎場組合の返還金、過年度の福祉事業、国県の精算金、過年度低所得者介護保険料軽減負担金の精算金でございます。各前年度の精算に伴うものでございます。

21款町債 1 項町債 8 目衛生費820万円 1 節過疎対策事業債820万円、救急医療対策事業でございます。旧共立湊病院解体に伴う特別負担金の財源でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。なお、事業での予算組替え等をしたものについては、事業での説明とさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目総務一般管理費18万円、職員手当等でございます。こちらについては、単身赴任手当でございます。

2 目秘書費60万円 8 節旅費60万円、普通旅費でございます。11月実施の台湾のトップセールスに伴うものでございます。

4 目財産管理費56万1,000円10節需用費56万1,000円、修繕料でございます。鉢ノ山町有地の進入路の路肩修繕に伴うものでございます。

5 目電算費ゼロ円。こちらについては財源更正でございます。

7 目企画費△100万円18節負担金補助及び交付金△100万円、河津フラワートライアスロン大会負担金の減額でございます。こちらにあっては、実行委員会が東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラムを活用することになり、負担金を減額するものでございます。

9 目姉妹都市等交流事業73万6,000円。こちらにあっては、白馬村児童交流のスキー教室の内容を変更するものでございます。これまで2泊3日で実施していたものを1泊2日に変更し、児童の負担をなくすものでございます。

8 節旅費△ 6 万円、13節使用料及び賃借料△20万8,000円、18節負担金補助及び交付金100万4,000円追加でございます。

計107万7,000円でございます。

2 項徴税費 1 目税務総務費37万円11節役務費 1 万円。証明書コンビニ交付手数料でございます。交付件数の見込み増によるものでございます。

22節償還金利子及び割引料36万円、町税等還付金、町税等還付加算金でございます。こちらのほうが発生したことに伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費 2万1,000円11節役務費 7万7,000円、証明書コンビニ交付手数料でございます。見込み増による追加でございます。

18節負担金補助及び交付金△5万6,000円、伊豆斎場組合の負担金でございます。一部事務組合での負担金見直しによる減でございます。

3款衛生費 1項社会福祉費 2目老人福祉費2,000円22節償還金利子及び割引料2,000円、3目障害者福祉費1,161万8,000円22節償還金利子及び割引料1,161万8,000円。こちらの2については、過年度精算に伴うものでございます。

2項児童福祉費 1目児童福祉費293万4,000円22節償還金利子及び割引料293万4,000円。こちらについては国県支出金の返還金でございます。過年度精算に伴うものでございます。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費842万2,000円 3節職員手当16万円。こちらは扶養手当でございます。職員の扶養者の変更に伴うものでございます。

18節負担金補助及び交付金826万2,000円。一部メディカルセンター特別負担金でございます。共立湊病院の解体に伴う負担金でございます。

2目予防費44万3,000円22節償還金利子及び割引料44万3,000円。国県の支出金でございます。過年度の精算に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

4目環境衛生費121万円18節負担金補助及び交付金121万円。簡易水道組合の補助金でございます。上佐ヶ野の簡易水道組合での水中ポンプ購入に伴う補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

計1,007万5,000円。

6款商工費 1項商工費 1目商工総務費25万2,000円 3節職員手当等25万2,000円。住居手当でございます。職員の居住地変更に伴うものでございます。

7款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費17万8,000円。こちらにあつては、現在策定中の計画を委員会での審議をお願いするものでございます。3回の委員会を予定をしております。12名以内の委員とし、民間を8名を予定しているものでございます。

1節報酬12万3,000円 8節旅費 5万5,000円。

2項道路橋梁費 1目道路維持費534万6,000円14節工事請負費534万6,000円。道路補修工事

でございます。地区要望に対し町道湯ヶ野小鍋3号線の道路の補修に伴うものでございます。

2目道路新設改良費302万8,000円18節道路負担金補助及び交付金302万8,000円。道路改良工事費の負担金でございます。県道河津・下田線改築に伴うものでございます。工事費の10%分でございます。

計837万4,000円。

次のページをお願いいたします。

3項河川費1目河川維持費42万9,000円10節需用費42万9,000円。施設修繕料でございます。地区要望に対するもので、大鍋、向沢川の護岸修繕に伴うものでございます。

8款消防費1項消防費1目常備消防費98万8,000円18節負担金補助及び交付金98万8,000円。下田地区消防組合の負担金でございます。一部事務組合の補正予算に対応するものでございます。

4目防災費19万9,000円18節負担金補助及び交付金19万9,000円。自主防災会の施設整備事業費補助金でございます。こちらも地区要望に対するものでございます。浜地区で災害時に物資を移動させるためのリヤカーを購入するためのものでございます。7割の補助ということでの金額でございます。

計118万7,000円。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費117万7,000円。こちらにあつては、職員の異動に伴い会計年度任用職員を期間を延長し雇用するものでございます。

1節報酬96万1,000円、3節職員手当等5万9,000円、4節共済費15万7,000円でございます。

3目学校教育振興費236万5,000円12節委託料236万5,000円。文教施設整備検討業務の委託料でございます。令和5年、6年度実施するに当たり、6年度の単価を見込み増額をするものでございます。

4目学校管理費71万6,000円10節需用費71万6,000円。燃料費でございます。スクールバス運行に伴う燃料費の増でございます。

計425万8,000円。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費1目中学校教育振興費4万1,000円17節備品購入費4万1,000円。教育備品でございます。当初購入を予定していたプロジェクターの購入単価の増に伴うものでございます。

6項保健体育費 2目海洋センター費1,000円22節償還金利子及び割引料1,000円。過年度施設使用料の返還金でございます。過年度返還金の増額見込みにより追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ちょっと細かくて大変申し訳ありません。9ページ、お願いします。

一番上の単身赴任手当というのは、なかなか見たことなかったんですけども、これはどういう手当なんですか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） こちらにあっては、ほとんどないと思うんですが、現在滞納整理機構、組合のほうに職員を派遣をしております、その職員が現在静岡のほうに通っております。通い場所が、今度、藤枝のほうになるということで、少し通い切れなくなるということで、単身でそちらのほうで生活をするということの手当でございます。

手当については、月額3万円の6か月分ということで18万の計上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ありがとうございます。

もう一点、すみません。その下の普通旅費ということで、台湾のトップセールス、どんどんやってほしいんですけども、この内容というんですか、例えば賀茂地域全体で行くとか、町のほうで単独にトップセールスをするとか、内容を教えていただければと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） こちらの旅費について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、美しい伊豆創造センター、台湾公式訪問団の参加旅費ということで、11月3日から5日まで台湾で行われます台湾国際旅行博の開催に併せ、トップセールス及び財団法人台湾観光協会と美しい伊豆創造センターとの連携協定調印式、あと現地関係団体、静岡県台湾事務所、あと台湾国家風景区13所長等との情報交換会などに出席するための旅費でございます。町長及び随行1名の2名分でございます。

あと、参加市町でございますけれども、美しい伊豆創造センター加盟市町に依頼がござい

まして、現時点で3市町以外は参加ということで伺っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹委員。

○3番（大川良樹君） 先ほども申し上げたんですけれども、今回も桜まつりで力を入れる、インバウンドに力を入れていくということなんで、本当にトップセールスをどんどんかけていただいて、ぜひ誘客に努めていただきたいと思いますので、無駄のないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第41号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、議案第42号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第42号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）、令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,097万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,421万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

説明が長くなるときは、着座をお願いします。

○福祉介護課長（土屋 勉君） ありがとうございます。

それでは、私から議案第42号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

こちらの介護保険特別会計補正予算でございますが、提案理由といたしましては、令和4年度精算に伴います余剰金の一般会計繰出金及び国県への返還金の補正でございます。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

9款繰越金2,097万7,000円 1項繰越金同額でございます。

歳入合計2,097万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

7款諸支出金2,097万7,000円 1項繰出金754万3,000円、2項償還金及び還付加算金1,343万4,000円でございます。

歳出合計2,097万7,000円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書 2、歳入でございます。

款、項、内容の説明をさせていただきます。

9 款繰越金 1 項繰越金、今回の補正の財源でございます。

次のページをお願いいたします。

事項別明細書 3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

7 款諸支出金 1 項繰出金、2 項償還金及び還付加算金、これらは令和 4 年度精算に伴います
余剰金の一般会計繰出金及び国県への返還金の補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第 42 号 令和 5 年度河津町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決しま
す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

13 時 55 分まで休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時55分

○議長（遠藤嘉規君） 会議を再開します。

◎議案第43号～議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、議案第43号 令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第48号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算認定について、以上8議案は同種の令和4年度決算でありますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号の8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第43号から議案第50号までの各会計の令和4年度歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和4年度歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

議案第43号 令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号 令和4年度河津町国民健康

保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第48号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算認定について。

それぞれの議案については、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 会計管理者。

会計管理者に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら、着席して説明をしてください。

○会計管理者兼会計室長（渡辺音哉君） ありがとうございます。

それでは、議案第43号から議案48号までの一般会計及び各特別会計の決算認定につきましてご説明させていただきます。

議案の説明に入る前に、お手元の令和4年度一般会計、特別会計決算書の表紙をめくっていただきますと、令和4年度河津町決算総括表がございます。

総合計はご覧のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

議長よりお許しが出ましたので、これより着座にてご説明させていただきます。

1枚めくってください。

議案第43号 令和4年度河津町一般会計決算書。

1枚めくっていただき、1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

説明は、款につきましては、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に説明させていただきます。

なお、予算現額と調定額、予算現額と収入済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款町税10億655万円854円、1,475万893円、3,861万2,820円。

2 款地方譲与税5,110万円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款利子割交付金33万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款配当割交付金373万9,000円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款株式等譲渡所得割交付金380万5,000円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款法人事業税交付金1,240万9,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款地方消費税交付金1億7,378万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款環境性能割交付金584万6,872円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款地方特例交付金306万1,000円、ゼロ円、ゼロ円。

10 款地方交付税17億4,397万2,000円、ゼロ円、ゼロ円。

11 款交通安全対策特別交付金109万8,000円、ゼロ円、ゼロ円。

12 款分担金及び負担金1,432万4,851円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

13 款使用料及び手数料9,114万5,407万円、11万7,230円、77万5,540円。

14 款国庫支出金 6 億836万5,573円、ゼロ円、ゼロ円。

15 款県支出金 2 億5,899万58円、ゼロ円、ゼロ円。

16 款財産収入2,021万7,335円、ゼロ円、ゼロ円。

17 款寄附金 1 億3,635万8,000円、ゼロ円、ゼロ円。

18 款繰入金 1 億788万5,663円、ゼロ円、ゼロ円。

19 款繰越金 3 億453万8,899円、ゼロ円、ゼロ円。

20 款諸収入7,785万7,210円、ゼロ円、ゼロ円。

21 款町債 4 億2,389万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計です。50億4,927万6,722円、1,486万8,123円、3,938万8,360円。

続きまして、次の5、6ページをお願いいたします。

歳出です。

説明は、款につきましては、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順に説明させていただきます。なお、予算現額、予算現額と支出済額との比較につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

1 款議会費5,535万7,908円、ゼロ円、320万5,092円。

2 款総務費10億7,780万397円、7,961万2,000円、3,556万3,603円。

3 款民生費11億8,158万467円、ゼロ円、6,273万1,533円。

4 款衛生費 6 億3,805万1,306円、ゼロ円、4,291万4,694円。

5 款農林水産業費 2 億309万47円、6,446万円、2,241万953円。

6 款商工費 2 億8,966万3,967円、4,313万円、1,483万1,033円。

7 款土木費 2 億9,676万9,993円、5,563万円、1,789万8,007円。

8 款消防費 3 億82万1,187円、ゼロ円、959万9,813円。

次のページをお願いいたします。

9 款教育費 3 億9,671万1,960円、ゼロ円、2,755万4,040円。

10 款災害復旧費ゼロ円、ゼロ円、8,000円。

11 款公債費 3 億3,506万3,853円、ゼロ円、41万8,147円。

12 款予備費ゼロ円、ゼロ円、357万3,000円。

歳出合計です。47億7,491万1,085円、2 億4,283万2,000円、2 億4,070万7,915円。

歳入歳出差引残額 2 億7,436万5,637円、うち基金繰入金ゼロ円。

令和 5 年 9 月 6 日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、151ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支に関しては、ご覧のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

以上が一般会計の決算でございます。

1 枚めくっていただき、次の議案第44号から特別会計となりますが、説明につきましては全て一般会計と同様の説明とさせていただきます。

議案第44号 令和 4 年度河津駅前広場整備事業特別会計決算書。

1 枚めくっていただき、1、2 ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款使用料及び手数料372万6,000円、ゼロ円、7 万7,840円。

2 款財産収入420円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款繰入金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款繰越金14万8,000円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計387万4,420円、ゼロ円、7 万7,840円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費325万2,006円、ゼロ円、90万9,994円。

歳出合計325万2,006円、ゼロ円、90万9,994円。

歳入歳出差引残額62万2,414円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和 5 年 9 月 6 日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、9 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が河津駅前広場整備事業特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款財産収入119万4,324円、ゼロ円、ゼロ円。

2 款繰入金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款繰越金35万9,345円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款諸収入ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計155万3,669円、ゼロ円、ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款諸支出金119万4,324円、ゼロ円、33万1,676円。

歳出合計119万4,324円、ゼロ円、33万1,676円。

歳入歳出差引残額35万9,345円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、9ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が土地取得特別会計の決算でございます。

1枚めくってください。

議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計決算書。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款国民健康保険税1億8,805万4,538円、301万8,631円、1,748万6,711円。

2 款一部負担金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

3 款使用料及び手数料10万3,300円、1万3,500円、9万9,100円。

4 款国庫支出金ゼロ円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款県支出金6億8,647万2,581円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款財産収入1,327円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款繰入金7,165万192円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款繰越金4,332万344円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款諸収入524万8,162円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計 9 億9,485万444円、303万2,131円、1,758万5,811円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費564万8,702円、ゼロ円、166万298円。

2 款保険給付費 6 億6,622万1,995円、ゼロ円、1 億6,188万2,005円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億7,616万1,628円、ゼロ円、4,372円。

4 款財政安定化基金拠出金ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

5 款保健事業費991万2,319円、ゼロ円、598万3,681円。

6 款基金積立金1,327円、ゼロ円、673円。

7 款公債費ゼロ円、ゼロ円、20万円。

8 款諸支出金780万3,420円、ゼロ円、452万4,580円。

9 款予備費ゼロ円、ゼロ円、30万円。

歳出合計 9 億6,574万9,391円、ゼロ円、1 億7,455万6,609円。

歳入歳出差引額2,910万1,053円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、25ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が国民健康保険特別会計の決算でございます。

1 枚めくってください。

議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算書です。

次の1、2ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款保険料 2 億986万5,700円、91万8,150円、183万6,000円。

2 款手数料8,500円、8,200円、1 万9,900円。

3 款国庫支出金 2 億4,697万6,167円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款支払基金交付金 2 億5,464万3,000円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款県支出金 1 億4,470万847円、ゼロ円、ゼロ円。

6 款繰入金 1 億5,050万9,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款諸収入296万3,054円、ゼロ円、ゼロ円。

8 款財産収入1,716円、ゼロ円、ゼロ円。

9 款繰越金9,537万397円、ゼロ円、ゼロ円。

10 款分担金及び負担金110万1,250円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計11億613万9,631円、92万6,350円、185万5,900円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費887万6,006円、ゼロ円、89万5,994円。

2 款保険給付費 9 億724万1,409円、ゼロ円、4,717万9,591円。

3 款財政安定化基金拠出金ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

4 款地域支援事業費4,255万2,865円、ゼロ円、426万4,135円。

5 款公債費ゼロ円、ゼロ円、1,000円。

6 款基金積立金2,146万6,000円、ゼロ円、ゼロ円。

7 款諸支出金2,051万72円、ゼロ円、13万1,928円。

歳出合計10億64万6,352円、ゼロ円、5,247万3,648円。

歳入歳出差引残額 1 億549万3,279円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和 5 年 9 月 6 日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、29ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が介護保険特別会計の決算でございます。

1 枚めくってください。

議案第48号 令和 4 年度河津町後期高齢者医療特別会計の決算書でございます。

次の 1、2 ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料8,894万5,800円、1 万8,600円、11万4,600円。

2 款使用料及び手数料 1 万4,200円、1,500円、3,700円。

3 款繰入金2,848万2,747円、ゼロ円、ゼロ円。

4 款諸収入22万3,900円、ゼロ円、ゼロ円。

5 款繰越金34万3,100円、ゼロ円、ゼロ円。

歳入合計 1 億1,800万9,747円、2 万100円、11万8,300円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億1,738万6,547円、ゼロ円、558万9,453円。

2 款諸支出金21万4,000円、ゼロ円、11万8,000円。

歳出合計 1 億1,760万547円、ゼロ円、570万7,453円。

歳入歳出差引残額40万9,200円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和 5 年 9 月 6 日提出。

河津町長、岸重宏。

次に、11ページ目をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。説明は省略させていただきます。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算でございます。

議案第43号から議案第48号についてご説明させていただきました。

次のページ以降に財産に関する調書を提出してございますが、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

水道温泉課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら、着座にて説明をしてください。

○水道温泉課長（友田佳伸君） ありがとうございます。

議案第49号と議案第50号の決算認定についてご説明させていただきます。

お手元に令和 4 年度公営企業会計決算書のご用意をお願いいたします。

表紙をめくっていただきますと、議案第49号 令和 4 年度河津町水道事業会計決算書でございます。

2 枚めくっていただき、1 ページをお願いいたします。

令和 4 年度河津町水道事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

収入（税込み）です。

説明は、区分につきまして、当初予算額、補正予算額、合計、決算額の順に朗読、説明させていただきます。なお、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額と予算額に比べ決算額の増減につきましては、省略させていただきます。単位は円でございます。

第1款水道事業収益 2億1,190万1,000円、ゼロ円、2億1,190万1,000円、2億1,477万6,017円。

決算額のうち、仮受消費税1,721万3,858円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

説明は、区分につきまして、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額、合計、決算額の順に説明させていただきます。なお、地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額と不用額につきましては省略させていただきます。単位は円でございます。

第1款水道事業費用 1億8,657万9,000円、572万9,000円、ゼロ円、ゼロ円、1億9,230万8,000円、1億9,218万7,030円。

決算額のうち、仮払消費税746万6,639円。

次のページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出でございます。

説明につきましては、全て(1)収益的収入及び支出と同様の朗読、説明とさせていただきます。

収入（税込み）です。

第1款資本的収入2,136万7,000円、ゼロ円、2,136万7,000円、1,944万8,000円。

決算額のうち、借受消費税ゼロ円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

第1款資本的支出6,087万8,000円、ゼロ円、ゼロ円、6,087万8,000円、5,587万3,268円。

決算額のうち、仮払消費税243万9,928円。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,642万5,268円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額243万9,928円、過年度分損益勘定留保資金3,398万5,340円で措置した。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

続きまして、32ページの次の赤色のページをめくっていただきますと、議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算書でございます。

2枚めくっていただき、1ページ目をお願いいたします。

令和4年度河津町温泉事業決算報告書。

説明につきましては、水道事業決算報告書と同様の説明とさせていただきます。

(1)収益的収入及び支出。

収入（税込み）です。

第1款温泉事業収益1億1,228万6,000円、ゼロ円、1億1,228万6,000円、1億1,919万1,884円。

決算額のうち、借受消費税1,018万8,087円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

第1款温泉事業費1億259万1,000円、337万6,000円、ゼロ円、ゼロ円、1億596万7,000円、9,188万9,943円。

決算額のうち、仮払消費税460万1,972円。

次のページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出。

収入（税込み）です。

第1款資本的収入99万円、ゼロ円、99万円、429万円。

決算額のうち、借受消費税39万円。

次のページをお願いいたします。

支出（税込み）です。

第1款資本的支出279万円、ゼロ円、ゼロ円、279万円、191万9,489円。

決算額のうち、仮払消費税17万4,499円。

令和5年9月6日提出。

河津町長、岸重宏。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。また、質疑は議事進行上、議案番号順に、また、歳入歳出とも、款の順にお願いします。

議案第43号 令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 7番、上村でございます。

ちょっと具体的な数字の件じゃないんですけども、防災公園の件なんですけれども、令和4年度決算におけるほとんど進捗が見られていないというのがこの中に入っているかと思うんですけども、主要な施策を見ると、水道施設の検討をしたということしか載っていませんでしたので、令和4年度、これしか進まなかった、そして、今後、町長の考えとしてこれをどうやって進めていくのか。そして、もう5年ぐらいたつんですかね、最初の構想から。これだけ遅れている原因、理由、その辺をお伺いできればと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 防災公園の関係でございます。

もともとの計画の中で、防災公園の計画については、縦貫道の発生土を活用して、その上に防災公園を造りたいということで進めてまいりました。

土地については大分面積が大きいということもありまして、県の開発行為等の強靱化の関係、また県のほうで環境アセスの関係も出てきたりということで、大分調査等に時間がかかっております。

それから、今、議員お尋ねの水道の配水計画をつくらなきゃならないということも出ております。今、全体的な見直しを少し考えているというのは、実は当初は結構国のほうで堰堤といいますか、調整池なんかを含めたその上の土留めの部分についても大分出してくれるのかなという想定があったわけですが、実際の事業に係る段階になると、なかなか国のほうが予算的な部分が厳しいような状況の話もあります。計画自体はこれまで進めてきたんですけども、今、ちょっとその辺も含めて、もう一度費用と、その用地計画といいますか、それをもう少し考えなきゃならないのかなと思っております。

特に、もともとは防災ヘリの発着場を一番上に設けてということもあったんですけども、それについても、普通の救急のヘリと併せたヘリポートを予定していたわけですけども、

救急ヘリポートについてはバガテル公園に持っていくことによって、それから防災ヘリも、緊急時ということなものですから、そんなに使わないだろうということで、それについても、万一のときには別のヘリポートを使うことによってそれを補うかということは今考えております。

そのことによって、一番下の20メートルの壁を造る予定だったんですけども、それもなだらかな形にして、特に熱海市の土石流の関係なんかもあって、その辺環境も厳しくなっていることもありますので、少しその見直しも含めて、費用の点も見据えて、今、計画を少し考え直そうかなと、そんな検討しております。国との調整、県との調整があったりするので時間かかっていると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

かなり見直しが進んでいるという感じがするんですけども、結局金額的な面の話なのかなと思うんですけども、そういう検討を令和5年度、6年度、今年度やるのかちょっと分かりませんが、その辺のスケジュールといいますか、どういうふうな考えでやっていく考えなのか、もし分かればお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 町長のほうからも答弁がありましたけれども、今、見直しについて国のほうと調整をしている段階になります。発生土の搬入等の調整を行っているんですが、ちょっとまだそこまで達していません。設計について見直しが必要になりますので、それを精査ができれば、今年度中に、またちょっと委託という形でかけさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

もう一度図面を今年度中に考えましょうという話だろうかと思っておりますけれども、そうすると最終的にいつ頃完成が考えられるのか。その辺のスケジュール、大体で結構です。それと面積がかなり小さくなるという話ですけども、どれくらい上の面積が小さくなるのか、その辺の数字、大体で結構ですけども、お伺いできればと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 大体のスケジュールといいますと、今年度、国と調整がつきまして追加の設計の委託をやらせていただきたいと考えております。まだ詳しく調べてはいないんですけれども、その委託自体が1年程度要するんじゃないかと思われまして、それをしますと、設計が終わりまして、それで国のほうとのタイミングが合えば、令和7年度当初ぐらいには土を入れ始めるんじゃないかなというふうには考えております。

面積については今資料を持ってきていないんですけれども、土の搬入量につきましては、当初13万から4万ぐらい入れることを想定していたんですけれども、そちらの搬入量につきまして5万から6万立米ぐらいまで減らした状態になりますので、それに伴いまして施工工期も変わってくるんじゃないかと思われまして。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 分かりました。

ちょっともう一回確認です。13万入れるはずを5万に減らすのか、それとも5万になるのか、ちょっとその辺だけお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 5万立米程度になる予定で、今、考えております。

○7番（上村和正君） 了解しました。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） それでは、質疑がないようですので、次に進みます。

議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第48号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算認定についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号の8議案を、会議規則第39条第1項の規定により議員全員で構成する決算審査特別委員会へ付託したいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会へ付託することに決しました。

決算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

副議長に決算審査特別委員会委員長をお願いします。

委員長は、19日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

ただいまより19日午後3時まで休会とし、特別委員会での決算審査をお願いします。

19日は午後3時から会議を再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 3 日

9 月 19 日（火曜日）

令和5年河津町議会第3回定例会会議録

議事日程(第3号)

令和5年9月19日(火曜日)午後3時開議

- 日程第 1 議案第43号 令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第48号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算認定について
議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算認定について
- 日程第 2 発議第 3号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 第1常任委員会委員長報告について
- 日程第 4 河津町議会改革特別委員会委員長報告について
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 追加日程第 1 報告第4号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額)

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	稲葉吉一君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	土屋典子君	福祉介護課長	土屋勉君
産業振興課長	中村邦彦君	建設課長	臼井理治君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	友田佳伸君
教育委員会 事務局長	島崎和広君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長	山本博雄	書記	山田祐司
------	------	----	------

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） こんにちは。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第43号～議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、議案第43号 令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第48号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算認定について、議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算認定についてを議題とします。

以上、8本の議案につきましては、去る9月7日に議員全員で構成する決算審査特別委員会に付託してあります。

また、これに関して、委員長より審査報告書が提出されております。

これより本案について、委員長の審査報告を求めます。

3番、大川良樹委員長。

〔決算審査特別委員会委員長 大川良樹君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（大川良樹君） 朗読をもって説明させていただきます。

令和5年9月19日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

河津町議会決算審査特別委員会委員長、大川良樹。

1、令和4年度決算審査特別委員会審査報告書。

1、議案第43号 令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について

1、議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第48号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

1、議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算認定について

1、議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算認定について

本委員会に付託の上記8議案は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

次ページをお願いします。

令和5年9月19日。

令和4年度決算審査特別委員会付帯意見書。

河津町議会決算審査特別委員会委員長、大川良樹。

意見。

1、ふるさと納税のさらなる推進を図るため、用途の明確化策として感謝を伝える表示を検討されたい。

2、働く世代の移住定住促進のため、町有地への町営住宅建設を検討されたい。

3、河津小学校児童の命を守るため、新たな防災教育と訓練の強化を図られたい。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより議案第43号 令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第43号 令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。
お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第44号 令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第45号 令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第46号 令和4年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第47号 令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第48号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第48号 令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第49号 令和4年度河津町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算認定について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第50号 令和4年度河津町温泉事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、発議第3号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明をお願いします。

3番、大川良樹議員。

〔3番 大川良樹君登壇〕

○3番（大川良樹君） それでは、発議第3号について説明させていただきます。

発議第3号。

河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び河津町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年9月19日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。

賛成者、河津町議会議員、正木誠司、同じく北島正男、同じく渡邊昌昭、同じく桑原猛、同じく上村和正、同じく渡邊弘、同じく稲葉静、同じく宮崎啓次。

提案理由です。

新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、規定していたオンラインでの委員会開催等について改正するものです。

次のページをお願いします。

条例第 号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例。

河津町議会委員会条例（昭和63年河津町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項を次のように改める。

委員長は、重大な感染症のまん延又は大規模な災害の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条において「オンライン」という。）を活用して委員会を開催することができる。

第13条の2第2項中「委員は、オンラインを活用した委員会にオンラインにより参加を希望するときは、委員長に申請し、」を「委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ」に改める。

第18条第1項中「委員会」の次に「（第13条の2第1項の規定により開催するものを除く。）」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

次のページに新旧対照表を添付してありますので、参考としてください。

○議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時15分

○議長（遠藤嘉規君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○3番（大川良樹君） はい、すいません。

ちょっと一部私の漏れていまして、そこから読ませていただきたいと思います。

第14条第1項ただし書中「《委員長及び委員の除斥》」を削り、同条第2項中「参加」を「出席」に、「出席委員とする。」を「出席委員とみなす。」に改める。

第18条第1項中「委員会」の次に「(第13条の2第1項の規定により開催するものを除く。)」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

次のページに新旧対照表を添付してありますので、参考としてください。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第3号 河津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第1常任委員会委員長報告について

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、第1常任委員会委員長報告について、委員長から調査報告書が提出されております。

これより委員長の報告を求めます。

5番、渡邊昌昭委員長。

〔第1常任委員会委員長 渡邊昌昭君登壇〕

○第1常任委員会委員長（渡邊昌昭君） 5番、渡邊です。

朗読をもって報告とさせていただきます。

令和5年9月19日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

河津町議会第1常任委員会委員長、渡邊昌昭。

第1常任委員会調査報告書。

本委員会において調査検討した事件について、調査の結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

記

1、調査事件 公共交通に関する件。

2、調査の経過 別紙のとおり。

3、調査の結果。

(1)問題点。

町内の公共交通において、利用者のニーズに合わない面が多数ある。

- ・ 自主運行バスの減便。
- ・ 町営バスの利便性。
- ・ 町バスの試験運行の長期化と利便性。
- ・ 17時以降のタクシーが廃止され、夜間の移動が困難。
- ・ 社会福祉協議会が運営するボランティア移動支援事業の問題（利用回数制限、スタッフの確保、予約方法）。

(2)課題。

町民の高齢化が進み、今後も免許証の返納が見込まれる中、交通弱者の更なる増加が考えられる。現行の公共交通を見直し、町民の必要に応じた公共交通を早急に構築することが課題である。

4、まとめ。

これからの公共交通の在り方として、継続可能な体制が求められるとともに、町民の使い易さが求められる。配車アプリ等を利用した公共交通空白地有償運送が望ましく、当町に適

した公共交通を順次推進するための方策として町営バス及び町バスを見直し、デマンド型交通に置き換えることが考えられる。

具体的には次の点を挙げる。

- ・対象地域は町内全域。
- ・乗降場所は生活範囲であるごみ集積所等を目安とし、利便性を高める。
- ・対象者は高齢者をはじめとする交通弱者。
- ・有料制。
- ・予約方法は電話予約とネット予約に対応するなど、利用者に配慮する。
- ・社会福祉協議会の移動外出支援ボランティアの体制を参考に、行先を拡大するなど利便性を向上させる。
- ・運営主体を設置する（団体または企業へ委託。地域おこし協力隊や集落支援員制度等の活用）。
- ・各種制度やITを活用し、町民の需要に応じて柔軟に運行する使い勝手のよい公共交通を目指す必要がある。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 委員長の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって第1常任委員会委員長報告を終了します。

◎河津町議会改革特別委員会委員長報告について

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、河津町議会改革特別委員会委員長報告について、委員長から調査報告書が提出されております。

これより委員長の報告を求めます。

8番、渡邊弘委員長。

〔河津町議会改革特別委員会委員長 渡邊 弘君登壇〕

○河津町議会改革特別委員会委員長（渡邊 弘君） 河津町議会改革特別委員会からご報告をいたします。

朗読をもって報告をいたします。

令和5年9月19日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

河津町議会改革特別委員会委員長、渡邊 弘。

委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第47条第2項の規定により中間報告いたします。

記

1、調査事件 議会活動の改革に関する調査の件。

2、調査の経過 別紙のとおり。

3、調査の結果。

(1)反問権の付与について。

議員の質問・質疑に対して答弁する側に反問権を付与することで、議論の論点、争点の明確化を図り、より分かりやすく開かれた議会を目指す。

(2)議員のなり手不足解消について。

議員のなり手不足問題の深刻化からその一つの大きな要因として、議員報酬について全国的に議論するようになってきている。当町議会としても議会改革を進める中で、議員報酬の低さは大きな問題と認識しており、適切な報酬額を町特別職報酬等審議会において審議願う。

(3)今後継続してなり手不足解消について研究を進める。

以上。

○議長（遠藤嘉規君） 委員長の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって河津町議会改革特別委員会委員長報告を終了します。

◎日程の追加

○議長（遠藤嘉規君） 先ほど、町長から、報告第4号 専決処分の報告について、和解及び損害賠償額が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時26分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第1、報告第4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第4号。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により

これを報告する。

記

物損事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和5年9月19日提出。

河津町長、岸 重宏。

以下詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第4号について、説明をさせていただきます。

次の告示のほうをお開き願いたいと思います。

河津町告示第121号。

専決処分書。

物損事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第7号。

1 事故発生日時 令和5年6月30日 金曜日 午前9時ごろ。

2 事故発生場所 賀茂郡河津町見高521番1。

3 相手方 賀茂郡河津町見高521番地 富田明則。

4 事故の概要 上記の日時、場所において、姉妹都市児童交流の雨天対策のため海岸に設置していたテントが強風にあおられ、堤防を乗り越えて飛ばされ、駐車していた相手方車両に接触し、屋根の一部を破壊させた。

5 損害賠償額 11万3,850円。

こちらの案件でございますが、令和5年9月12日に相手方との示談が成立し、今回、9月12日に専決をしたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって専決処分等の報告について、和解及び損害賠償額の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所掌事務等の調査について会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） お諮りします。

今定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年度河津町議会第3回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和5年第3回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
報告第2号	令和4年度決算に基づく河津町健全化判断比率の報告について	5. 9. 7	
報告第3号	令和4年度決算に基づく河津町公営企業の資金不足比率の報告について	〃	
議案第41号	令和5年度河津町一般会計補正予算(第5号)	〃	原案可決
議案第42号	令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
議案第43号	令和4年度河津町一般会計歳入歳出決算認定について	5. 9. 19	認 定
議案第44号	令和4年度河津駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第45号	令和4年度河津町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第46号	令和4年度河津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第47号	令和4年度河津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第48号	令和4年度河津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃
議案第49号	令和4年度河津町水道事業会計決算認定について	〃	〃
議案第50号	令和4年度河津町温泉事業会計決算認定について	〃	〃
発議第3号	河津町議会委員会条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
	第1常任委員会委員長報告について	5. 9. 19	
	河津町議会改革特別委員会委員長報告について	〃	
報告第4号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償額）	〃	
	議員派遣の件	〃	決定
	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	〃	〃